

まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)
(2018 改訂版)

平成 30 年 12 月●日

まち・ひと・しごと創生総合戦略
(2018 改訂版)
(目次)

I. 基本的な考え方	1
1. 地方創生をめぐる現状認識	1
2. 人口減少と地域経済縮小の克服	4
3. まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立	4
4. 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定と改訂	6
II. 政策の企画・実行に当たっての基本方針	12
1. 従来の政策の検証	12
(1) 府省庁・制度ごとの「縦割り」構造	12
(2) 地域特性を考慮しない「全国一律」の手法	12
(3) 効果検証を伴わない「バラマキ」	12
(4) 地域に浸透しない「表面的」な施策	12
(5) 「短期的」な成果を求める施策	12
2. まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則	13
3. 国と地方の取組体制とPDCAの整備	15
(1) データに基づく国の「総合戦略」と「地方版総合戦略」	15
(2) 産官学金労言士の連携推進	16
(3) 政策間連携の推進	16
(4) 地域間連携の推進	17
III. 今後の施策の方向	18
1. 政策の基本目標	18

(1) 成果（アウトカム）を重視した目標設定	18
(2) 4つの「基本目標」	19
2. 「地方創生の更なる深化」のために	23
(1) ローカル・アベノミクスの一層の推進	23
(2) 新たな「枠組み」「担い手」「圏域」づくり	24
3. 政策パッケージ	27
(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする	28
(ア) 生産性の高い、活力に溢れた ^{あふ} 地域経済実現に向けた総合的取組	28
A 地域の技の国際化（ローカルイノベーション）	28
B 地域の魅力のブランド化（ローカルブランディング）	30
C 地域のしごとの高度化（ローカルサービスの生産性向上）	32
D 地域企業の経営体制の改善・人材確保等	33
E 地域全体のマネジメント力の向上	38
F ICT等の利活用による地域の活性化	39
G 地域の総力を挙げた地域経済好循環拡大に向けた取組	42
H 総合的な支援体制の改善	45
(イ) 観光業を強化する地域における連携体制の構築	46
(ウ) 農林水産業の成長産業化	51
(エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策	55
(2) 地方への新しいひとの流れをつくる	61
(ア) 政府関係機関の地方移転	61
(イ) 企業の地方拠点強化等	63
(ウ) 地方における若者の修学・就業の促進	64
(エ) 子供の農山漁村体験の充実	70
(オ) 地方移住の推進	72
(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	80
(ア) 少子化対策における「地域アプローチ」の推進	80
(イ) 若い世代の経済的安定	82
(ウ) 出産・子育て支援	83
(エ) 地域の実情に即した「働き方改革」の推進（仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現等）	85
(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する	90

(ア) まちづくり・地域連携	90
A まちづくりにおける地域連携の推進	90
B エリアマネジメント等によるまちづくりの推進	92
C 都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策 間連携の推進	93
D 地方都市における「稼げるまちづくり」の推進等	96
E まちづくりにおける官民連携・「見える化」の推進	98
F 人口減少を踏まえた既存ストックのマネジメント強化	100
G 中枢中核都市の機能強化	102
(イ) 「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）	103
(ウ) 東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応	107
(エ) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保	109
(オ) ふるさとづくりの推進	109
(カ) 健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進	110
(キ) 温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり	113
(ク) 地方公共団体における持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進	114

IV. 地方創生に向けた多様な支援-「地方創生版・三本の矢」-	118
--	------------

1. 情報支援の矢	118
(1) 「地域経済分析システム（RESAS）」の開発、DMO への情報支援	118
(2) RESAS の普及促進	118
2. 人材支援の矢	118
(1) 地方創生リーダーの育成・普及	118
(2) 地方創生コンシェルジュ	119
(3) 地方創生人材支援制度	120
3. 財政支援の矢	120
(1) 地方創生関係交付金	120
(2) 地方財政措置	122
(3) 税制	122
4. 国家戦略特区制度、規制改革、社会保障制度改革、地方分権改革等との連携	124

(1) 国家戦略特区制度等との連携	124
(2) 規制改革との連携	125
(3) 社会保障制度改革等との連携	126
(4) 地方分権改革との連携	128

おわりに	129
------	-----

付属文書 アクションプラン（個別施策工程表）

I. 基本的な考え方

1. 地方創生をめぐる現状認識

(人口減少の現状)

我が国の人口は、2008年をピークに減少局面に入っている。2017年10月1日現在の人口推計⁽¹⁾によると、我が国の総人口は1億2,670万6千人で、前年に比べ22万7千人の減少と、7年連続の減少となっている。65歳以上の高齢者人口は、3,515万2千人、総人口に占める割合（高齢化率）は27.7%と最高を記録し、我が国の高齢化は、世界的に見ても空前の速度と規模で進行している。

合計特殊出生率（以下「出生率」という。）は2005年に最低の1.26を記録した後上昇傾向となり、2015年には1.45まで上昇したものの、2016年は1.44と2年ぶりに低下し、2017年には1.43となった。一方、年間出生数は2016年に97万7千人となり、1899年の統計開始以来初めて100万人を割り込み、2017年には94万6千人となった。⁽²⁾

今後の見通しとして、2017年の日本の将来推計人口（出生中位（死亡中位）推計）⁽³⁾では、近年の出生率の上昇傾向を反映して、将来の出生率の仮定が1.44と前回の1.35よりも高く設定されており、2065年の総人口の推計は約670万人増加し8,808万人、老年（65歳以上）人口割合の推計は2ポイント低下し38.4%となり、人口減少の速度や高齢化の進行度合は、やや緩和されたものとなっている。

しかし、2018年の日本の地域別将来推計人口⁽⁴⁾では、2040年における推計値について、前回よりも総人口が減少した地方公共団体数は全体の約7割、年少（15歳未満）人口割合が低下かつ老年人口割合が上昇した地方公共団体数は約5割となっている。人口規模別に分析すると、人口規模が大きい市町村では人口のピークが後年にずれているところも見られる一方で、人口規模の小さい市町村ほど人口減少や高齢化の傾向が強まっており、前回より厳しい状況となっている。2045年の総人口は、東京都を除いた全ての道府県で2015年を下回ると推計されており、全体的な動向において、我が国の人口減少に歯止めがかかるような状況とはなっておらず、我が国における将来の人口減少と高齢化は依然として深刻な状況である。

(東京一極集中の傾向)

人口移動の面では、東京一極集中の傾向が継続している。2017年に東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）は、大阪圏（大阪府、京都府、兵庫県及び奈良県）や名古屋圏（愛知県、岐阜県及び三重県）が5年連続の転出超過を記録する中

⁽¹⁾ 総務省「人口推計（平成29年10月1日現在）」（2018年4月13日公表）。

⁽²⁾ 厚生労働省「平成29年（2017）人口動態統計（確定数）」（2018年9月7日公表）。

⁽³⁾ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（2017年4月10日公表）。

⁽⁴⁾ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」（2018年3月30日公表）より内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において集計（福島県は県のみ推計のため含まず）。

で、12万人の転入超過（22年連続）を記録した（転出者数36万2千人〔前年比2千人増〕に対し転入者数がこれを上回る48万1千人〔前年比3千人増〕となっており、東京圏への転入超過数は2011年以来5年ぶりに減少した2016年から一転、若干の増加に転じた。）⁽⁵⁾。このような状況の中で、2017年の東京圏の人口は3,643万9千人となり、全人口の約3割が集中している⁽⁶⁾。東京圏への転入超過数の大半は若年層であり、2017年は15～19歳（2万7千人）と20～29歳（9万1千人）を合わせて11万人を超える転入超過となっており、増加傾向にある（2017年は前年比2千人増であった。）⁽⁷⁾。

また、東京圏以外の地方における15～29歳の若者人口は、2000年から2015年までの15年間で約3割（532万人）⁽⁸⁾、出生数は約2割（17万人）と、東京圏と比較して大幅な減少（東京圏では若者人口約2割（175万人）、出生数約5%（2万人）の減少）が見られる。そのような中であって、東京都と沖縄県は15年間で出生数が増加しており、特に東京23区で増加している（23.6%）⁽⁹⁾。

全国の地方公共団体の状況を見ると、東京圏への人口転出超過状態には偏りがある。東京圏への転出超過数の多い地方公共団体は、政令指定都市や県庁所在市などの中核中核都市が大半を占めている。転出超過上位63の地方公共団体で約5割、200の地方公共団体で約7割、300の地方公共団体で約8割を占めている⁽¹⁰⁾。道府県別に見ると、転出超過数が多いのは大阪府、兵庫県、愛知県といった大都市圏を構成する府県であり、これに東日本の各県が続いている。

東京圏においては、都心部を中心に子育て世代が特に集中する地域では、保育所等の整備が課題となる一方で、今後高齢化が急速に進展し、2015年から2025年までの10年間で75歳以上の高齢者が175万人増加すると見込まれている⁽¹¹⁾。これに伴い、医療・介護ニーズが増大し、医療・介護人材を中心に地方から東京圏への人口流出が一層進む可能性が指摘されている。

もとより、東京は引き続き我が国の成長エンジンとしての役割を果たすとともに、世界をリードする国際都市として発展していくことが重要である。しかしながら、過度な東京一極集中は、経済活動ではサービス産業を中心とした効率性、日常生活ではその利便性、生活及びビジネスの場面では人や情報の交流の直接性など集積のメリットを超えて、通勤時間の長さ、住宅価格の高さ、さらに、保育サービスや高齢者介護サービスにおける多数の待機者など、生活環境面で多くの問題を生じさせる。東京に人や資産が一極集中している状態は、首都直下地震などの東京を範囲と

⁽⁵⁾ 総務省「住民基本台帳人口移動報告平成29年（2017年）結果」（2018年1月29日及び4月26日公表）。

⁽⁶⁾ 総務省「人口推計（平成29年10月1日現在）」（2018年4月13日公表）。

⁽⁷⁾ 総務省「住民基本台帳人口移動報告平成29年（2017年）結果」（2018年1月29日及び4月26日公表）。

⁽⁸⁾ 総務省「人口推計」より内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において集計。

⁽⁹⁾ 厚生労働省「人口動態統計」より内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において集計。

⁽¹⁰⁾ 2017年の住民基本台帳の人口移動のデータに基づき、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において集計。

⁽¹¹⁾ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」（2018年3月30日公表）。

した巨大災害に伴う被害そのものを大きくするのみならず、日本経済全体に大きなダメージを与える。

以上から、東京一極集中是正は、国を挙げて取り組むべき喫緊の課題である。

(地域経済の現状)

地域の経済動向を見ると、第二次安倍内閣発足前と比較して、完全失業率は全ての都道府県で改善し、有効求人倍率は、史上初めて全ての都道府県で1倍を超え、時間当たりの賃金も全ての都道府県で上昇するなど、雇用・所得環境の改善が続いている。

一方、少子高齢化や人口減少といった構造変化もあり、地方によっては経済環境に厳しいところも見られる。消費や生産といった経済活動の動向は地域間でばらつきがあり、東京圏とその他の地域との間には一人当たり県民所得等に差が生じている。

また、今後高齢化が更に進展することに伴い、労働供給の停滞が地域経済の成長制約となる可能性がある。加えて、地方において大多数を占める中小企業は、大企業と比べて人手不足感が高まっていることにも注意が必要である。

さらに、2025年に70歳を超える中小企業の経営者のうち約半数は後継者未定である。これら後継者未定の中小企業等は日本企業全体の約3割に相当し、そのうち約半数は黒字企業であるため、現状を放置した場合には、地域経済を支える「稼げる企業」が消滅していくおそれがある。

2. 人口減少と地域経済縮小の克服

経済の好循環が地方において実現しなければ、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラル（悪循環の連鎖）に陥るリスクが高い。そして、このまま地方が弱体化するならば、地方からの人材流入が続いてきた大都市もいずれ衰退し、競争力が弱まることは必至である。

したがって、人口減少を克服し、将来にわたって成長力を確保するため、引き続き以下の基本的視点から人口・経済・地域社会の課題に対して一体的に取り組む。

① 「東京一極集中」を是正する

地方から東京圏への人口流出に歯止めをかけ、「東京一極集中」を是正するため、「しごとの創生」と「ひとの創生」の好循環を実現するとともに、東京圏の活力の維持・向上を図りつつ、過密化・人口集中を軽減し、快適かつ安全・安心な環境を実現する。

② 若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する

人口減少を克服するために、若い世代が安心して就労し、希望どおり結婚し、妊娠・出産・子育てができるような社会経済環境を実現する。

③ 地域の特性に即して地域課題を解決する

人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応し、中山間地域をはじめ地域が直面する課題を解決し、地域の中において安全・安心で心豊かな生活が将来にわたって確保されるようにする。

人口減少の克服は構造的な課題であり、解決には長期間を要する。仮に短期間で出生率が改善しても、出生数は容易には増加せず、人口減少に歯止めがかかるまでに数十年を要する。一方で、解決のために残された選択肢は少なく、無駄にできる時間はない。こうした危機感を持って、国及び地方公共団体は、国民と問題意識を共有しながら人口減少克服と成長力確保に取り組む。

3. まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

地方創生は、言うまでもなく「ひと」が中心であり、長期的には、地方で「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくるという流れを確かなものにしていく必要がある。

その上で、現在の課題の解決に当たって重要なのが、負のスパイラルに歯止めをかけ、好循環を確立する取組である。アベノミクスを全国津々浦々まで浸透させるためには、地域資源をいかした「しごと」をつくり、地方の「平均所得の向上」を実現することが重要である。地方の「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を

呼び込む好循環を確立し、地方への新たな人の流れを生み出すこと、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻し、人々が安心して生活を営み、子供を産み育てられる社会環境をつくり出すことが急務である⁽¹²⁾。

このため、以下に示すような、まち・ひと・しごとの創生に、同時かつ一体的に取り組む必要がある。

(1) しごとの創生

地域に根付いたサービス産業の活力・生産性の向上、雇用のミスマッチに対する経済の状況や変動に応じた円滑な対応など、「雇用の質」の確保・向上に注力する。特に、若い世代が地方で安心して働くことができるようになるためには、「相応の賃金」＋「安定した雇用形態」＋「やりがいのあるしごと」といった要件を満たす雇用の提供が必要となる。労働力人口の減少が深刻な地方では、こうした「雇用の質」を重視した取組こそが重要であり、経済・産業全体の付加価値や生産性の継続的な向上につなげていくことが必要となる。

また、域外から稼げる高付加価値商品の発掘とその販路の開拓や、地域への新たな「ひと」の流れの創出など、地域経済に新たな付加価値を生み出す核となる企業・事業の集中的育成、都市部の企業の地方移転、価値ある企業を存続させ新たな雇用創出にもつながる事業承継の円滑化、農業・観光・中核企業等といった地域産業の活性化・地域経済の振興等を通じて、将来に向けて安定的な「雇用の量」の確保・拡大を実現する。さらに、サービス業の生産性を向上させるとともに付加価値の高い新たなサービス・製品の市場を創出するには、多様な価値観を取り込むことが重要で、この点からも女性の活躍が不可欠である。女性が活躍する場をつくることは、女性がその地域に魅力を感じ、居場所を見出し、住み続けることにつながることから、地域における女性の活躍を推進する。

(2) ひとの創生

地方への新しい「ひと」の流れをつくるため、「しごと」の創生を図りつつ、若者の地方での就労を促すとともに、地域内外の有用な人材を積極的に確保・育成し、地方への移住・定着を促進するための仕組みを整備する。

若者をはじめとして、暮らしの環境を心配することなく、地方での「しごと」にチャレンジでき、安心して子供を産み育てられるよう、結婚から妊娠・出産・子育てまで、切れ目のない支援を実現する。

(3) まちの創生

「しごと」と「ひと」の好循環を支えるためには、人々が地方での生活やライフ

⁽¹²⁾ 都市部には、仕事等の条件がかなえば地方への移住を希望する人が約4割いるとの調査結果もある（内閣官房「東京在住者の今後の移住に関する意向調査」（2014年））。

スタイルのすばらしさを実感し、安心して暮らせるような、「まち」の集約・活性化に取り組むとともに、急速な人口減少が進む地域においては地域の暮らしの基盤の維持・再生を図ることが必要となる。また、それぞれの地域が個性をいかし自立できるよう、ICT等も活用しつつ、まちづくりにおいてイノベーションを起こしていくことが重要である。

このため、中山間地域等において地域の^{きずな}絆の中で人々が心豊かに生活できる安全・安心な環境の確保に向けた取組を支援するとともに、地方都市の活性化に向けた都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成の推進や、広域的な機能連携、大都市圏等における高齢化・単身化の問題への対応、災害への備え、医療・介護・福祉・教育などの地域生活を支えるサービスの確保や地域コミュニティの維持・再生、データを活用したまちづくりなど、それぞれの地域の特性に即した地域の課題解決と活性化に取り組む。

4. 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定と改訂 **（「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の意義）**

まち・ひと・しごとの創生に向けた取組は、個々の問題事象への対症療法ではなく、「しごと」、「ひと」、「まち」の間における自律的かつ持続的な好循環の確立につながらなければならない。このためには、個々の地域の実態の正確な把握と分析に基づき、各政策がバラバラとなることなく一体的に取り組まれ、相乗効果の発揮を含めて効果の検証と見直しを行っていく体制を確保することが必要である。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定、平成29年12月22日改訂。以下「総合戦略」という。）は、こうした問題意識の下で、まち・ひと・しごと創生会議の構成員である有識者も参画して、地方公共団体の首長や関係府省庁からのヒアリング・意見交換を含めて検討を行った結果や、各界から寄せられた数多くの提言等を踏まえ、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第8条に基づき策定したものであり、2015年度を初年度とする今後5か年の目標や施策の基本的方向及び具体的な施策をまとめている（付属文書の「アクションプラン（個別施策工程表）」においては、個別施策の「成果目標」と「取組内容」を盛り込んでいる。）。

地方においても、現時点において47都道府県、1,740市区町村で「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、これらを合わせて「地方版総合戦略」という。）が策定され、各地域の実情に即した具体的な取組が行われている。「地方版総合戦略」の策定に当たっては、多様な関係者の参画を得た検討が行われ、ほぼ全ての地方公共団体が地域住民から意見を聴取し、8割以上の地方公共団体が中高大学生を含む若者から意見を聴取している。このように、地方創生実現のためには、地方公共団体・住民双方が自らの地域の現状に正面から向き合うことが重要となる。

(第1期の総仕上げに向けた基本的認識)

2017年度においては、5か年の「総合戦略」の中間年に当たることから、4つの基本目標及び基本目標を達成するための各施策に係る重要業績評価指標（KPI）の総点検を行った。その結果を踏まえると、基本目標②「地方への新しいひとの流れをつくる」については、各種施策の効果が十分に発現するに至っていないことから、東京一極集中是正に向けた一層の取組強化を図る必要がある。

同時に15歳以上の就業者については、東京圏では増加（160万人増）しているのに対し、地方では大幅に減少（228万人減）している⁽¹³⁾。こうした中で、地方においては、中小企業を中心として企業の人手不足感が高まっており、今後の成長制約となる可能性がある。

その一方で、地方には、通勤時間が短く家族との時間がとりやすいことなどの魅力が溢れており、様々な理由で地方に移住する動きが見られる。

このような認識のもと、2018年度は、地方において個人の希望をかなえるという質的な視点はもとより、地方における担い手確保という量的な視点をも実現する観点から、若者等が夢や希望を抱いて地方へ移住する動きを加速させ、女性や高齢者等の活躍、外国人材の受入れ等を推進するため、「ひと」と「しごと」に焦点を当てた「わくわく地方生活実現政策パッケージ」を策定し、「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）に盛り込むとともに、地方の魅力を高めるまちづくりの推進に向け、中枢中核都市の機能強化など、「まち」にも焦点を当てた方策を「地域魅力創造有識者会議」において検討することとした。

(「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の着実な実行)

東京圏への過度な一極集中が継続する中、地方の担い手不足が指摘されている。一方で、若い世代を中心に、地方移住への関心の高まりが見られる。

(1) UIJターンによる起業・就業者創出（6年間で6万人）

「地方にこそ、チャンスがある」といった若者・女性等の夢や希望を抱いて地方へ移住する動きを後押しし、東京23区在住者・通勤者が、地方へUIJターンして、地域における社会的課題の解決に取り組む起業や中小企業等に就業する際に伴う移住について地方創生推進交付金を活用して支援する（P）。この際、移住支援金を受給した移住者を採用した中小企業等に対して、雇用関係助成金により、その採用活動に要した経費の一部を助成するなどの関係省庁と連携した取組を行うことを検討する。

あわせて、東京圏から地方へのUIJターンによる就業の促進に向け、東京圏の求職者や移住希望者を対象として、都道府県による求人情報を民間事業者と

⁽¹³⁾ 総務省「労働力調査基本集計」のデータに基づき、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において作成。

も連携して、一元的に検索できる枠組みを構築する。

具体的には、都道府県が、上記移住支援と併せて行うマッチング支援事業として、地方の中小企業等の求人広告を提供するマッチングサイトの開設などの取組を支援するとともに、求人情報に加え、住まいの情報を含む生活に関わる情報についても、容易に参照できるよう移住者視点での情報提供を充実させる。

取組は、次期「総合戦略」の5か年も含めた「6か年集中プラン」として実行する。

(2) 女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし（6年間で24万人）

「子育てが一段落したので就業したい」、「会社引退後も就業を通じて社会と接点を持ちたい」といった女性・高齢者等の希望をかなえるとともに、人手不足に直面する中小企業等の人材確保等を図るため、地域における社会的課題の解決に取り組む起業に対する支援を行うとともに、都道府県が官民連携のプラットフォームを形成し、支援対象者の掘り起こしや中小企業等の職場環境改善支援、マッチング等を一体的かつ包括的に実施する事業の支援を実施する。その際、リカレント教育などの関係省庁の施策等との連携を図る。

取組は、次期「総合戦略」の5か年も含めた「6か年集中プラン」として実行する。

(3) 地方における外国人材の受入れ

地域における新たな担い手として、外国人材の更なる活躍が期待されることから、その能力を最大限に発揮し、地域における担い手として定着できるよう地方における外国人材の受入れを推進する。

具体的には、外国人材による地方創生支援制度や地方公共団体等に雇用される外国人材に対する「包括的な資格外活動許可」の付与、高度人材ポイント制の拡充や在留資格変更手続の簡素化等を行う。

さらに、新たな在留資格⁽¹⁴⁾が創設されたことを踏まえ、大都市圏その他の特定の地域に外国人が過度に集中することなく、地域の人手不足に的確に対応し、地域の持続的発展につなげていく必要があるため、地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図る地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組について、地方創生推進交付金により積極的に支援する。

また、これらの取組とともに、将来的なUIJターンにつながる「関係人口」の拡大に向け、地域おこし協力隊の拡充や子供の農山漁村体験の充実にも取り組む。

⁽¹⁴⁾ 真に受入れが必要と認められる人手不足の分野に着目し、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れるため、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）において、在留資格「特定技能」が創設された。

(地方の魅力高めるまちづくりの推進)

(1) 中枢中核都市の機能強化

地方の中枢中核都市は、相当の人口規模を有し、産業活動、住民生活の基盤や、国際的な投資の受入れ環境等の機能を備え、活力ある地域社会を維持するための拠点として、近隣市町村を含めた地域全体の経済、生活を支え、東京圏への人口流出を抑制する機能が期待される。

一方で、東京圏への人口転出の状況を見ると、政令指定都市などの中枢中核都市からの人口移動が多い。

このような状況の打開に向け、中枢中核都市が抱えている課題を解決し、その魅力を向上するため、政策テーマに応じて、関係省庁連携によるハンズオン支援を行うとともに、地方創生推進交付金をはじめとする各種支援策を活用した支援を行う。

(2) 人口減少社会に対応した「まち」への再生

現在多くの市町村において進められているコンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けた動きを推進するため、中心市街地活性化などの関係施策に加え、郊外に多い住宅団地のまちづくりの取組を強化する必要がある。

高度経済成長期を中心に当時の経済・社会状況を前提に開発された住宅団地は、一斉に居住者の高齢化が進行しているが、就業・交流の場などの多様な用途を導入することにより、職住近接の就業機会の創出や起業環境の整備等を進めるなど、高齢者や女性を含めた多世代協働のまちづくりへの転換を検討する。加えて、高齢者が安心して住み続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築と併せて、医療・福祉施設や生活利便施設、地域交通機能の充実を検討する。

具体的には、地域の特性を踏まえ、公的機関、企業、住民、NPOなどの多様な主体が連携し、課題解決に取り組むことができる体制の構築を検討する。また、住宅団地について、地域を区切って、ワンストップで土地利用等の協議や処理を進めることにより、スピード感をもって課題解決に取り組む制度の構築を検討する。あわせて、空き家や公共施設などのストックの有効活用に向けた取組の強化を検討する。

(「地方創生版・三本の矢」)

地方創生は一朝一夕に成果が出るものではないが、それぞれの地方が「自助の精神」を持って自らのアイデアで、自らの未来を切り拓くことが重要である。国としては引き続き、意欲と熱意のある地域の取組を、情報、人材及び財政の3つの側面から支援（「地方創生版・三本の矢」）していくこととする。

(Society5.0の実現、持続可能な開発目標(SDGs)に向けた取組等の推進)

人工知能（AI）や IoT⁽¹⁵⁾等もたらす技術革新は、これまでの生活や経済社会を画期的に変えようとしている。こうした中、我が国が目指すべき未来社会の姿として、「Society5.0⁽¹⁶⁾」を提唱しているところである。具体的には、サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させることにより、地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細やかに対応したモノやサービスを提供することで経済的発展と社会課題の解決を両立し、人々が快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる、人間中心の社会として Society5.0 の実現を目指すこととしている。

少子高齢化の最前線である地方においてこそ、Society5.0 を実現し、また、第4次産業革命のイノベーションを取り入れることで、それぞれの地域の魅力を最大限にいかし、自立した豊かな地方の姿を実現していくことが重要である。そのため、様々な特色を有する全国各地の実情に応じた Society5.0 の在り方について検討を進める。また、AI、ビッグデータなどの新技術を直接実装し、第4次産業革命を体現する最先端都市「スーパーシティ」構想の実現に向けた取組を進めていく。

また、地方創生の一層の推進に当たっては、持続可能な開発目標（SDGs⁽¹⁷⁾）の主流化を図り、SDGs 達成に向けた観点を取り入れ、経済、社会及び環境の統合的向上などの要素を最大限反映する。具体的には、全国の地方公共団体等による地域における自律的好循環、持続可能なまちづくりを目指した取組を推進することで、政策推進の全体最適化、地域課題解決の加速化等の相乗効果を創出し、地方創生の更なる実現につなげていく。なお、これらの取組に当たっては、女性をはじめ、高齢者・障害者等を含めたあらゆる人々の活躍の推進といった観点も踏まえることが期待される。

さらに、近年、集中豪雨や気温上昇など気象の急激な変化に伴い自然災害が多発している。このため、国土強靱化等、安全・安心に関する取組と連携しながら地方創生の取組を進めていく。

（第1期の総仕上げと次のステージに向けて）

2019年度は、第1期「総合戦略」における最終年であり、地方創生の実現にとって、極めて重要な1年となる。

国は、改めて最終年を迎えることを自覚し、これまでの地方創生の取組の成果や課題を今一度正確に調査・分析し、第1期の総仕上げに取り組む。あわせて、第1期の

⁽¹⁵⁾ Internet of Things の略。日本語で「モノのインターネット」とも言われる。あらゆる物がインターネットにつながるための技術、新サービスやビジネスモデルを指す。

⁽¹⁶⁾ 狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）において初めて提唱された。

⁽¹⁷⁾ Sustainable Development Goals の略。2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの。また、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成28年12月22日第2回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定）において、政府全体及び関係府省庁における各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たっては、SDGsを主流化することとされており、実施のための主要原則の一つに「包摂性」が示されている。

総仕上げを踏まえて、Society5.0の実現やSDGs達成に向けた取組をはじめとする現在と将来の社会的変化を見据え、地方創生の新たな展開としての飛躍に向け、次期の総合戦略策定の準備を開始する。

地方公共団体においても、地方創生の深化に向け、切れ目ない取組を進めることが求められる。各地方公共団体において、現行の「地方版総合戦略」の進捗状況を検証するとともに、各地域の実情を踏まえ、現行の「地方版総合戦略」の総仕上げと次期「地方版総合戦略」における政策課題の洗い出し等を進めることが必要である。

このため、これまでの地域の創意工夫の成果である各地の優良事例・先進的事例の横展開や全国規模のフォーラムの開催など、第1期の総仕上げや次期戦略策定に資するような広報及び啓発を推進する。

Ⅱ. 政策の企画・実行に当たっての基本方針

1. 従来の政策の検証

従来講じられてきた地域経済・雇用対策や少子化対策が抱える以下の5つの課題は、地方創生において引き続き対処が求められる点である。

(1) 府省庁・制度ごとの「縦割り」構造

地域の経営人材の確保・育成に関しては、各府省庁で政策手法が似通うことが多く、事業相互の重複や、小粒な事業が乱立する傾向にある。一方で、移住希望者向けのワンストップ窓口を設置した地方公共団体が移住希望地の上位に急上昇した事例等に見られるように、「縦割り」構造を排除し、政策に横串を通す効果は非常に大きい。

(2) 地域特性を考慮しない「全国一律」の手法

各府省庁の個別補助金政策は、個別の政策目的の観点から実施されるため、使用目的を狭く縛ってしまうことが多く、結果として地域特性や地域の主体性が考慮されないことが多い。また、公募型事業等では、全国から多数の申請が出され、「小粒で似たような」事業が全国で多数展開される傾向がある。

(3) 効果検証を伴わない「バラマキ」

財源が限られている中、効果検証を客観的・具体的なデータに基づいて行う仕組みが整っていない施策は、「バラマキ」との批判を受けやすい。政策目的が明確でないことや、適切かつ客観的な効果検証と運用の見直しのメカニズムが伴っていないこと等に根本的な原因がある。

(4) 地域に浸透しない「表面的」な施策

従来の施策の中には、対症療法にとどまり、構造的な問題への処方箋としては改善の余地があったものも多い。地方で起きている社会経済現象は有機的に絡み合っており、各分野の施策を構造的に組み立て、「深み」のある政策パッケージを立案・推進する必要がある。しかし、現実には表面的で単発の施策が多い。

(5) 「短期的」な成果を求める施策

政策が成果を出すためには、一定の時間が必要とされる。それにもかかわらず、中長期的な展望やプランを持たずに、単年度のモデル事業という形で取り組まれている施策や、短期間で変更・廃止を繰り返している施策が多い。また、専門人材の育成には一定の時間が必要となるが、地方公共団体において、必要となる専門人材の育成が不十分との指摘もある。

2. まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則

こうした従来の政策の弊害を排除し、人口減少の克服と地方創生を確実に実現するため、次の5つの政策原則に基づきつつ、関連する施策を展開することが必要である。

(1) 自立性

各施策が一過性の対症療法にとどまらず、構造的な問題に対処し、地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるようなものにする。また、この観点から、特に地域内外の有用な人材の積極的な確保・育成を急ぐ。

具体的には、施策の効果が特定の地域・地方、あるいはそこに属する企業・個人に直接利するものであり、国の支援がなくとも地域・地方の事業が継続する状態を目指し、これに資するような具体的な工夫がなされていることを要する。また、施策の内容検討や実施において、問題となる事象の発生原因や構造的な背景を抽出し、これまでの施策についての課題を分析した上で、問題となっている事象への対症療法的な対応のみならず、問題発生の原因に対する取組を含んでいなければならない。

(2) 将来性

地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。活力ある地域産業の維持・創出、中山間地域等において地域の^{きずな}絆の中で心豊かに生活できる環境を実現する仕組み等も含まれる。

なお、地方公共団体の意思にかかわらず、国が最低限提供することが義務付けられているナショナルミニマムに係る施策に対する支援は含まれない。

(3) 地域性

国による画一的手法や「縦割り」的な支援ではなく、各地域の実態に合った施策を支援することとする。各地域は客観的データに基づき実状分析や将来予測を行い、「地方版総合戦略」を策定するとともに、同戦略に沿った施策を実施できる枠組みを整備する。国は、支援の受け手側の視点に立って人的側面を含めた支援を行う。

したがって、全国的なネットワークの整備など、主に日本全体の観点から行う施策は含まれない。施策の内容・手法を地方が選択・変更できるものであり、客観的なデータによる各地域の実状や将来性の分析、支援対象事業の持続性の検証の結果が反映されるプロセスが盛り込まれていなければならない。また必要に応じて広域連携が可能なものである必要がある。

(4) 直接性

限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるため、ひとの移転・しごとの創出やまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施する。地方公共団体に限らず、住民代表に加え、産業界・大学・金融機関・労働団体・言論界・士業（産官学金労言士）の連携を促すことにより、政策の効果をより高める工夫を行う。

この観点から、必要に応じて、施策の実施において民間を含めた連携体制の整備が図られている必要がある。

(5) 結果重視

効果検証の仕組みを伴わないバラマキ型の施策は採用せず、明確な PDCA⁽¹⁸⁾メカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う。

すなわち、目指すべき成果が具体的かつ適切な数値で示され、その成果が事後的に検証できるようになっていなければならない。また、成果の検証結果により取組内容の変更や中止の検討が行われるプロセスを組み込むことにより、その検証や継続的な取組改善が容易に可能である必要がある。

⁽¹⁸⁾ PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

3. 国と地方の取組体制と PDCA の整備

政策5原則に基づき、まち・ひと・しごとの一体的な創生を図っていくに当たっては、地方の自立につながるよう地方自らが考え、責任を持ってそれぞれの「地方版総合戦略」を推進し、国は伴走的に支援することが必要である。国はまち・ひと・しごと創生長期ビジョン（平成26年12月27日閣議決定。以下「長期ビジョン」という。）とそれを踏まえた5か年の「総合戦略」に、地方公共団体は中長期を見通した「地方人口ビジョン」と5か年の「地方版総合戦略」に基づき、地方創生を深化させていく。

そのためには、国及び地方公共団体において、経済・社会の実態に関する分析を行い、EBPM⁽¹⁹⁾（確かな根拠に基づく政策立案）の考え方の下、中長期的な視野で改善を図っていくためのPDCAサイクルを確立することが不可欠である。また、行政だけではなく、産官学金労言士や住民代表の参画を得ることで、縦割りの^{かんせい}陥穽にはまることなく、効果的・効率的なサービス提供が可能となる。そうした統合的な体制の下、既存の政策同士の連携を促し、経済的・社会的ニーズを満たすために必要な政策体系を整える。同時に、都道府県や市区町村といった既存の行政単位に閉じず、必要に応じて広域的な取組ができるよう地域連携を促す。また、国・地方の情報システム改革や業務改革（BPR⁽²⁰⁾）等による運用コストの削減や業務体制の改革を通じ、捻出した「財源」や「人材」も活用する。

（1）データに基づく国の「総合戦略」と「地方版総合戦略」

国は、短期・中期の成果目標を掲げた政策パッケージを推進し、それぞれの進捗について、アウトカム指標を原則としたKPIで検証し改善する仕組み（PDCAサイクル）を確立し、地方と連携して地方創生に取り組む体制を整えている。その一環として、「地域経済分析システム（RESAS）」を開発し地方公共団体や一般の利用者に提供するとともに、その活用の支援や地域での取組について広報活動を展開している。

地方公共団体が地域の特性や資源を分析し、「地方版総合戦略」の企画立案等を進めるに当たっては、地域金融機関や政府系金融機関等の知見等を積極的に活用するとともに、地域内外の有能なマネジメント人材を確保・育成・活用することが必要である。それによって、それぞれの地域課題に応じ、補助金・税制・規制緩和といった従来型の手法のみならず、負荷をかける手法も含めた施策を検討することが望まれる。引き続き、RESASの活用等を通じ、地域経済や少子化の状況等を踏まえた地域ごとに異なるアプローチの下、それぞれの「地方版総合戦略」に地域の課題や実情に応じたKPIを設定するとともに、データによる政策効果検証を行い、政策を改善するPDCAサイクルに取り組むことが重要である。また、国は、地域の所得

⁽¹⁹⁾ Evidence-Based Policy Making の略。

⁽²⁰⁾ Business Process Re-engineering の略。

向上に向けた取組の分析等を通じ、地方公共団体における取組の参考となる情報を提供する必要がある。さらに、地域が直面する課題の解決に向けて、地方公共団体のオープンデータの取組を推進するなど、官民が保有するデータの流通・利活用に取り組む必要がある。

(2) 産官学金労言士の連携推進

国は、各界からの有識者で構成されるまち・ひと・しごと創生会議での議論を経て「長期ビジョン」と「総合戦略」を決定した。また、「総合戦略」に盛り込まれた政策パッケージの推進においても、「日本版 CGRC 構想有識者会議」、「政府関係機関移転に関する有識者会議」、「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議」、「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」、「わくわく地方生活実現会議」、「地域魅力創造有識者会議」等を通じ、多様な関係者や専門家の知見を取り入れるとともに、既に取組を進めている政策については、その進捗状況や今後の取組の方向性について意見聴取をする機会を設けている。地方創生が自立的な取組となるためには、産業界との連携が重要であり、地域の経済・社会的課題の解決に資する取組の発掘と支援のための方針について明らかにするべく、「地域しごと創生会議」を開催し、取りまとめを行った。引き続き、行政だけに閉じない体制の下で地方創生を多面的に進め、経済・社会の需要に沿ったユーザーフレンドリーな施策展開を進める。

地方公共団体においても、多様な関係者が一体となった形でそれぞれの「地方版総合戦略」が策定され、各地域の実情に即した具体的な取組が進められている。この段階においても、多様な関係者との更なる連携の維持・強化が重要である。さらに、各地域の地方創生の取組を推進するに当たり、それをリードする人材を、地域や分野の枠にとらわれずに活用する。

とりわけ、地方公共団体や取引先とのネットワークを通じ、各地域の事情に精通した地域金融機関には、事業への有益なアドバイスとファイナンスを通じて、地域経済の活性化に貢献するなど各地域の地方創生の取組への一層積極的な関与を求めていく。

(3) 政策間連携の推進

国は、各地域の取組を支援する施策を用意するに当たり、地域ごとの取り組みやすさに配慮しつつ、関係施策の目標や内容、条件等を関係府省庁間で統一又は整理し、可能な限りパッケージ化するとともに、ワンストップ型の執行体制の整備に引き続き努める。また、国は、地域ごとの特性をいかした個性^{あふ}れる地方創生が実現されることを目指し、全国一律ではなく、各地域が必要な施策を選択できるよう、支援施策のメニュー化及びホームページの活用等による各府省庁の支援施策の一

元的な情報提供やマッチングを今後も進める⁽²¹⁾。

地方公共団体においても、「地方版総合戦略」の推進に当たり、例えば創業者支援の際、産業振興政策のほか子育て期女性の再就職促進政策や移住・定住政策等を連携させるなど、政策間連携の視点が浸透してきている。事業の企画立案・実施に当たって、引き続きパッケージ化やワンストップ化を推進する必要がある。

(4) 地域間連携の推進

国は、地方公共団体間の広域連携に関し、経済成長の^{けん}牽引等の機能を有する連携中枢都市圏の形成を促進し、財政面や情報面での支援等を行う。あわせて、定住自立圏の形成を引き続き進め、全国各地において、地域連携による経済・生活圏の形成を推進する。

地方公共団体は、こうした地域連携施策を活用しつつ、地域間の広域連携を積極的に進める。既に観光や医療福祉の分野ではこうした地域間連携の観点が取り入れられているが、他の分野においても必要に応じて同様の連携を図り、現状分析もその連携エリア単位で行い、抽出された課題をそれぞれの「地方版総合戦略」に反映させ対応策を進める。また、都道府県は、市区町村レベルの地域課題を、自らの「地方版総合戦略」にも反映させ、市区町村と連携を取り、地方創生を進める。

⁽²¹⁾ 2015年7月より、移住関連情報がインターネット上で一元的に得られる全国移住ナビの一般供用が開始された。

Ⅲ. 今後の施策の方向

1. 政策の基本目標

(1) 成果（アウトカム）を重視した目標設定

「総合戦略」は、政策の「基本目標」を明確に設定し、それに基づき適切な施策を内容とする「政策パッケージ」を提示するとともに、政策の進捗状況について KPI で検証し、改善する仕組み（PDCA サイクル）を確立する必要がある。

こうした観点から、政策の「基本目標」については、日本の人口・経済の中長期展望を示した「長期ビジョン」を踏まえ、「総合戦略」の目標年次である 2020 年において国として実現すべき成果（アウトカム）を重視した数値目標を設定している。

【「長期ビジョン」が示す中長期展望】

「長期ビジョン」では、中長期展望として、「2060 年に 1 億人程度を維持すること」が示されている。これを実現するためには、出生率の向上を図り、人口減少に歯止めをかけることが必要である。

若い世代の結婚・子育ての希望が実現するならば、出生率は 1.8 程度の水準まで改善することが見込まれる。この希望が実現した場合の出生率（国民希望出生率）＝1.8 は OECD 諸国の半数近くの国が実現している。我が国においてまず目指すべきは、若い世代の希望の実現に取り組み、出生率の向上を図ることである。

また、若い世代を中心とする東京圏への流入が日本全体の人口減少につながっている。東京圏へは年間 10 万人程度の転入超過が近年も続き、更に拡大する兆しもあり、こうした「東京一極集中」の是正に取り組む必要がある。

さらに、成長力の確保の視点からは、「人口の安定化」を進めると同時に、労働力人口の減少を補う上で「生産性の向上」が必要不可欠である。「人口の安定化」と「生産性の向上」の両者が実現するならば、2050 年代の実質 GDP 成長率は 1.5 ～ 2% 程度を維持することが可能と見込まれている。

(2) 4つの「基本目標」

「総合戦略」では、以下の4つの「基本目標」を国レベルで設定し、地方における様々な政策による効果を集約し、人口減少の歯止めや、「東京一極集中」の是正を着実に進めていく。

<基本目標①> 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

「しごと」と「ひと」の好循環を確立するため、まずは、地方における「しごと」づくりから着手する。2013年の東京圏への転入・転出状況を見ると、35歳未満の若い世代で約10万人の東京圏への転入超過となっている一方、35歳以上は若干の地方への転出超過となっている。

東京圏への一極集中を是正するためには、若い世代の東京圏への転入超過を解消する必要があり、そのためには、地方において毎年10万人の若い世代の安定した雇用を生み出せる力強い地域産業の競争力強化に取り組む必要がある。

具体的には、初年度（2016年度）2万人、翌年度（2017年度）4万人と、毎年度2万人ずつ段階的に地方に雇用を創出し、2020年以降は毎年10万人の若い世代の安定した雇用を生み出す力を持った地域産業の競争力強化に取り組む⁽²²⁾。そして、2020年までに、累計で30万人の若い世代が安心して働ける職場を新たに生み出す。

また雇用の量ばかりでなく、職種や雇用条件、生活環境の不適合等による雇用のミスマッチや、女性の就業機会の不足などの理由により、地方でいかされない潜在的な労働供給力を地域の雇用に的確につなげていくため、魅力ある職場づくりや、労働市場環境の整備に取り組み、正規雇用等の割合の増加、女性の就業率の向上など、労働市場の質の向上を図る。

なお、こうした「しごと」づくりを地域の経済力・消費力に的確につなげていくため、参考指標として賃金上昇率を計測することとする。

■若者雇用創出数（地方）

2020年までの5年間の累計で地方に30万人の若い世代の安定した雇用を創出

→現状：27.1万人

⁽²²⁾ 東京圏への10万人の転入超過を解消するためには、廃業等による失業分を考慮した上で、10万人の雇用を創出する必要があるが、現時点では、世代要因による雇用の自然減、産業の新陳代謝に伴う適正な廃業率水準等の知見が不足していることから、まずは10万人の雇用創出目標からスタートし、今後、的確な評価を得ることによって、廃業等による失業分を考慮した雇用の純増目標を検討し、適切な設定を行う。

■若い世代の正規雇用労働者等⁽²³⁾の割合

2020年までに全ての世代と同水準を目指す

15～34歳の割合：92.2%（2013年）

全ての世代の割合：93.4%（2013年）

→現状：2017年15～34歳の割合 95.0%

全ての世代の割合 95.0%

■女性の就業率向上

2020年までに77%を実現（25～44歳の女性の就業率、2013年69.5%）

→現状：2017年74.3%

※参考計測：賃金上昇率

<基本目標②> 地方への新しいひとの流れをつくる

内閣官房の調査によれば、東京圏在住者の約4割が地方への移住について、「移住する予定」又は「今後検討したい」としている一方、移住に対する不安・懸念の第一は地方の雇用であるという調査結果がある。今後、地方で生み出す毎年10万人分の雇用を、こうした潜在的希望者による地方への移住・定着に結び付けるべく、東京圏から地方への移住の促進、地方出身者の地元での就職率向上など、地方への新しい「ひと」の流れづくりに取り組み、「しごと」と「ひと」の好循環を確立する。

具体的には、地方に生み出す年間10万人分の雇用創出力を活用しつつ、年間47万人の地方から東京圏への転入者を年間6万人減少させ、年間37万人の東京圏から地方への転出者を年間4万人増加させる。こうした東京圏から地方への新たな「ひと」の流れづくりにより、東京圏からの転出者と、東京圏への転入者を均衡させ、東京一極集中の流れを止めることを目指す。

■東京圏から地方への転出 4万人増加（2020年時点、2013年比）

→現状：2017年8,810人減少

■地方から東京圏への転入 6万人減少（2020年時点、2013年比）

→現状：2017年1万4,445人増加

■上記により、2020年時点で東京圏から地方への転出・転入を均衡

→現状：2017年11万9,779人転入超過

⁽²³⁾ 自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。

＜基本目標③＞ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

出生動向基本調査によれば、調査に協力した独身男女の約9割は結婚の意思を持ち、希望子供数も2人程度となっている。若い世代の結婚・子育ての希望が実現するならば、出生率は1.8程度の水準まで改善することも見込まれ、地域における少子化の流れにも歯止めをかけることができる。この「希望出生率1.8」の実現は、「一億総活躍社会」の実現に向けた将来目標の一つとして掲げられている。

こうした将来目標の実現も視野に置き、地域の実情に即し、結婚・妊娠・出産・子育てをしやすい地域づくりに向けた取組を進め、安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合を40%以上とする。また、若い世代が安心して働ける質の高い職場を生み出し、結婚希望の実現率を80%に引き上げていくとともに、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス⁽²⁴⁾）の確保に取り組むことによって、夫婦が希望する子育て環境を提供し、夫婦の予定する子供数の実現割合を95%に引き上げるよう取り組むこととする。

■安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合	40%以上（2018年3月時点40.5% ⁽²⁵⁾ ）
■第1子出産前後の女性の継続就業率	55%（2015年53.1%）
■結婚希望実績指標 ⁽²⁶⁾	80%（2015年68%）
■夫婦子ども数予定実績指標 ⁽²⁷⁾	95%（2015年93%）

⁽²⁴⁾ 誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等に係る個人の時間を持てる健康で豊かな生活のこと。

⁽²⁵⁾ 内閣府において実施した「インターネットによる共生社会及び子ども・子育て支援に関する意識調査」（2018年3月）において、「結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と考えている人の割合。

⁽²⁶⁾ 結婚の希望（既に希望を実現したと考えられる有配偶者を含む。）と、「総合戦略」の期間（5年間）経過後の結婚の実績の対比を指標として設定。具体的には、「調査時点より5年前における、18～34歳の人口に占める有配偶者の割合（国勢調査）と5年以内の結婚を希望する者の割合の合計（A）」に対する「調査時点における23～39歳の人口に占める有配偶者の割合（国勢調査）（B）」の比率（ $=B/A$ ）を算出。

⁽²⁷⁾ 夫婦の平均予定子供数（完結出生児数の調査対象となる夫婦が調査対象であった期間の平均）に対する完結出生児数（結婚持続期間15～19年の夫婦の子供数）の比率。

<基本目標④> 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

「しごと」と「ひと」の好循環を支えるためには、「まち」に活力を取り戻し、人々が安心して暮らす社会環境をつくり出すことが必要である。しかし、多くの地方都市や中山間地域等では人口減少・少子高齢化に直面し、医療・福祉・商業等の生活サービス機能の維持が困難になることが予想される。このため、地域の特性に即し、コンパクトなまちづくりと、これと連携した交通ネットワークの形成を基礎とした多層的な地域構造を構築し、日常生活サービスや高次都市機能等を持続的に提供できる活力ある地域を形成する。

具体的には、立地適正化計画制度⁽²⁸⁾の活用により、都市の中心拠点や生活拠点に生活サービス機能の誘導を図るとともに、その周辺や公共交通沿線に居住の誘導を図る。また、コンパクトなまちづくりと連動した産業戦略の確立により、サービス産業など地域に根差した域内型産業の生産性向上等を図る。なお、これらの取組に関し、地方公共団体においても適切な KPI を設定し PDCA サイクルを確立できるよう、指標の有効性の検証や議論を踏まえて、設定に当たり参考となる KPI 例を国が提示することとする。

■立地適正化計画を作成する市町村数 300 市町村(2018 年 5 月 1 日時点 161 都市)

■立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数 100 市町村 (2018 年 4 月 1 日時点 28 都市)

■市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数 100 市町村 (2018 年 4 月 1 日時点 43 都市)

■公共交通の利便性の高いエリア⁽²⁹⁾に居住している人口割合

(三大都市圏)	90.8% (2017 年度 91.1%)
(地方中枢都市圏)	81.7% (2017 年度 79.3%)
(地方都市圏)	41.6% (2017 年度 38.9%)

⁽²⁸⁾ 都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)に基づく計画制度。

⁽²⁹⁾ 以下の圏域に含まれるエリアを指す。

- ・鉄道駅勢圏：オフピーク時に、片道運行間隔 20 分以下の駅を中心とする半径 1 km 圏内
- ・路面電車・新交通システム駅勢圏：オフピーク時に、片道運行間隔 20 分以下の駅・電停を中心とする半径 500m 圏内
- ・バス路線沿線圏：オフピーク時に、片道運行間隔 15 分以下のバス路線から沿線 300m 圏内

■地域公共交通再編実施計画⁽³⁰⁾の認定総数 100 件（2018 年 8 月末時点 24 件）

2. 「地方創生の更なる深化」のために

(1) ローカル・アベノミクスの一層の推進

「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す地方創生の理念を実現する。そのためには、地域経済に人材と資金を呼び込めるような、生産性が高く、活力に^{あふ}れた、収益性のある産業を形成し、若者や女性、働き盛りの世代にとって魅力のある職場を生み出すことによって、地方の「平均所得の向上」を実現し、ローカル・アベノミクスの浸透を図ることが必要である。

このため、①それぞれの地方が持つ魅力や資源を最大限活用した「しごと」の創出、②地方の空き店舗などの遊休資産の有効活用等、③様々なデータを活用・検証し地域の実相を把握する取組、④国家戦略特区や規制改革、地方分権改革等、地域に対する政策連携の強化を図る。

①地域の「稼ぐ力」の向上

地域資源を活用した持続性のある企業化を進めるとともに、域内のしがらみに閉じこもりがちな地域経済の殻を破り、域外から稼ぎ、域外から人材や投資を呼び込めるような開放的な力強い地域経済をつくり上げ、地方の賃金を引き上げていく。具体的には、地域商社事業を積極的に活用した地域の産品等の販路拡大、観光地経営の視点に立った観光地域づくりやブランディングの中心となるDMO⁽³¹⁾などの新たな事業推進主体の形成、サービス業の生産性向上、中堅・中小企業等の事業承継や事業再生、新規創業の活性化に努めるとともに、地方都市において地域の「稼ぐ力」や「地域価値」の向上を図る「稼げるまちづくり」の取組の全国展開を図る。また、第4次産業革命等の地域の未来につながる投資を促進し、地域における「稼ぐ力」の好循環システムを構築するため、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」（平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。）に基づき、地域の特性をいかした地域経済牽引事業を促進し、地域に経済的波及効果を生み出すことを目指す。特に、少子高齢化の最前線である地方においてこそ第4次産業革命の技術を社会実装すべきであり、地方における近未来技術の実装による新しい地方創生を目指す。

なお、地域金融機関には、地域企業に対し、融資による資金供給に加え、ファ

⁽³⁰⁾ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく計画制度。

⁽³¹⁾ Destination Management/Marketing Organizationの略。様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランディング、ウェブ・SNS等を活用した情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、戦略策定等について、地域が主体となって行う観光地域づくりの推進主体。

ンドの活用等を通じたリスク性資金の供給への寄与、さらに地方公共団体と共同で進める事業の収益性や継続可能性等の目利きとしての貢献⁽³²⁾が期待される。このような観点から、金融機関等の地域企業を支援する取組をモニタリングするとともに、地方創生に資する特徴的な取組事例を表彰し公表する。

②地域における資産・人材の活用等

地方では、空き店舗、遊休農地、古民家等といった遊休資産が多く見られるが、発想の転換を行い、これらを資源として有効活用することで、地域の魅力を引き出す。また、地方公共団体によるシェアリングエコノミー⁽³³⁾の導入・連携を支援する。地域人材の活用では、地方創生に関わる事業における税理士等といった「士業」との積極的な連携を行う。また、「地方創生カレッジ」による地方人材の育成等に取り組む。

③地域の実相を把握する取組

人口減少、過疎化が構造的に進行し、疲弊する地域経済を真の意味で活性化させていくためには、地域の現状・実態を正確に把握した上で、将来の姿を客観的に予測し、その上で、地域の実情・特性に応じた施策の検討とその実行が不可欠である。このため、国が地域経済に関わる様々なビッグデータ（企業間取引、人の流れ、人口動態等）を収集し、かつ、分かりやすく「見える化（可視化）」するRESASの提供により、真に効果的な施策の立案、実行、検証（PDCA）を支援する。また、外部有識者による地方創生関係交付金の効果検証や課題分析の実施、地域別産業連関表の活用にも取り組む。

④地域に対する政策連携の強化

予算・税制に加え、国家戦略特区や規制改革、地方分権改革等との連携等、関係府省庁が一体となって、あらゆる政策を総動員し、地方創生を強力に進めていく。

(2) 新たな「枠組み」「担い手」「圏域」づくり

「稼ぐ力」、「地域の総合力」、「民の知見」によってローカル・アベノミクスを実現し、まち・ひと・しごとの好循環を生み出すためには、従来の「縦割り」の事業や取組を超えた、新たな「枠組み」づくり（官民協働及び地域連携）や新たな「担い手」づくり（地方創生の事業推進主体の形成や専門人材の確保・育成）、生活経

⁽³²⁾ 銀行の行うことができるコンサルティング業務の対象は、現在の取引先の事業に限定されるわけではなく、今後取引先となる可能性が高い者との事業も含まれる。また、地方公共団体と地域企業との共同事業も含まれる。

⁽³³⁾ 個人等が保有する活用可能な遊休資産等（資産（空間、モノ、カネ等）や能力（スキル、知識等））を他の個人等も利用可能とする経済活動。

済実態に即した新たな「圏域」づくり（「広域圏域」から「集落生活圏」まで）が重要となる。地方創生に向けてあらゆる主体が連携・協働して地方創生の取組を深化させることにより、一過性の取組では達成できない長期的な成果の実現が可能となる。

①新たな「枠組み」づくり

地方創生の深化に向けて、従来の「縦割り」を超えた官民協働と地域連携による、新たな「枠組み」づくりに取り組む必要がある。

例えば、コンパクトシティや中心市街地活性化の取組においては、都市の「稼ぐ力」を高めるという都市経営の観点から、実際に都市において活動を行う民間事業者との官民協働により、地方公共団体の枠組みを超えた戦略やエリアマネジメントを進めることが求められる。「生涯活躍のまち（日本版 CCRC）」の推進においても、地方公共団体と地域の事業者が官民協働で取り組むことにより、地方移住の促進や高齢者の就労・社会参加促進、医療・介護関連の雇用機会の確保といった多岐にわたる効果が期待される。また、DMOの形成をはじめとする広域的な観光地域づくりや単一行政区域を超えた広域的な課題解決のためには、複数の地方公共団体が連携して事業に取り組む地域連携が欠かせない。

それらに加え、高齢者ケア、育児支援などの社会福祉サービス事業、中山間地域などの暮らしを支える生活サービス事業、農産品・工芸品等を活用した地域産品事業、賑わいのあるまちづくり事業、人材育成・教育支援事業などの社会的意義の高い事業シーズが多く残されているが、その多くが収入のかなりの割合を補助金が占める状況に陥りやすく、その持続可能性について課題を残している。このため、これらを克服するソーシャルベンチャーが創出される環境づくりを目指す。

②新たな「担い手」づくり

地方創生を担う新たな「担い手」づくりとして、新たな事業推進主体の形成や専門人材の確保・育成を推進する必要がある。観光振興の分野におけるDMOは、客観的なデータや指標を用いてマーケティングやマネジメントを行い、地域内の官民協働や広域的な地域連携により、魅力ある観光地域づくりを行う事業推進主体として重要な役割が期待される。副業や兼業は、新たな技術の開発、オープンイノベーションや起業の手段等として有効であるとされている。

地方創生の深化に向けた様々な枠組みづくりや取組は、実際にこれを担う専門人材の確保・育成・活躍を伴って初めて実現する。そのため、「地方創生人材プラン」等に沿って、各分野・各地域における人材の発掘、研修・育成、マッチングから着任後のサポートまで、各ステージにおける支援策を確立し、地方創生を担う専門人材について官民協働で体系的、総合的に確保・育成していくことが重要である。こうした取組に加え、地域の多様性を尊重しつつ各地域で行われてい

る人材育成・活用の取組を全国的な連携等により各地へ広げていくための方策を検討するなど、地方創生を担う「ひとづくり」の強化を進めていく。

③新たな「圏域」づくり

地方創生の深化のためには、地域の生活経済実態に即した新たな「圏域」づくりに取り組む必要がある。この圏域は、「広域圏域」から「集落生活圏」までを含めた多様なものが考えられ、それぞれの圏域において連携・協働体制の下で効率的な経済活動が展開されることで、住みよい生活環境の実現につながる。

「広域圏域」という観点からは、連携中枢都市圏や定住自立圏の形成等を積極的に推進するとともに、今後、広域的な経済振興施策を担う官民連携組織が形成されることが期待される。また、中山間地域等においては、「小さな拠点」の形成により、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要となる。この場合、人口減少や経済力の低下等により地域の生活サービスや介護サービスの存続が危ぶまれる地域においては、その地域の経済力を維持させるコミュニティビジネスの展開を行い、自立的・持続的な地域づくりに取り組む必要がある。

3. 政策パッケージ

「総合戦略」においては、地方が「地方版総合戦略」を策定・実施していくに当たり必要と考えられる政策パッケージを掲げている。

それぞれの「政策パッケージ」は、関係府省庁が一体となって準備した施策から構成され、併せてそれぞれの施策に応じた工程表を用意している。その中には、短期的に実施が可能な施策と、構造的な改革を視野に入れた中長期的な施策の両方が含まれているが、いずれのメニューを組み合わせて採用し、どのようなスピード感で取組を進めていくかは、最終的に、地方が自ら、「地方版総合戦略」の策定を通じて、判断していくこととなる。

国は、政策5原則の下、地方がその特性に合わせて政策メニューを効果的に活用し、各地域独自の「地方版総合戦略」を策定・実施できるよう、現状の分析から戦略の策定・評価まで支えていく。また、支援策の利用者の立場に立った政策実施環境を整えると同時に、地方における政策メニューの選択や、政策展開によって上げられた成果を踏まえ、「政策パッケージ」の内容自体も不断に見直していくこととする。

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 A 地域の技の国際化（ローカルイノベーション）

【施策の概要】

地域に、グローバルな展開も視野に入れたイノベーションの創出を進めていくため、①大学、研究機関、企業等の連携による地方創生に資する日本型イノベーション・エコシステムの形成（国内各分野の先端を支え、地域経済を牽引している地域中核企業⁽³⁴⁾のグローバル・イノベーター企業への脱皮やグローバル・イノベーター企業による国際的な事業展開の拡大等）、②潜在成長力のある企業⁽³⁵⁾の地域中核企業への革新を実現していく。これらを通じて、地域発のグローバルイノベーションを創出する。

【主な重要業績評価指標】

■地域中核企業候補等の先導的プロジェクトを毎年 200 程度を目安に、5 年間で約 1,000 支援し、平均売上高 20 億円（2011 年度）⁽³⁶⁾ を、取引先への波及効果も含め、5 年間で3倍増とすることを目指す

【主な施策】

◎ (1)-(ア)-A-① 地方創生に資する日本型イノベーション・エコシステムの形成

地方創生に資する日本型イノベーション・エコシステムの形成に向け、大学等における民間企業との共同研究実施件数又は金額の増加、産学官が集積したイノベーション創出拠点の構築を目指し、関係府省庁にて取組を進めているところである。

具体的な取組として、「橋渡し」促進のための大学や公的研究機関（国立研究開発法人産業技術総合研究所、公設試験研究機関（以下「公設試」という。）等）及び中堅・中小企業間の連携・共同研究を実施してきた。それとともに、目利き人材による大学等の研究成果と民間企業ニーズのマッチング・連携の支援、産学官が集積したイノベーション創出拠点の構築支援等を実施してきた。

今後は、これまでの取組に加え以下の活動を展開することにより、日本型のイノベーション・エコシステムを構築する。また、こうした取組

⁽³⁴⁾ 「地域経済を牽引している地域中核企業」については、例えば、売上高当期純利益率が10%（大企業平均は3.8%）を超える中小企業数が約3,600社、中小企業白書（2014年版）の調査結果により地域経済を牽引しているとされているコネクターループ企業^{けん}の数が3,621社、経済産業省の各種表彰制度や分析（元気なものづくり中小企業等）の対象が約2,000社あること等から、おおよそ数千社の規模で存在していると推定される。

⁽³⁵⁾ 「潜在成長力のある企業」については、例えば、売上高当期純利益率が大企業の平均（平均3.8%）を超える中小企業数が約1.7万社、R&Dを行うなど積極的な投資を行っている中小企業数が把握できている範囲で3.4万社あることから、おおよそ数万社の規模で存在していると推定される。

⁽³⁶⁾ 細谷祐二（2014）「グローバル・ニッチトップ企業論」、白桃書房。ニッチトップ型企業663社の平均売上高。

を通じ、地域中核企業のグローバル・イノベーター企業への脱皮、グローバル・イノベーター企業による国際的な事業展開の拡大を進める。

1. 各府省庁連携の下、経験豊富な人材による企業事業化戦略の支援や企業のニーズと大学・研究機関等とのマッチング機能の強化、大学・公的研究機関等による「橋渡し」の強化等を通じ、地域における新たな技術・サービスの開発強化を進め、地域経済を牽引することができるようなプロジェクトを組成する。
2. 地域の大学、公的研究機関等が、特色ある研究資源をいかしつつ、事業化経験を持つ人材も活用しながら、大学等における産学連携機能の強化を通じて、地域の発展に寄与するシステムを構築する。また、地域の公設試等が調整役となり、地域が主体となった地域の中堅・中小企業の持つニーズに対し、地域の大学・公設試・高等専門学校等のシーズをマッチングさせた研究開発・新事業展開を支援する。
3. ベンチャーキャピタルや技術マッチングサービス等を展開している民間事業者等との連携も視野に、地域発のベンチャー企業の育成等を通じて、地域に埋もれた中核的な技術の発掘と育成を図る。あわせて、地域を先端的な科学技術の社会実装の場として活用することで、社会課題の解決に貢献するとともに、民間による新たなサービスの創出につなげる。

また、標準化活用支援パートナー機関（地方公共団体・産業振興機関、地域金融機関、大学・公的研究機関等）と標準化の専門機関である一般財団法人日本規格協会の連携による支援体制を更に充実させ、グローバル市場を見据えて地域に眠る優れた技術・製品の発掘とその標準化の支援を展開する。

4. 国際市場に通用する事業化等に精通した専門家であるグローバル・コーディネーターを組織化した「グローバル・ネットワーク協議会」を活用し、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等を支援するとともに、地域の支援機関と連携して、地域の支援機関の能力向上を図りつつ、関係機関等と連携し、航空機、新素材等成長分野ごとの共通課題への対応やプロジェクト間連携の促進を図る。
5. 多様な分野の研究者・技術者のニーズに対応するための高度利用支援体制の運営による研究施設等の共用を促進する。

◎ (1)-(ア)-A-② 潜在成長力のある企業の地域中核企業への革新

地域におけるイノベーションの創出を進め、地域の潜在的成長力を持った企業の掘り起こしと育成に向けた取組をこれまでも実施しているところである。

具体的には、中核企業創出支援、政策金融・ODA を活用した中小企業等の海外展開支援、全国の大学と地域企業のマッチング・連携の支援等を実施してきた。

今後も引き続き、事業化戦略や販路開拓等の知見や人脈を有する支援人材を活用し、地域の中堅・中小企業の中から、優れた技術等を有し地域経済を牽引する地域中核企業へと成長できる企業を発掘するとともに、地域の支援機関の連携支援体制を整備し、地域中核企業による新事業のためのノウハウ獲得から、事業体制の整備、事業化戦略の策定、研究開発、販路開拓まで、事業段階に応じた総合的な支援を行う。また、関係機関等と連携し、航空機、新素材等成長分野ごとの共通課題への対応やプロジェクト間連携の促進を図る。

その際、国と地方公共団体の役割分担を整理し、地方公共団体が地域の強みを把握・分析し、地域の支援機関等と積極的に連携することを促進して、地域の自立的な支援体制の構築を図る。

B 地域の魅力のブランド化（ローカルブランディング）

【施策の概要】

地域の農林水産業・観光等の成長産業化に向け、地域のしがらみ（横並び意識、横連携の難しさ、世代間の認識のずれ）や人材不足の問題を克服し、戦略策定と事業遂行を適切に行うことで、必要な人材・資金等を域外から積極的に呼び込めるような環境整備を図る。また、独自の中規模の市場確立⁽³⁷⁾に向けた販路開拓やブランド化、地域資源を活用したローカル・クールジャパンの展開等を進める。

【主な重要業績評価指標】

■世界水準のDMO（先駆的インバウンド型DMO）の形成数 100

■モデル的地域商社の設立数 100（2018年64）

【主な施策】

◎ (1)-(ア)-B-① ブランディング戦略の確立、DMOの育成・支援等

地域の農林水産業・観光等の成長産業化に向け、域外からの必要な人

⁽³⁷⁾ 地域の特性をいかした工芸品、農林水産物、観光資源の多くは、その良さをいかしたままに供給できる量に限界があり、いきなり全国規模のマス市場を狙うと、その性格自体が変わってしまうことがある。語らずともその良さの分かる地元の小規模市場だけでなく、全国規模のマス市場の中に溶け込んでしまうのでもない、その良さを理解できる中規模の市場を、従来の消費市場に加える形で確立していくことは、地域に新たな付加価値をもたらす上で不可欠の取組である。

材・資金等の呼び込みや中規模市場の確立への販路開拓・ブランド化の取組を推進してきたところ、2018年10月時点において、203市町村が215の「ふるさと名物応援宣言」を行っており、また特産品等開発事業による市場取引達成率は96.4%（2018年3月末時点）に達している。

具体的な取組として、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）に基づく事業計画の認定や、伝統的工芸品の支援策、ふるさと名物商品・旅行券事業等の実施を通じた地域に根付く産品等の販路開拓支援等を実施してきた。

今後は、これまでの取組に加え、既に地域に豊富に存在する観光資源、農産品や伝統的工芸品といった地域産品や自然などの地域資源を活用した、域外からの「稼ぐ力」の強化を目指し、地域一体となったマーケティング、販路開拓を進めていくため以下の取組を進める。

1. 観光地経営の視点に立った観光地域づくりを推進し、地域全体としてのブランディング戦略の確立を図るため、日本版DMO登録制度を効果的に運用し、DMOの形成・育成を加速する。また、DMOを担う人材を育てるための人材育成プログラムの開発・提供を行うとともに、観光地域のマネジメントやマーケティングを行うためのツールである「DMOネット」の提供により、戦略的なマーケティングの導入促進、DMO間の連携の促進や優良事例の横展開を行い、地域の個性を活かした魅力ある観光地域づくりを促進していく。

その上で、訪日外国人旅行者を戦略的にターゲットとし、地域の創意工夫を活かした魅力的なコンテンツを提供できる体制を構築している、世界水準のDMO（先駆的インバウンド型DMO）の形成を図っていく。

2. 地域商社協議会等を通じて見いだされた地域商社の先導的な取組を加速させるため、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）を通じたスタートアップ支援、商品開発等のプロデューサー派遣支援、さらには独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）による海外展開支援やクールジャパン施策との連携等による販路開拓・海外展開支援の他、「プロフェッショナル人材戦略拠点」を通じた人材支援、地域未来投資促進法に基づいた設備導入支援等、創業段階から海外に進出する段階まで、ステージに応じた政策パッケージを構築し地域商社事業をワンストップで支援するとともに、地域の事業者をつなぐ要となっている金融機関等を関与させることで効果的に施策を推進する。

あわせて、「ふるさと名品オブ・ザ・イヤー」をはじめ、地域の産品と消費者を直接つなげ、伝えるために行われている全国レベルで

の民間の活動を活性化させ、地域製品の良さを都市部の消費者に伝える機会を拡大する。

3. 地域資源を活用した商材の磨き上げや海外販路開拓及び観光・地域特産品等の情報発信の強化により、ローカル・クールジャパンを推進する。
4. 官民含めた地域全体のブランディングの動きを支えるため、模倣品の排除に有効な商標権の取得・活用を推進する。

C 地域のしごとの高度化（ローカルサービスの生産性向上）

【施策の概要】

地域のサービス生産性向上に向け、地域企業間の連携を促し、ITをはじめとした戦略的・効率的な投資の普及を促す。また「サービス産業チャレンジプログラム」等をはじめとして、ベストプラクティスの普及、サービス経営人材の育成、支援拠点の整備、認証制度の普及、海外展開の支援などのサービス産業の生産性向上に向けた各施策を推進し、地域のサービス産業全体の生産性向上を図る。

【主な重要業績評価指標】

- サービス産業の労働生産性の伸び率 0.8%（2011年～2013年平均）を約3倍（2.0%）に拡大（2016年-0.38%）

【主な施策】

◎ (1)-(ア)-C-① サービス産業の生産性向上

地域のサービス生産性向上に向け、日本経済再生本部による「サービス産業チャレンジプログラム」の決定を踏まえつつ、「日本サービス大賞」の創設、中小企業やロボット未活用領域におけるロボット導入実証などの取組をこれまで実施している。引き続き、大都市圏と比べても相対的に低く、地域経済全体の生産性のボトルネックとなっている地域のサービス産業の生産性を引き上げるため、以下の取組を進める。

1. 外部から地域のサービス産業への投資を積極的に呼び込むため、地域サービス企業間の連携を促し事業規模を集積させることで、ITをはじめとした戦略的・効率的な投資の普及を促す。
2. 業種ごとに先進的な事例を整理し、それを横展開していくための改善普及活動を推進する。

さらに、「サービス産業チャレンジプログラム」における各施策を地方において有効に展開するための体制整備を図るため、地域金融機関等と連携しつつ、地域のサービス産業プラットフォーム形成や地方公共団体によるサービス産業振興策パッケージへの支援に取り組むとともに、

専門支援人材のリスト化、認定支援機関の「見える化」により、事業者と支援人材・機関とのマッチングを促す。

加えて、IoTの戦略的活用等を通じて、ローカル・サービスの生産性向上を推進する。具体的には以下の取組を進める。

1. 2020年までに、全国の約半数の地方公共団体が国と連携し、地元のサービス事業者にワンストップで対応できるようにするとともに、生産性向上に向けたノウハウを各地域に浸透させる体制を構築する。さらに、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）の認定計画に基づく優良事例の発掘・横展開、サービス経営人材の育成、「おもてなし規格認証」の全国約30万社による認証取得に向けた取組等を進める。
2. 地域におけるIoTビジネス創出のための取組を「地方版IoT推進ラボ」として選定し、新しいIoTビジネスの創出を推進する。
3. IoTやクラウド等を活用して訪日外国人旅行者のデータを事業者間で連携する「おもてなしプラットフォーム」を構築し、生産性の高い観光サービス提供を推進する。

また、サービス生産性を向上させるためには、事業者や消費者が集中する地域をつくり上げる必要がある。そのため、スタジアム・アリーナ等を地域の賑わい・交流の核としてスポーツ観戦や飲食業、宿泊業、観光業など複合的な機能を提供するような地域開発等を進める。具体的には、地方公共団体において地元の合意形成の中核を担う人材確保を促すなどスタジアム・アリーナ改革による地域交流拠点の創出や、施設の効率的整備・運営に向けた民間活力の導入促進、地域未来投資促進法の活用等を通じた地域経済を牽引する地域ぐるみ事業への集中的支援等を行う「スポーツ未来開拓プラン」を推進し、関係者が一体となって魅力ある地域づくりを進めていく。

D 地域企業の経営体制の改善・人材確保等

【施策の概要】

地域企業が更なる成長を目指し「攻めの経営」に転じることができるよう、地域企業の評価指標の確立、リスク性資金（エクイティファイナンス、メザニンファイナンス）の充実等を進める。また、地域企業における必要な経営改善、事業承継・事業再生のための抜本的な対応、円滑な事業整理や第二創業等への取組、担保・保証に頼らない融資や資金提供者を通じたガバナンスの強化等を推進する。さらに、各地域においてこうした施策を有効に実施するため、人材

の還流や育成を全国で展開する。

あわせて、地域における雇用創出等を図るべく、外国企業による投資を促すとともに、創業支援や創業に関する社会的気運を醸成する取組を強化する。

【主な重要業績評価指標】

■開業率が廃業率を上回る状態にし、米国・英国レベルの開業率・廃業率 10% 台を目指す⁽³⁸⁾ (2017年度 開業率 5.6%、廃業率 3.5%)

■対日直接投資残高を 2020 年までに 35 兆円とする (2017 年末 28.6 兆円)

【主な施策】

◎ (1)-(ア)-D-① ローカルベンチマーク等の整備

地域企業の経営体制の改善等に資する観点から、地域企業と金融機関や地域の支援機関が相互に対話を行っていくための企業の健康診断ツールであるローカルベンチマーク⁽³⁹⁾を普及拡大していく必要がある。

このため、2016年3月にローカルベンチマークを公表し、同年4月に金融機関、支援機関や士業関係団体等をメンバーとする「ローカルベンチマーク活用戦略会議」を設置し、関係者による活用事例等の情報交換やツールの充実等に関する検討を行っている。こうした取組により、引き続き、地域中核・中小企業等支援施策でのローカルベンチマーク活用を推進し、その普及を図ることで、地域の金融機関や支援機関が企業との対話を深め、成長資金の供給等の生産性向上につながる経営支援の実施を促していく。

◎ (1)-(ア)-D-② リスク性資金の充実に向けた環境整備

地方に投資を呼び込み、生産性が高く活力に^{あふ}れた産業を取り戻すためには、地域企業の経営改善・ガバナンスの強化が進められるとともに、収益化まで息の長いプロジェクトに十分な資金を供給するため、リスク性資金の充実が重要である。

このため、地域企業が更なる成長を目指し「攻めの経営」に転じることができるよう、金融機関や支援機関等によるローカルベンチマーク等の活用により、地域企業の経営改善・ガバナンスの強化を図る。

また、リスク性資金の充実を図るため、地域金融機関等が設立する地域ファンドがその役割を十分に果たすことが重要であり、これを促進するため、株式会社日本政策投資銀行（以下「DBJ」という。）、株式会社日本政策金融公庫などの政府系金融機関、株式会社地域経済活性化支援機構（以下「REVIC」という。）や中小機構等の政府系機関、さらには地域

⁽³⁸⁾ 開業率・廃業率については、社会の起業に対する意識の改革も必要とするため、長期的な目標とする。

⁽³⁹⁾ ローカル経済圏を担う企業に対する経営判断や経営支援等の参考となる評価指標・手法。

金融機関等が連携し、地域企業に資本金を供給する取組を促すとともに、地域の中核企業等の出資ニーズに応えられるよう、中小機構によるファンドへの出資上限額の引上げによる出資機能の強化を図る。

また、証券会社やプライベートエクイティファンド等に対しても、それぞれの機能をいかした取組を促す。

さらに、中長期的に民間が自律的に資金を供給することを目指し、官民の金融に関わるプレイヤーが、適切に役割分担し、企業側の多様な需要に応えられるような資金供給パターンを数多く作り上げていくよう促す。

◎ (1)-(ア)-D-③ 創業支援・起業家教育

地域に新たなビジネスや雇用を創出し、域内経済を活性化させるためには、リスク性資金の充実と併せ、官民一体となった創業支援や起業家教育、有望ベンチャーへの集中支援及び先代経営者からの経営を継承した後継者による事実上の新たな取組（第二創業等）への支援を通じた新陳代謝の促進が必要である。

地域発の創業を促進するため、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に基づき、市区町村が作成する「創業支援等事業計画」を国が認定することによる、地域における創業支援体制及び創業に関する普及啓発体制の整備をはじめ、DBJ によるオープンイノベーションを通じたビジネス創造についての地方への普及・展開とともに、クラウドファンディングなどの手法を用いた小口投資・寄附等（ふるさと投資）の活性化、地域経済循環創造事業交付金（ローカル 10,000 プロジェクト）等を通じた創業を支援する。

また、地域特性に応じて、地方公共団体が創業支援の先導的な取組を進める場合に、地方創生推進交付金等により積極的に支援する。

また、我が国における創業の取組を一層深化させるため、若年層向け起業家教育等に対する支援や、「アントレプレナー・ジャパン・キャンペーン」（中小企業庁）・「高校生ビジネスプラン・グランプリ」（株式会社日本政策金融公庫）や「DBJ 女性新ビジネスプランコンペティション」（DBJ）等の実施により、国民の創業に対する理解と関心を深め、創業希望者を増やす。

グローバルで成長するスタートアップを創出するとともに、ロールモデルの創出により、自ら企業を立ち上げてチャレンジをするという起業家マインドを社会全体で醸成し、日本のスタートアップエコシステムの更なる強化を図ることを目的とし、J-Startup プログラムを実施する。この中で、起業家や大企業等の新事業の担い手を、国内研修を実施した上

で、米国シリコンバレーに派遣する人材育成を実施するとともに、国内研修、シリコンバレー研修での投資家、起業家及び先端イノベーターとの対話等を通じて、グローバル市場への進出や社会課題の解決といった、目線の高い新事業創出の担い手の育成を図る。

加えて、経済産業省の定める告示に沿って地方公共団体から起業支援を受ける外国人起業家に対し、最長1年間の入国・在留を認める制度を創設し、外国人起業家の受入れを促進する。

また、上記の取組に加え、引き続き、創業希望者、とりわけ新しいタイプの事業などリスクの観点から官の補完的役割が必要なケースについては、政府系金融機関による創業者向け融資の一層の活用や民間金融機関の協調を通じて官民の適切なリスク分担を図る。あわせて、事業承継を契機に経営革新を行う後継者や既存企業の事業転換を行う第二創業者に対する支援、ベンチャー企業や大企業等とのビジネスマッチングの促進等を進めると同時に、国内外のベンチャーキャピタル等と連携した創業期のベンチャー企業への実用化開発を支援する。

◎ (1)-(ア)-D-④ 事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援、人材確保等

2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人であり、うち約半数の127万人の後継者が未定である。これは日本企業全体の約3割に相当する。現状を放置し、中小企業の廃業が急増すると、10年間の累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われるおそれがある。廃業企業の約半数程度は生産性も高く、黒字企業である。中小企業・小規模事業者の円滑な世代交代を通じた生産性向上を図るため、今後10年間程度を事業承継の集中実施期間として取組を強化する。このため、早期・計画的な事業承継準備から事業承継後の経営革新等への支援まで、M&Aの推進強化を含めた切れ目のない支援を行う。

具体的には、都道府県が地域の支援機関をネットワーク化し、事業承継診断を通じて、経営者に早期・計画的な事業承継の気付きの機会を与えるプッシュ型の支援を行う。さらに、後継者不在の中小企業・小規模事業者に対する事業引継ぎ支援センターの相談対応・マッチング支援を一層強化するとともに、事業引継ぎ支援センターと「地域おこし協力隊」、「プロフェッショナル人材戦略拠点」が連携して外部の経営人材をマッチングするモデル事業に取り組む。さらに、第三者への事業引継ぎ支援を強化するため、中小機構の事業引継ぎ支援データベースへの参画を金融機関や民間仲介業者等に対しても促し、全国大のデータベースを構築する。また、地域特性に応じて、地方公共団体が事業承継の先導的な取組を進める場合に、地方創生推進交付金等により積極的に支援する。事

業承継ニーズを抱える中小企業・小規模事業者を取引先とする地域金融機関に対しては、事業引継ぎ支援センターと一層積極的に協力するよう求めていく。

事業承継税制については、平成30年度に抜本拡充した事業承継税制の活用促進を図るとともに、個人事業者の事業承継円滑化のための税制措置を実施する。(P) ※税制改正の内容を踏まえ記述

また、「中小企業再生支援協議会」による事業再生計画の策定支援や、経営改善計画策定支援事業等を通じて、中小企業・小規模事業者の抜本的な事業再生や経営改善、資金繰り管理や採算管理などの早期の経営改善を支援する。

さらに、中小企業の経営力や生産性の向上を図るため、経営人材や次代を担う後継者を育成する中小企業大学校において、引き続き、地域の事業者からのアクセス改善に向けた研修の拡充や、高度実践プログラムの実施など機能強化を図る。

人材確保の面では、民間ベースで、「新現役交流会」の名称の下、主として首都圏の一部の地域金融機関が関与し、その取引先企業等と中小企業等の経営支援に意欲ある大企業のOB・OGが、一堂に会した面談・マッチングの試みが行われており、人材不足に悩む中小企業等において成果を上げている。こうした取組を地域の中小企業の人材確保、地方への新たな人の流れにつなげていくため、経済団体の協力を得て、大企業OB・OGのリストを充実する。また、開催実績のない地域の地域金融機関が地方公共団体と連携して開催する場合には地方創生推進交付金による支援を検討しつつ、全国の地域金融機関に広く周知して横展開を図る。また、引き続き、プロフェッショナル人材戦略拠点を通して、地域の中小企業等の成長戦略を実現するため、都市部等の即戦力人材のマッチングを進める。

◎ (1)-(ア)-D-⑤ 円滑な事業整理のための支援

円滑な事業整理のための支援として、「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進、REVICの経営者保証付債権等の買取り・整理業務の活用促進、よろず支援拠点などの中小企業支援機関による相談対応、小規模企業共済制度による廃業準備貸付の実施、廃業準備資金融資の自己査定上の扱いの周知等により、廃業しやすい環境の整備を行うとともに、地方公共団体の損失補償付制度融資等における求償権放棄を機動的に行うことができるよう、地方公共団体による所要の条例整備等を促進する。

◎ (1)-(ア)-D-⑥ 地域における対内直接投資の拡大

対日直接投資残高は、2016 年末の 28.2 兆円から 2017 年末には 28.6 兆円に増加している。

地域には、技術力を持った企業や特色ある産業集積など、様々な地域資源が存在する。地方公共団体が効果的な外国企業誘致を行っていくためには、このような地域の強みと外国企業が持つ販路・技術・人材・ノウハウを結び付けることが重要である。

このため、「地域への対日直接投資サポートプログラム」を通じて、関係府省庁及びジェトロが連携し、地方公共団体の誘致計画策定や地域の魅力発信、個別企業へのアプローチをはじめとする外国企業誘致活動を支援する。

また、地方公共団体及びジェトロと連携した総理・閣僚によるトップセールスの展開、セミナー開催・ミッション受入れ・外国企業招へい等への支援、ジェトロなど関係機関が連携した支援拠点の拡充等を実施する。

E 地域全体のマネジメント力の向上

【施策の概要】

地域全体として必要な人材・資金を効果的・効率的に導入していくため、地域の成長戦略の策定・実施体制を強化する。サービス産業など地域に根差した域内型産業の生産性向上においては、都市のコンパクト化・ネットワーク化に向けたまちづくりと連動した産業づくりに取り組む。

【主な重要業績評価指標】

■各道府県での成長戦略策定等に係る協議会等組織の設立数

【主な施策】

◎ (1)-(ア)-E-① 地域企業・産業の成長戦略策定促進

地域の生産性向上のためには、マーケティングと販路開拓を強化し、域外の市場への進出が不可欠であるものの、地域経済を牽引する潜在的な力を持った中堅・中小企業ではそうした機能を担う人材が十分に確保できていない。そのため、「プロフェッショナル人材戦略拠点」が経営戦略の策定から、その実現に必要な即戦力の人材像を明確にし、その経営戦略を実現できるプロフェッショナル人材の採用を支援することにより、地域企業・産業の成長戦略の策定・実施体制を強化するとともに、地域金融機関の持つビジネスマッチング機能等との連携を進めることで、地域企業・産業の成長戦略策定を促す。

F ICT等の利活用による地域の活性化

【施策の概要】

地域において、安定した収入につながる高付加価値を生む産業が少ないことが若年世代の人口流出の一因である。地域産業の生産性や生活の質を向上させ、地域の活性化を図っていく上で、情報通信技術（ICT）が有効なツールとなる。ICTの活用により、地域のサービス水準の維持・向上や柔軟な就労環境の整備が可能となるとともに、こうした課題解決にICTを活用する過程で、イノベーションとそれに伴う新産業の創出も期待される。

また、このために必要不可欠なICTインフラが未整備の地域や、整備済ではあるがその利活用が進まない地域が依然として多数存在している。

そのため、生活に身近な分野におけるIoT・AIの一層の利活用について、「地域IoT実装総合支援」により推進する。

さらに、地域経済の活性化や、トラヒック⁽⁴⁰⁾流通の円滑化による国土強靱化を図るべく、地域IoTデータ等のその地域内での流通・活用の基盤となる地域データセンター整備を推進するとともに、「G空間情報」（地理空間情報）の利活用やLアラート⁽⁴¹⁾の更なる普及・高度化を推進する。

また、地域においても、このようなICTの恩恵を十分に享受することができるよう、公衆無線LAN、第5世代移動通信システムを含めた高速モバイル、光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤など地域の通信・放送環境の整備を推進する。

さらに、地方公共団体や地域企業へのICTをいかした取組の導入を促進し、その効果を高めることを目的とした「地方創生IT利活用促進プラン」を着実に実行することで、地域におけるICTの定着を目指す。

加えて、地域経済活性化に資する放送コンテンツの海外展開を支援するほか、ビッグデータを自治体行政にいかすための新たなAIツール開発等により、地方自治体におけるAI・RPA⁽⁴²⁾等革新的ビッグデータ処理技術の導入を推進する。

【主な重要業績評価指標】

■地域IoT⁽⁴³⁾を導入した地方公共団体数：2020年度800団体（2018年3月時点272団体）

■テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合（2020年目標）：2016年度比倍増（2016年度7.7%）

⁽⁴⁰⁾ ネットワークを流れる通信のこと。

⁽⁴¹⁾ 災害発生時に、地方公共団体・ライフライン事業者等が、放送局・アプリ事業者などの多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤。

⁽⁴²⁾ Robotic Process Automationの略。ソフトウェア上のロボットによる業務工程の自動化のこと。

⁽⁴³⁾ IoT関連技術、データ解析技術、情報共有・流通プラットフォーム関連技術、地理空間情報の統合利用関連技術等のデータ活用技術に基づく各種機能の効果的な利用により、地域課題の解決や地域経済活性化に寄与するクラウドベースの情報通信システム/サービスのこと。

国家公務員については、2020 年度までに、①必要な者が必要な時にテレワーク勤務を本格的に活用できるようにするための計画的な環境整備を行い
②リモートアクセス機能の全省での導入を行う。

- テレワークを導入している企業の割合:2012 年度比 3 倍(2012 年度 11.5%)
- 全都道府県に Lアラートを導入(2018 年 11 月時点 46 都道府県)
- 2020 年度までに放送コンテンツ関連海外売上高を 500 億円に増加(2016 年度 393.5 億円)
- AI・RPA などの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数:2020 年度 300 団体(2017 年度末時点 79 団体)

【主な施策】

◎ (1)-(ア)-F-① ICT 等の利活用による地域の活性化

地域産業の活性化や地域サービスの維持・向上、柔軟な就労環境の整備を実現するため、距離や時間等の制約を克服し、地域の創意工夫をいかしたイノベーションや新産業の創出を可能とする ICT、とりわけ生活に身近な分野の IoT の一層の利活用について、2020 年度までの全国の各地域への普及に向けた「地域 IoT 実装推進ロードマップ」に基づき、「地域 IoT 実装総合支援」により、教育・医療・働き方・防災・農林水産業・シェアリングエコノミーを含む官民協働サービスなど幅広い分野で推進する。さらに、地域の経済社会活動を支える通信・放送環境の整備を推進する。

都市の抱える複合的な課題を効率的に解決するとともに、住民に新しい有益なサービスを提供するデータ利活用型スマートシティの推進、地域からの情報発信の強化、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークの推進、公衆無線 LAN や第 5 世代移動通信システムを含めた高速モバイル、光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤などの地域の通信・放送環境の整備を推進する。また、地域経済の活性化や、地域におけるトラヒック流通の円滑化による国土強靱化を推進するため、地域 IoT データ等のその地域内での流通・活用の基盤となる地域データセンターの整備のための支援を推進する。さらに、地方の創意工夫をいかしたイノベーションの創出を可能とする ICT の一層の利活用を推進するため、これを支える環境整備に取り組む。

また、「G空間情報」(地理空間情報)の利活用や Lアラートの普及展開の加速化、迅速な情報発信や発信情報の拡充・利活用の促進等に向けた取組等により、住民一人一人がきめ細やかな災害情報を瞬時に把握することができる環境の整備をはじめ、地域の活性化を図る。

地方公共団体、大学、ユーザー企業などからなる地域の主体が、防災、

農業、シェアリングエコノミーなど生活に身近な分野における IoT サービスの実証事業に取り組み、克服すべき課題を特定し、その解決に資するリファレンス（参照）モデルを構築するとともに、データ利活用の促進等に必要なルールの明確化等を行う。

放送コンテンツの海外展開を通じて、観光地や地域産品といった日本の魅力の海外発信を強化し、訪日観光客の増加、地域産品の販路拡大等を後押しすることにより、地域経済の活性化を図る。

活用が進んでいない行政分野におけるクラウドサービスとしての AI 開発や、効果が実証された分野における RPA 導入を推進するための施策を実施し、地方自治体における AI・RPA 等革新的ビッグデータ処理技術の導入の推進を図る。

◎ (1)-(ア)-F-② 地方創生 IT 利活用促進プランによる産業活性化と生活の質の向上

地域における産業の活性化や生活の質の向上に向け、IT の導入を促進する「地方創生 IT 利活用促進プラン」を着実に実行する。特に、ICT 街づくりプロジェクトにおける鳥獣被害対策等、各分野における ICT を活用した優良事例の横展開を支援するポータルサイトや、IT 利活用による行政サービスの質の向上のための各種情報の提携といった、国と地方公共団体等との間の情報共有基盤の整備を推進する。また、地方公共団体等の IT 化に係る人材派遣や企業支援、「ひと」や「しごと」の地方への流れを促すとともに、「働き方改革」にも資するテレワークの推進、個人の情報を預かり本人に代わって情報流通を担う情報利用信用銀行（いわゆる情報銀行）やブロックチェーン技術の利活用推進等、IT やデータの利活用による行政の効率化や新たなサービスの創出等の加速化に向けた制度見直しの推進等に取り組む。さらに、2020 年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率 100%の実現に向け、地方公共団体等の職員がデータの加工・公開など知識・技術を習得できる研修等の取組を行うとともに、オープンデータ伝道師の派遣により、地方公共団体における取組を支援する。また、地方公共団体における IT 化・業務改革（BPR）を更に推進するため、地方公共団体を訪問し、アドバイスや意見交換を行うなど、まず変革意欲を有する地方公共団体に対して支援を行う。

加えて、災害発生時や生活再建支援時等におけるマイナンバー制度の活用について具体的な方策を検討し、検討結果について地方公共団体に周知徹底するとともに、SNS などの情報を防災・減災、国土強靱化に活用することを推進する。

G 地域の総力を挙げた地域経済好循環拡大に向けた取組

【施策の概要】

地域の総力を挙げて地域経済好循環拡大に向けた取組を推進し、経済環境の変動等にも強い地域経済への転換と地域雇用の創出等による地域経済の好循環の拡大を図る。

近未来技術の社会実装による新しい地方創生を目指し、自主的・主体的で先導的な最も優れた施策について、地方創生推進交付金をはじめとする関係府省庁による支援を行う。

また、社会性と収益性を兼ね備えた事業への支援の在り方を検討する等、生産性を向上させ、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的な取組を実施する。

【主な重要業績評価指標】

■地域経済循環創造事業交付金（ローカル 10,000 プロジェクト）の地元雇用創出効果：4.9 倍（7年）

■地域未来投資促進法を活用し、地域経済^{けん}牽引事業に政策ツールを集中投入し、3年で2,000社程度の支援を目指す（(1)-(ア)-AのKPIを含む。）

【主な施策】

◎ (1)-(ア)-G-① 地域の総力を挙げた取組

地域経済の好循環の拡大のためには、地域に「働く場」と「雇用」を生み出すことが必要である。

このため、産学官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援する「ローカル 10,000 プロジェクト」を推進しており、2017年度までに地域経済循環創造事業交付金を357事業に交付決定している。

また、地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物などの地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げる「分散型エネルギーインフラプロジェクト」を推進しており、2017年度までに43団体でマスタープラン（地域の特性を活かしたエネルギー事業導入計画）を策定している。また、「事業化ワンストップ相談窓口」を開設し、関係省庁タスクフォースと連携して、事業化に向けた支援を行うとともに、「自治体主導の地域エネルギーシステム整備研究会」を開催して地域分散型のエネルギーインフラ整備の標準的なプロジェクト導入モデルの構築等を行っている。

地域経済の好循環の更なる拡大に向け、シェアリングエコノミーを活用して、地域の社会課題解決や新たな生活産業の実装による地域経済の活性化を図るため、地方公共団体による取組を支援する「シェアリングエコノミー活用推進事業」を推進する。

さらに、マイナンバーカードと実証稼働中のマイキープラットフォームと自治体ポイントの活用により、クレジットカード等のポイントを合算し、地域におけるキャッシュレス化推進の仕組みを全国各地に導入・展開する。

また、マイキープラットフォームを活用したプレミアムポイント付与に対する支援を検討する。実施に向けて、マイナンバーカードの普及を一層促進するとともに、自治体によるマイキープラットフォームの活用を促すなど、必要な環境整備を促進する。

◎ (1)-(ア)-G-② 「地域経済の見える化」の推進

地方創生の実現に向けた取組を着実に推進するには、データによる地域経済の分析に基づき施策の検討と実施に取り組むことが重要である。地域住民に加え地域の関係者の参画により策定された「地方版総合戦略」の推進と実践を情報面から支援するため、地域経済の実相を把握するための取組を引き続き推進していく。

地域経済に関する官民のデータを分かりやすく表示し提供する RESAS では、提供開始からこれまでに、データを充実し、地域に関する様々なデータ分析を支援してきている。また、利用者の利便性向上のための機能改修も継続的に実施してきており、2018年2月には地図検索機能等を追加した。さらに、政策立案ワークショップや政策アイデアコンテスト等を通じ、RESAS の利活用を着実に推進するため取組を実施している。

引き続き RESAS について各種データの提供や利便性の向上などの取組を実施するほか、RESAS の普及促進や好事例の共有等に取り組み、地域におけるより一層のデータ利活用を推進する。(P) ※平成30年度補正予算及び31年度予算査定を踏まえ記述

◎ (1)-(ア)-G-③ 地域の未来につながる地域経済^{けん}牽引事業の促進

地域経済は、企業収益や雇用が好調な一方、従来型の製造業等の設備投資が力強さを欠く等、課題も存在する。この背景には、地域経済を支えてきた製造業では地域での新規立地の低迷、非製造業（卸・小売等）では大都市圏にビジネスと投資が集中したことが挙げられる。

他方で、成長ものづくり・観光などの地域の特性をいかした成長性の高い新たな分野に挑戦する取組が登場しつつある。こうした取組が全国津々浦々で活発になり、地域経済における稼ぐ力の好循環が実現されるよう、あらゆる政策資源を投入する。

そのため、2017年7月31日に地域未来投資促進法を施行し、同法に基づき、2018年10月末までに都道府県と関係市町村から提出された201

の基本計画に同意した。また、これらの基本計画に基づき都道府県が承認する地域経済^{けん}牽引事業計画については、2018年11月末までに、1,118計画（1,433事業者）が承認されている。さらに、地域経済^{けん}牽引事業の支援を行う支援機関が作成する連携支援計画について、2018年9月7日までに51計画の承認を行った。引き続き、地方公共団体とともに、予算（地方創生推進交付金の活用を含む。）、税制、金融、情報、規制緩和など様々な政策手段を組み合わせ、地域の特性をいかした地域経済^{けん}牽引事業を促進し、地域に経済的波及効果を生み出すことを目指す。

また、2017年12月に、企業の付加価値・成長性・地域経済の取引の結節性などのデータの活用や、地方公共団体等からの推薦等を踏まえて、地域経済^{けん}牽引事業の担い手の候補となる地域未来^{けん}牽引企業2,148社を選定・公表した。2018年度も追加の選定・公表を行う。選定した企業が地域を^{けん}牽引する事業に取り組み、地域経済の活性化を図れるよう、①地域未来^{けん}牽引企業サミット等を通じて、自らのポテンシャルを知っていたくとともに、地域未来投資促進法の活用等により今後の地域経済を^{けん}牽引する事業に積極的に取り組むことを後押しし、②関係省庁、地元地方公共団体、各種支援機関（地域金融機関、商工団体、公設試等）といった様々な主体が選定企業を把握し、徹底支援する環境を整備し、③各種支援情報の発信等により様々な取組を支援する。

◎ (1)-(ア)-G-④ 近未来技術の社会実装等による新しい地方創生

AI、IoT、自動運転、準天頂衛星、5Gなどの近未来技術や科学技術研究の成果など、最新の知見等を活用し、世界最先端の都市再生を進めて地方創生につなげていくことは極めて重要であることから、近未来技術等を活用した地方創生に関する提案を地方公共団体から募集し、2018年8月に14事業を選定・公表した。選定事業ごとに、実装に向けた国の支援事業間の総合調整等を行う現地支援責任者を明確にし、現地支援体制（地域実装協議会）を構築するなど、関係府省庁による総合的かつ横断的な支援を実施している。

引き続き、自主的・主体的で最も優れた先導的な施策について、地方創生推進交付金や地域経済循環創造事業交付金、農山漁村振興交付金等関係府省庁による支援策をパッケージで実施する仕組みを推進し、近未来技術の社会実装による新しい地方創生を強力に進める。

加えて、リニア中央新幹線により出現する7,000万人規模の集積効果を最大限に引き出し、我が国全体の経済活力を向上させる。

◎ (1)-(ア)-G-⑤ 社会的事業を巡る環境整備

人口減少や財政制約、市場規模の縮小等が顕在化する中で、高齢者ケア、育児支援などの社会福祉サービス事業、中山間地域などの暮らしを支える生活サービス事業、農産品・工芸品等を活用した地域産品事業、賑わいのあるまちづくり事業、人材育成・教育支援事業などの地域社会の課題解決に取り組む社会的意義の高い事業が、民間の知恵やノウハウ・資本を活用しきれていないという課題がある。

多様化する地域の課題に対し公的主体がフルセットのサービスを提供することが難しい現状に鑑み、民間の立場からこれら地域課題の解決を図る社会的事業を後押しするための環境を整備する。具体的には、事業の社会性を評価・認証する仕組みの確立に向けた検証・検討、地方創生カレッジ事業において社会的事業の起業等にチャレンジする者に向けたeラーニング講座の開講や、地域課題の解決に取り組む社会的事業の起業を行う者に対して起業支援金の支給及び伴走支援を行う地域課題解決型起業支援事業を実施するとともに、SIB⁽⁴⁴⁾などの手法により地方公共団体がソーシャルベンチャー等を効果的に活用して取り組む事業に対する地方創生推進交付金等による支援等を実施する。

H 総合的な支援体制の改善

【施策の概要】

(1)-(ア)の重点施策を含め関係施策を有効に実施していくため、産業・金融・地方公共団体が一体となった総合的な支援体制の整備・改善を進める。

【主な重要業績評価指標】

■産業・金融・地方公共団体が連携した地域の取組について、自立・継続しているものの件数

【主な施策】

◎ (1)-(ア)-H-① 地域経済の中核となる地方の中堅・中小企業の域外市場展開と「稼ぐ力」の向上

域外需要を取り込む可能性を秘めた地方の中核となる製造業、サービス業、農林水産業などの分野の中堅・中小企業の域外市場展開等を応援し「稼ぐ力」の向上を図るべく、「産業・金融一体となった総合支援体制の整備」の一環として、2018年9月に内閣官房を中心に関係府省庁で取りまとめた中堅企業等支援施策に基づき、一貫した支援を実施する。また、海外展開を図る中堅・中小企業に対して、ジェトロをはじめとする

⁽⁴⁴⁾ Social Impact Bond の略。行政、民間事業者等が連携して社会的課題の解決に取り組む際の資金調達手法の一つ。民間ノウハウの活用により効率的に事業を実施し、課題解決や行政コスト削減の程度に応じて行政からの支払いがなされる成果連動型の仕組み。

支援機関が連携し、「新輸出大国コンソーシアム」の下で計画策定から海外販路開拓、現地進出後までフェーズ毎の課題に対応し、海外展開戦略の策定支援や、海外企業とのマッチング、法的な助言など総合的な支援を実施する。

◎ (1)-(ア)-H-② 地域企業を応援するためのパッケージとなるような施策の実施

(1)-(ア)の関係施策を有効に実施していくため、産業・金融・地方公共団体が一体となった総合支援体制の整備・改善を進める。

具体的には、産業・金融両面からの政府の支援等を総合的に実施し、様々なライフステージにある企業の課題解決や生業的な分野⁽⁴⁵⁾を含む多様な事業者の起業・持続的な発展に向けた自主的な取組を官民一体で支援する。この際、支援策については、その内容や具体的な活用方法について、企業や地域金融機関、政府系金融機関、地方公共団体への更なる周知を図る。

なお、このような観点から、金融機関等の地域企業を支援する取組をモニタリングするとともに、地方創生に資する特徴的な取組事例を表彰し公表する。

(イ) 観光業を強化する地域における連携体制の構築

【施策の概要】

人口減少・少子高齢化に直面する我が国の最重要課題である地方創生において、観光は、旺盛なインバウンド需要の取り込み等によって交流人口を拡大させ、地域を活性化させる原動力となるものである。観光が持つ広範な経済波及効果を念頭に、国内外からの観光客の地方への流れを戦略的に創出し、観光による地方創生を実現していくためには、地域の個性を活かした魅力ある観光地域づくりを進めるとともに、その地域の魅力を効果的に発信することが重要である。

「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）等において、2020年までに世界水準DMOを100組織形成することを目指すこととされたところである。日本版DMO登録制度の効果的な運用により、日本版DMO候補法人の登録数は順調に増加しており、先進的な取組を進めるDMOが現れ始めている一方で、観光地経営に係るノウハウや人材の不足など、課題を抱えている地域も少なくない。このため、全国的な取組水準の引上げを図るべく、優良事例の深掘り及び横展開を図るととも

⁽⁴⁵⁾ 家族従事者に依存している個人商店等にみられる、家計を維持することを主に目的とする経営で成り立つ事業分野。

に、情報支援・人材支援・財政支援を実施していく。また、地域における、宿泊税の活用をはじめとした安定的な運営資金の確保の方法についても検討する。

また、増大する訪日外国人旅行者を地方に呼び込むためには、ジオパーク、森・里・川・海などの価値ある自然、地域の特産品や食文化、プロスポーツを含む各種スポーツイベント、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け大々的に実施する文化プログラム、日本遺産などの文化資源や古民家、「明治日本の産業革命遺産」などの歴史的資源、ナイトタイム等の有効活用やVR・ARなどの最新技術の活用などの新たな観光資源の活用等を通じた、そこに行ってみたくくなるような地域資源をいかしたコンテンツの磨き上げや戦略的な訪日プロモーションを実施することが必要である。このため、観光戦略と連携した地域の特色ある地域製品のブランド化、受入地域のマネジメント強化、訪日外国人旅行者が食を楽しむ環境整備を更に推進していく。

さらに、滞在中の消費喚起を促進し、訪日外国人旅行者数の増加を国内における消費の拡大につなげていくとともに、消費額の拡大を地方部へも広げていくことが必要である。このため、クレジットカードなどのキャッシュレス決済手段の利用環境の整備など、訪日外国人旅行者の滞在中の消費喚起促進・利便性向上等のための受入環境整備を推進していく。加えて、訪日外国人旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境を整備するために、出入国を円滑かつ快適に行うことのできる体制整備、健全な民泊サービスの普及、質の高いガイド人材の育成・強化、観光案内所その他観光拠点情報・交流施設の整備・改良など受入環境整備を推進していく。

【主な重要業績評価指標】

- 訪日外国人旅行消費額を8兆円（2017年4兆4,162億円）に拡大
- 世界水準のDMO（先駆的インバウンド型DMO）の形成数100（再掲）
- 2020年度までに放送コンテンツ関連海外売上高を500億円に増加（2016年度393.5億円）（再掲）

【主な施策】

◎ (1)-(イ)-① DMOを核とする観光地域づくり・ブランディングの推進

2017年の訪日外国人旅行者数は前年比19.3%増の2,869万人、その旅行消費額は前年比17.8%増の4兆4,162億円と順調に増加し、DMOについては、2018年7月末時点で86の日本版DMO及び122の日本版DMO候補法人が登録されているところである。

この背景には、ビザ発給要件の緩和や外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充、CIQ（税関・出入国管理・検疫）体制の充実、航空ネットワークの拡大、訪日プロモーションなどの政府一丸となった取組がある。観光が持つ広範な経済波及効果を念頭に、国内外からの観光客の地方への

流れを戦略的に創出し、観光による地方創生を実現する必要がある。

このためには、DMO を核とする、地域の個性を活かした魅力ある観光地域づくりを推進し、地域独自の「ブランド」を確立する必要がある。日本版 DMO 登録制度を効果的に運用し、情報支援・人材支援・財政支援を実施していくとともに、「『日本版 DMO』形成・確立に係る手引き」の充実など、優良事例の深掘り及び横展開を推進し、全国的な取組水準の引上げを図ることで、世界水準の DMO（先駆的インバウンド型 DMO）の形成・育成を加速させていく。あわせて、DMO の取組に対して、地域の多様かつ必要な関係者の意見の反映を確保するとともに、DMO 間の適切な役割分担に基づく広域的な連携を促進する。

◎ (1)-(イ)-② 多様な地域の資源を活用したコンテンツづくり

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 42 号）による改正後の文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく地域の文化財の総合的な保存・活用を積極的に進め、観光資源としての活用や地域活性化を図る取組を促進していく。「日本遺産」の認定や「歴史文化基本構想」策定支援等を含む文化財の総合的な活用による観光振興を進めることにより、文化財単体ではなく地域の文化財を一体として整備を進め、2020 年までに、文化財を中核とする観光拠点を 200 程度形成する（2018 年時点：152 か所）。また、日本全国で開催されている芸術祭等を充実・発展させた国際文化芸術発信拠点の形成や、海外でも評価の高いメディア芸術コンテンツの効果的な活用、文化財の分かりやすい解説・多言語化、空港や鉄道駅等を活用した日本文化の魅力発信等により、インバウンド対応を加速する。文化財を魅力的な観光資源として磨き上げ、観光客増を文化財への更なる投資へつなげる地域活性化の好循環を創出する取組を支援するとともに、我が国が誇る伝統芸能や「わざ」の国内外への発信等を支援する。さらに、地域の文化芸術資源を活用した文化芸術事業の実施や劇場・音楽堂等の活性化、地域の美術館・博物館を中核とした文化クラスター（文化集積地区）の創出や国立文化施設の機能強化を推進するとともに、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、「日本博」をはじめとする文化プログラムを全国津々浦々で展開し、文化資源の活用を通じた GDP の拡大を目指す。あわせて、地域が誇る文化資源の継承・発展と創造による社会的・経済的価値等の創出に向け、文化財の保存のみならず活用を重視した「文化経済戦略」を着実に実施する。特に、文化に関する産業・雇用の創出とともにそれに伴う UIJ ターン促進などの交流・滞在人口の増加や、インバウンド拡大に資する「まちの賑わい創出」

等の大都市以外への人の流れの形成等、文化資源を活かした地方創生の取組を関係府省が連携して積極的に促進する。

また、スポーツによる地域活性化の推進主体である「地域スポーツコミッション」等が行う地域の独自性の高いスポーツツーリズムの開発、イベントの開催、大会・合宿の誘致などの活動の一層の促進、スタジアム・アリーナなどのスポーツ施設の魅力・収益性の向上に向けた指針の策定等を通じたスポーツに関する産業振興などにより、スポーツを核とした地域活性化を進め、スポーツを通じたGDPの拡大を目指す。具体的には、2020年までに、スポーツ目的の訪日外国人数⁽⁴⁶⁾を250万人程度(86万人(2014年)から約187万人(2017年)へ増加)にするとともに、国内のスポーツツーリズムに係る消費額⁽⁴⁷⁾を3,800億円程度(1,973億円(2014年)から約2,702億円(2017年)へ増加)にすることを旨とする。その際、オリンピック・パラリンピック教育の全国展開を通じて、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントの波及によるスポーツを地域資源とした地域活性化を推進する。

加えて、豊富なスポーツ資源(学生アスリート、研究者、指導者等の人材や施設等)を持つ大学において、全学的にスポーツ分野の取組を一体となつて行う部局やその人材の配置を促進し、スポーツイベントの開催やスポーツ合宿を活用したスポーツツーリズムの推進等を通じて、地域コミュニティの活性化を図る。

さらに、観光戦略と連携した地域特有のストーリー性のある食の提供、訪日外国人旅行者が食を楽しむ環境整備、受入地域のマネジメント強化、国主催の国際会議等の地方開催推進(日本学術会議が主催する国際会議の地方開催の際に、同会議が関係各省等と連携しつつ、地域社会の学術の振興等の観点から企画・推進する「地方学術会議」の開催等)や地域におけるMICE⁽⁴⁸⁾誘致の促進、海外市場のニーズを熟知したプロデューサー人材派遣を通じた地域資源の発掘・磨き上げ、地域の魅力を紹介する放送コンテンツの海外展開の推進、文化資源の活用、古民家等の歴史的資源を観光まちづくりの核として再生・活用する取組の推進(2020年までに全国200地域で展開)、ナイトタイム等の有効活用やVR・ARなどの最新技術の活用などの新たな観光資源の開拓、「道の駅」や高速道路の休憩施設などの既存施設を活用した地域の農林水産物や特産品の販売促進、

⁽⁴⁶⁾ 日本政府観光局公表の訪日外国人旅行者数に、「訪日外国人消費動向調査」(観光庁)における「今回の日本滞在中にしたこと(複数回答)」のうち「ゴルフ」、「スキー・スノーボード」、「スポーツ観戦(相撲・サッカー等)」の選択率を乗じて算出。

⁽⁴⁷⁾ 「旅行・観光動向調査」(観光庁)における旅行消費額のうち、観光・レクリエーション目的の旅行における「スポーツ施設」、「スキー場リフト代」、「スポーツ観戦・芸術鑑賞」に係る消費額を合計して算出。

⁽⁴⁸⁾ 企業会議(Meeting)、企業の報奨・研修旅行(Incentive)、国際会議(Convention)、展示会・イベント(Exhibition/Event)の総称。

インフラの観光資源としての活用、「ホストタウン⁽⁴⁹⁾」の推進による多様で豊かな地域の特色づくりの促進、REVICと地域金融機関等が設立する地域観光・まちづくり活性化ファンドやCJ機構の活用、アニメツーリズムなどのテーマ別の観光資源のネットワーク化等により、多様な地域の資源を活用したコンテンツづくりを図るとともに、日本政府観光局（JNTO）による戦略的な訪日プロモーションを実施する。

また、観光業の基盤となるのは、国立公園、ジオパークをはじめとする価値ある自然などの地域資源であり、資源の磨き上げにより魅力を高め、保護と利用の好循環を図るとともに、これらの自然の恵みが将来にわたって持続的に享受できる体制を構築する必要がある。このため、自然の恵みに支えられている地域を森・里・川・海がつながる一連の圏域として捉え、市場経済では見えにくい二酸化炭素吸収や水質浄化、災害の防止・軽減、レクリエーション等といった自然から受ける様々な恵みの価値を「見える化」とするとともに、自然の恵みを享受する都市と地方が一体となって、その自然の維持・向上を図っていくための資金や人材の循環を可能とする仕組みづくりを進める。

有識者による検討会の意見を踏まえ、産業遺産に関する情報センターの着実な整備を進める。

◎ (1)-(イ)-③ 観光消費拡大等のための受入環境整備

2017年の訪日外国人旅行者数は前年比19.3%増の2,869万人、その旅行消費額は前年比17.8%増の4兆4,162億円と順調に増加し、インバウンド消費は日本経済を下支えするまでになっている。

これは、ビザ発給要件の戦略的緩和や外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充、CIQ体制の充実、航空ネットワークの拡大、訪日プロモーションなどの政府一丸となった取組によるものであるが、訪日外国人旅行者の消費額の拡大を地方部へ拡大するとともに、訪日外国人旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境を整備していく必要がある。

このため、クレジットカードなどのキャッシュレス決済手段の利用環境の整備、多言語対応の充実、無料公衆無線 LAN 環境などの通信環境の整備、観光案内所その他観光拠点情報・交流施設の整備・改良、公衆トイレの洋式化等の促進、二次交通の確保・利便性の向上、地方空港・港湾における CIQ 体制の充実、クルーズ船の受入環境の改善、旅客航路の活用、羽田空港の飛行経路見直し等による首都圏空港の機能強化、地方空港への国際線の就航促進、空港での諸手続・動線の円滑化、健全な民

⁽⁴⁹⁾ 地域の活性化等を推進するため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプの誘致等を通じ、全国の地方公共団体と大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る取組。

泊サービスの普及、質の高いガイド人材の育成・強化等といった受入環境の整備を推進していくとともに、商店街等での免税手続カウンターの活用を促進していく。

(ウ) 農林水産業の成長産業化

【施策の概要】

農業は、産業として強くしていく政策（産業政策）と多面的機能を発揮するための政策（地域政策）を明確にすることにより、成長産業化に向けた政策を徹底していくことが必要である。林業は、森林資源の循環利用を図りつつ、成長産業化を実現することが必要である。水産業は、経済社会環境の変化に対応した生産・流通体制の革新を進めていく必要がある。

農林水産業・農山漁村の有する大きな潜在力を最大限に引き出し、競争力の高い産業へと転換していくとともに、美しい農山漁村をつくり上げていくためには、施策ごとに、その目的、対象、施策の内容を明確にし、効果的に推進していくことが必要である。このため、「需要フロンティアの拡大」、「バリューチェーンの構築」、「生産現場の強化」を体系的に実施する産業政策と、「農林水産業・農山漁村の多面的機能発揮」を図る地域政策を明確にし、車の両輪として推進することとしている。

その際、自らの地域資源を活用し、その潜在力を引き出すことにより、循環型の多様な地域社会をつくり出していくことも重要であり、企業参入も含めた遊休農地の発生防止・解消とその活用に取り組む地域もある。

こうした考え方の下、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、その後順次改訂）等に基づき、農林水産物・食品の輸出促進、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、森林・林業政策改革、水産政策改革等の改革を進めている。

加えて、我が国の農政が「農政新時代」とも言うべき新たなステージを迎えている中で、成長産業化に取り組む生産者がその力を最大限に発揮するために、輸入品からの国内市場の奪還、輸出力の強化、マーケティング力の強化、生産現場の体質強化・生産性の向上、付加価値の向上、遊休農地の発生防止・解消など、成長産業化に取り組む生産者を応援する。

これにより、経営安定・安定供給へ備えた措置の充実等と併せて、新たな国際環境の下でも、強くて豊かな農林水産業と美しく活力ある農山漁村を実現する。

【主な重要業績評価指標】

■2019年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円に増加（2017年8,071億円）

【主な施策】

◎ (1)-(ウ)-① 需要フロンティアの拡大、バリューチェーンの構築等

農林水産物・食品の輸出額については、2013年の5,505億円から2017年は8,071億円となった。

農林水産業の成長産業化を図るため、これまで、農林水産物・食品の輸出促進、日本の食文化・食産業の海外展開など需要フロンティアの拡大、6次産業化・農商工連携等の推進などバリューチェーンの構築等を推進してきたところである。

2019年以降、以下の施策を実施する。

1. 需要フロンティアの拡大のため、「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ）及び「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」（平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ）を着実に実行し、日本の農林水産物・食品の輸出拡大を図る。具体的に、在外公館やジャパン・ハウス等を日本産品や日本食・食文化の発信拠点として活用するとともに、日本国内外における観光戦略と連携した食の情報発信等を通じたインバウンド対応とも連携しつつ、輸出相手国における卸売・小売業者やレストランへの販売促進の強化、輸出基地としての卸売市場や食肉加工施設、海外の産直市場等の整備等地域における生産・流通体制の構築支援を行う。また、日本の食文化・食産業の海外展開等をオールジャパンで推進する。さらに、日本発の国際的に通用する規格や認証の仕組みの構築、地理的表示保護制度の活用等によるブランド化を推進する。また、「日本食品海外プロモーションセンター（JFOOD0）」（2017年4月1日に設置）において2017年12月に策定した和牛、水産物、緑茶、日本酒などの7つのテーマごとのプロモーション戦略を実行する。2018年8月31日には農林水産物・食品の輸出に意欲的に取り組もうとする生産者・事業者等のサポートと連携を図る「GFP コミュニティサイト」を立ち上げており、登録者を対象とした輸出の可能性の診断等によりサポートを行う。
2. バリューチェーンの構築のため、株式会社農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE⁽⁵⁰⁾）からの出資等、ロボット技術やIT等の先端技術の導入等、他産業とも連携しつつ、6次産業化等によるブランド化・高付加価値化を推進する。
3. 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造を確立するとともに、消費者の国産農林水産物・食品に対する理

⁽⁵⁰⁾ Agriculture, forestry and fisheries Fund corporation for Innovation, Value-chain and Expansion Japan の略。農林漁業者が主体となって、新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し、出融資や経営支援を行うために、2013年に設立。

解をより一層深めることを通じ、安全・安心な国産農林水産物・食品に対する消費者の選択に資するなど、消費者との連携を強化する。

◎ (1)-(ウ)-② 農業生産現場の強化等

農林水産業の成長産業化を図るため、これまで、生産性の向上、遊休農地の発生防止・解消、米政策改革など農業生産現場の強化、農林漁業・農山漁村の多面的機能の維持・発揮のための取組等を推進してきたところである。

2019年以降、以下の施策を実施する。

1. 農業生産現場の強化のため、経営感覚を持った担い手の育成・確保、農地中間管理機構や土地改良の一層の推進を通じた大区画化・汎用化等による農地集積、省力化機械の整備等による生産基盤の強化、データと先端技術をフル活用した「スマート農業」の実装等に取り組む。また、「人・農地プラン」を活用した話合いや遊休農地への課税強化により農地中間管理機構への貸付けを促すとともに、有機農業・エコ農業の推進など中山間地域等における担い手の収益力向上を支援し、遊休農地の発生防止・解消に取り組む。また、2018年5月に改正された農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）等に基づき、底地を全面コンクリート張りした農業用ハウス等を農地法（昭和27年法律第229号）上の農地と同様に取り扱うこととするとともに、相続未登記農地等の農業上の利用促進を図る。

これらに加えて、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（平成29年法律第48号）を活用し、優良農地を確保しつつ、農泊関連施設や企業のサテライトオフィスを整備し、ICT関連産業、バイオマス関連産業、「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」関連産業など、農村に賦存する多様な地域資源を活用した産業や農村地域での立地ニーズのある産業の立地・導入を促進することとし、地方創生に資する取組に地方創生推進交付金等も活用することにより、遊休農地も活用しつつ農村地域における雇用と所得の創出を推進する。

米政策改革については、2018年産から行政による生産数量目標の配分を廃止する中で、引き続き、農業経営者が自らの経営判断に基づき作物を選択できるよう、きめ細やかな情報提供や水田フル活用に向けた支援を行うなどにより、その定着を図る。あわせて、農政等についての正確かつ丁寧な説明や情報発信・収集等を通じ、農業生産現場と農政の結び付きの強化を図る。

2. 農林漁業・農山漁村の多面的機能の維持・発揮のための取組に加え、鳥獣害対策を強力に推進するとともに、増加する捕獲鳥獣を地域資源

として食肉（ジビエ）等に利用する取組を推進する。

◎ (1)-(ウ)-③ 林業の成長産業化

国産材の供給量については、2016年の2,714万 m^3 から2017年は2,953万 m^3 となった。

林業については、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、2018年5月に制定された森林経営管理法（平成30年法律第35号）（2019年4月施行）に基づき、市町村が経営意欲を失っている森林所有者から森林の経営・管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者（森林組合、素材生産業者、自伐林家等）に再委託を行い、林業経営の集積・集約化を行うとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの森林においては、市町村が公的管理を行う新たな森林管理システムを構築する。また、新たな森林管理システムを構築した地域を中心として、効率的・計画的な路網整備や高性能林業機械の導入を重点的に進めるとともに、意欲と能力のある林業経営者と川下との連携を融資制度の拡充等の資金供給の円滑化も図りながら促進し、林業の生産性の向上や人材の確保及び育成など低コストでの国産材の安定供給体制の構築等を進める。加えて、国有林野の一定の区域で、公益的機能を確保しつつ、意欲と能力のある林業経営者が、長期・安定的に立木の伐採を行うことができる仕組みを創設する。さらに、林業労働者の作業環境の改善を進めていくほか、産業界と連携した国産林業機械の開発、自伐林家⁽⁵¹⁾を含む多様な林業の担い手の育成・確保を図る。

また、CLT⁽⁵²⁾の普及に向けた取組の総合的な推進、非住宅分野でのJAS無垢材の利用拡大、公共建築物の木造化等の促進、木質バイオマス利用の促進など新たな木材需要の創出のほか、川上から川下までの地域の関係者による木材等の需給情報の共有や森林所有者等と製材工場等との協定による供給など隘路^{あい}を打開する取組の各地への展開を図る。

2019年以降、木材需要の拡大を図るため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も見据え、CLTを用いた建築物の一般的な設計法や施工方法等の普及を推進するとともに、2018年度に8万 m^3 程度の生産体制を整備したことも踏まえ、新たなロードマップに沿ったCLTの普及等に取り組む。

◎ (1)-(ウ)-④ 漁業の持続的発展

魚介類生産量（食用）については、2016年の329万トンから2017年

⁽⁵¹⁾ 主に自ら所有する森林において、自ら伐採等の作業を行うことにより森林施業を行っている者。

⁽⁵²⁾ Cross Laminated Timber の略。直交集成板。ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した木材製品。

は318万トンとなった。

水産業については、これまで、IQ方式⁽⁵³⁾の試験実施など漁業資源管理の高度化、国産水産物需要拡大のための取組、水産加工施設のEU向けHACCP⁽⁵⁴⁾認定の加速化、収益性の高い操業・生産体制への転換、「浜の活力再生プラン」の作成・実現等を推進してきたところである。

2019年以降、TAC⁽⁵⁵⁾の適切な設定とTAC等数量管理対象魚種の追加の検討、IQ方式の試験実施とその効果の検証等を踏まえた同方式の段階的活用など漁業資源管理の高度化と、漁業者がより一層の資源管理に取り組んだ場合の漁業経営への影響緩和を図るとともに、収益性の高い操業体制への転換を進め、国際競争力のある漁業経営体の育成により安定的に水産物を供給し得る漁業構造を実現するための取組を進める。また、国産水産物の需要拡大、EU向けHACCP認定や施設整備支援等の推進等を通じた水産物輸出の拡大を図る。さらに、浜と連携する企業とのマッチング活動の促進のほか、浜の所得向上や、各浜の機能再編等を行う「浜プラン・広域浜プラン」の策定・実施を進める。加えて、漁業・水産業に携わる女性の存在感を高めるとともに、女性にとって働きやすい現場改革や女性の仕事選びの対象としての漁業・水産業の魅力向上を後押しするため、2018年11月に設立した「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」の活動を促進する。

(エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

【施策の概要】

多くの若者が大都市圏で就職し、地域では人口流出や少子高齢化により、中小企業や農業等で人材確保が厳しい現状にある。このため、地域が必要とする人材を大都市圏で掘り起こし、地域への還流を促す仕組みの強化が重要である。これを実現し、地域活性化に資するため、府省庁ごとに制度化されている人材の確保・育成に関する施策について、それぞれの役割分担や連携を明確にして取り組む必要がある。

地域に人材を還流する一方で、地域に活力を取り戻すためには、現在職に就いていない女性・高齢者等の起業や就業を支援し新規就業者の掘り起こしを図ること、地域の若者の就職・育成を促進する若者雇用対策や正社員化など職場の魅力向上を促進し、女性や高齢者・障害者が活躍できる地域社会の実現を図

⁽⁵³⁾ Individual Quota の略。漁獲可能量を個別の漁業者に配分する方式のこと。

⁽⁵⁴⁾ Hazard Analysis and Critical Control Point の略。食品安全のための工程管理システムのこと。食品の製造工程で発生するおそれのある危害をあらかじめ分析 (Hazard Analysis) し、安全な製品を製造する上で特に重要な工程を重要管理点 (Critical Control Point) と定め、これを継続的に監視することにより製品の安全を確保するもの。

⁽⁵⁵⁾ Total Allowable Catch の略。漁獲可能量。

ること、高齢化・後継者問題が深刻な農林漁業の新規就業・後継者育成を図ること等が必要であり、必要な取組を積極的に推進する。また、建設業における技能労働者の処遇改善、生産性の向上や若手、女性などの多様な人材の活用等を通じ、地域経済を支える建設業、造船業、運輸業等が「地域の担い手」として持続的に役割を担えるよう、中長期的な担い手確保・育成を推進する。(P)

あわせて、潜在成長力を持ちながら従来事業の継続を旨とした「守りの経営」から脱却できない地域企業の経営者に対し、新たな取組に積極的にチャレンジする「攻めの経営」に転じていきやすくなるような環境を整え、プロフェッショナル人材の活用による成長や生産性の向上の実現を促していく。

地方における外国人材の受入れとして、外国人材による地方創生支援制度や地方公共団体等に雇用される外国人材に対する「包括的な資格外活動許可」の付与、高度人材ポイント制の拡充や在留資格変更手続の簡素化等を行う。さらに、新たな在留資格⁽⁵⁶⁾が創設されたことを踏まえ、大都市圏その他の特定の地域に外国人が過度に集中することなく、地域の人手不足に的確に対応し、地域の持続的発展につなげていく必要があるため、地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図る地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組について、地方創生推進交付金により積極的に支援する。

【主な重要業績評価指標】

- 東京圏から地方へ約 10 万人の人材を還流（2020 年までの 5 年間の累計）
- 地方から東京圏への転入をとどめる人材育成、雇用対策により約 20 万人の地方への定着を図る（2020 年までの 5 年間の累計）
- 上記により、2020 年までの 5 年間の累計で 30 万人の若い世代の安定した雇用の創出を目指す
- 女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こしによる起業・就業者を 2019 年度から 2024 年度までにおいて 24 万人創出

【主な施策】

◎ (1)-(エ)-① 女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし

現在職に就いていない女性・高齢者等の就業希望をかなえるとともに、人手不足に直面する地域の中小企業等の人材確保及び地域課題の解決に取り組む担い手不足解消を図るため、起業、就業の支援策について拡充を図る。

就業については、支援対象者の掘り起こし（対象者の発見、就労意欲の喚起）、女性・高齢者等の働きやすさの観点からの中小企業等の職場環境改善支援、マッチング等の一連の取組を官民連携のプラットフォーム

⁽⁵⁶⁾真に受入れが必要と認められる人手不足の分野に着目し、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れるため、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 102 号）において、在留資格「特定技能」が創設された。

を形成し一体的かつ包括的に実施する都道府県の事業（女性・高齢者等新規就業支援事業）を地方創生推進交付金により支援する。その際、SNS等を活用した無業者の掘り起こし、女性・高齢者等が働きやすい職場環境整備に向けた受入企業等の業務プロセスの見直しなど、民間企業のノウハウも活用した上で、各地域の実情に応じた効果的な取組を実施するとともに、前述のプラットフォームを活用するなどして、リカレント教育や雇用関係助成金をはじめとした関係省庁の施策や市町村の関連する事業等との密接な連携を図る。

また、起業については、各都道府県がそれぞれの事情に応じ地域における課題を設定し、それらの課題の解決に取り組む社会的事業分野において新たに起業に取り組む者を、地方創生推進交付金により支援し、地域課題の担い手不足の解消を通じた地方創生に取り組む。その際、起業の際の資金面の後押しに加えて、事業継続の安定化に向けた伴走支援を実施し、継続的な担い手育成を図るとともに、関係省庁の施策や各種金融機関からの資金融通と連携して支援に取り組む。(P)

さらに、女性・高齢者等のリカレント教育の充実を図るため、職業実践力育成プログラム（BP）認定制度及びキャリア形成促進プログラム認定制度の活用等を進める。また、女性・高齢者等の再就職が図られるよう、公的職業訓練や教育訓練給付により支援する。

◎ (1)-(エ)-② 若者人材等の還流及び育成・定着支援

人材確保が困難となっている地域の中小企業等において必要とされる人材を大都市圏で掘り起こし、地域への還流を促す仕組み等を強化するため、地域における安定した良質な雇用の確保・創出や人材育成・定着を支援することが必要である。

そのため、各地域での魅力あるしごとづくりと既存の枠組みにとられない人材育成や定着など地域の創意工夫をいかした取組等を支援するとともに、移住に関心を持っていない潜在層も対象に、地方移住の動機付けや地方の中小企業等の魅力を発見する就労体験等の機会を提供する取組を引き続き実施する。

◎ (1)-(エ)-③ 「プロフェッショナル人材戦略拠点」の活用促進

各道府県に整備された「プロフェッショナル人材戦略拠点」の活動を支援し、各種支援機関、地域金融機関、株式会社日本人材機構、民間人材ビジネス事業者等との連携等を通じて発掘した、潜在成長力を持つ地域企業に対し、新たな取組に積極的に挑戦する「攻めの経営」への転身と、新たな事業展開を支える経験豊富なプロフェッショナル人材の活用を促

す。このプロセスで具体化された人材ニーズを基に、民間人材ビジネス事業者や株式会社日本人材機構等と協力し、プロフェッショナル人材の地方での採用を増やすことを目指す。同拠点は、2016年1月から本格稼働し、これまで約2万9千件の相談を受け、4,400件を超えるプロフェッショナル人材の採用が実現した。(2018年10月時点)

今後は、自衛隊援護協会⁽⁵⁷⁾等との連携を開始し、新たな人材還流ルートを開拓するとともに、地域企業におけるプロフェッショナル人材を採用することの意義や効果を広く発信し、経営者の意識改革を促進することで、マッチングを活性化させ、各地域における人材還流の市場の創出・拡大を図る。

また、経済団体の協力のもと都市部大企業等と連携し、出向や研修などの多様な働き方を通じ、都市部大企業等のプロフェッショナル人材が地方へ還流する機会の創出を図るとともに、各種支援機関や関係省庁の施策等との連携を強化し、地域企業の事業承継に係る人材ニーズの掘り起こしやマッチング支援、サービス産業を中心とした非製造業の生産性向上を牽引する経営人材・専門人材等の採用に係る支援を進める。

◎ (1)-(エ)-④ 人材還流政策間の連携強化

地方への就職・移住を促す各府省庁の所管する人材還流政策については、関係府省庁等が、密に連携し、真に利用者にとって分かりやすい窓口機能を発揮する。また、各地域において各事業を実施する主体間においても効果的な連携が図られるよう、各都道府県に設置される「人材還流政策連絡会」を通じ、各々の事業窓口を真に利用者にとって分かりやすいものとしていく。

◎ (1)-(エ)-⑤ 新規就農・就業者への総合的支援

農林水産業への新規就業を促進するため、これまで、農林水産業の成長産業化のための施策の推進、所得の確保や技術の習得、就農・就業に関する情報の提供・相談等の支援を行ってきたところである。

2019年以降も、農林水産業の成長産業化のための施策を推進するとともに、所得の確保や技術の習得等の支援を行う。

また、農林水産業を学ぶ高校生に就農等の意欲を喚起し、チャレンジ精神のある農業経営者等となり得る卒業者を輩出するため、農林水産高校において、農林水産業界や関連産業等と連携した農業経営に関する学習の充実を図る等、実践的な職業教育を推進する。

⁽⁵⁷⁾ 国の許可を受けて、主に退職予定自衛官の再就職に関する斡旋を行う無料職業紹介事業者。

◎ (1)-(エ)-⑥ 女性、若者、高齢者、障害者が活躍できる社会の実現

女性、若者、高齢者、障害者が活躍できる「全員参加の社会」の実現に向け、女性の就業促進や地域における若者向けの安定した雇用の場の確保を図るとともに、「生涯現役社会」の実現に向けた学びを通じた高齢者の地域活動参画の促進や高齢者の就労促進、障害特性に応じた就労支援の推進等を行ってきた。

女性の年齢階級別の労働力率が子育て期に低迷する、いわゆる「M字カーブ」の底は徐々に上昇しており、その背景には、育児休業制度をはじめとする両立支援制度の普及等が寄与していると考えられ、一定の成果が現れている。引き続き、子育て世代の女性が働きながら安心して妊娠、出産し、仕事と育児を両立できるような職場環境の整備に取り組み、女性の活躍を推進していく。

若者については、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。）に基づく取組等を行っていく。高齢者については、2017年の60～64歳の高齢者の就業率は66.2%に達しており、今後とも高齢者の雇用・就業環境の整備等に取り組んでいく。

障害者については、障害特性に応じた就労支援の推進等により、障害者の実雇用率は2017年6月現在1.97%であり、着実に伸展している。2022年までに実雇用率2.3%の達成に向けて、今後も、ハローワークにおける多様な障害特性に応じた就労支援や、身近な地域で就労面と生活面の一体的な相談支援を行う障害者就業・生活支援センターでの就労支援や職場定着支援等を推進していく。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、ユニバーサルデザインの社会づくり（心のバリアフリー、まちづくり）を推進する。

◎ (1)-(エ)-⑦ 地方における外国人材の受入れ

地方公共団体等では、インバウンドや地元産品の輸出拡大等により、外国人材の受入れニーズが高まることが見込まれる。これに対応すべく、これまでの取組に加え、「外国人材による地方創生支援制度」として、一定の専門性・技能を有する在外の親日外国人材を受け入れたいと望む地方公共団体等に対し、円滑なマッチングを支援する。また、地方公共団体等において、外国人材が安定的に雇用され、柔軟かつ効率的に活動できるように「包括的な資格外活動許可」を付与することとし、2018年度中を目途に実施する。

加えて、高度人材に出入国管理上の優遇措置を講ずる高度人材ポイン

ト制において、特別加算の対象大学の拡大を行うこととし、2018年度中を目途に実施する。また、外国人留学者が一定の基準を満たす中小企業に就労する際の在留資格変更手続について、大企業と同じ提出書類となるよう2019年半ばを目途に簡素化する。さらに、初中教育が12年未満の国からの外国人留学生等の受入れを推進するため、2018年度末までに大学入学資格の対象となる課程⁽⁵⁸⁾を拡大する。

また、インバウンドや海外販路開拓等に従事する国際交流員（CIR）の一層の拡大を行うとともに、JETプログラム終了者や留学生等が地域で活躍できるようマッチング機会の拡大等を行う。さらに、地域における多文化共生施策について、先進的に取り組む地方公共団体の協力を得ながら、優良な取組を普及・展開するなど更なる推進を図る。

さらに、新たな在留資格が創設されたことを踏まえ、大都市圏その他の特定の地域に外国人が過度に集中することなく、地域の人手不足に的確に対応し、地域の持続的発展につなげていく必要がある。このため、地域住民と外国人材の交流を促進する事業、新たな在留資格に基づく外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図る、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組について、地方創生推進交付金により積極的に支援する。

⁽⁵⁸⁾学校教育における12年未満の課程を有し、修了時に大学相当への学校への入学が認められる外国の課程について確認を行った結果、ウズベキスタン、スーダン、ベラルーシ、ペルー、ロシアの5か国の課程について我が国の大学入学資格を認める告示改正を行う。

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

(ア) 政府関係機関の地方移転

【施策の概要】

東京一極集中を是正するため、地方の自主的な創意工夫を前提に、それぞれの地域資源や産業事情等を踏まえ、地方における「しごと」と「ひと」の好循環を促進することを目的とし、政府機関としての機能が確保され、運用いかなる向上も期待できるものについて、道府県からの条件整備の案を付した機関誘致の提案を受け、必要性や効果について検証した上で、「政府関係機関移転基本方針」(平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定。以下「移転基本方針」という。)を決定した。この方針に基づき移転にかかる取組を実施するとともに、適切なフォローアップを行う。

【主な施策】

◎ (2)-(ア)-① 政府関係機関の地方移転

東京圏以外の道府県からの提案を受け、2016年3月にまち・ひと・しごと創生本部において、「移転基本方針」を決定し、研究機関・研修機関等について23機関を対象に50件の全部又は一部移転に関する方針を、また、中央省庁については、文化庁の京都への全面的な移転などの方針を取りまとめた。2016年9月には実証試験等の検討を経て、「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」(平成28年9月1日まち・ひと・しごと創生本部決定。以下「地方移転にかかる今後の取組」という。)を決定するなど「移転基本方針」の具体化に向けた取組を進めている。

研究機関・研修機関等の地方移転については、更に関係者間において検討を進め、それぞれの取組において、規模感を含めた具体的な展開を明確にした5年から10年程度の年次プランを作成し、2017年4月に公表した。この年次プランに基づき、将来的な地域イノベーション等の実現に向けた着実な取組を進める。

中央省庁の地方移転について、文化庁については、2017年4月に京都に設置した「地域文化創生本部」において地域の文化資源を活用した観光振興等、新たな政策ニーズに対応した事業を地元の知見等を活かしながら移転の先行的取組として実施している。また、2017年7月に、文化庁移転協議会において、①本格移転後に京都に置く文化庁本庁の職員数は、全体の7割を前提に、地元の協力も得ながら、250人程度以上と見込むこと、②移転先を現京都府警察本部本館(府が改修を行った上で文化庁に貸付)とすること、③遅くとも2021年度中の本格移転を目指すこと等を内容とする「新・文化庁の体制整備と本格移転に向けて」を決定し

ており、これに基づき、本格移転に向けた具体的な取組を進める。さらに、2017年6月に改正された文化芸術基本法（平成13年法律第148号）の文化芸術の振興にとどまらず観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野の施策を総合的に推進するという趣旨を受け、関係省庁の協力を得て文化庁の機能強化及び抜本的な組織改編を検討し、これに係る文部科学省設置法（平成11年法律第96号）の改正法が2018年の通常国会で成立した。今後、京都への本格移転に向け、予定しているその効果及び影響を着実に検証する。また、2018年8月には本格移転先庁舎の文化庁使用部分に係る役割分担等を決定しており、今後、職員の住環境の確保や、家族に関する教育・保育等を含めた福利厚生における適切な配慮等円滑な移転のための環境整備について検討を行い、計画的・段階的に取組を進める。

消費者庁については、2017年7月に徳島県において開設した「消費者行政新未来創造オフィス」を拠点に、徳島県の協力を得た上で、政策の分析・研究、実証実験等のプロジェクトや、独立行政法人国民生活センターによる研修、徳島を実証フィールドとする商品テストを実施している。また、オフィスの取組は、オフィスの恒常的な設置、規模の拡大に向けた試行としても位置づけられているところ、「地方移転にかかる今後の取組」に基づいて、2019年度を目途に検証・見直しを行って、結論を得る。

総務省統計局については、和歌山県に「統計データ利活用センター」を置き、統計マイクロデータの提供業務等を実施しており、今後は、データ利活用の支援や人材育成の取組を実施する。

このほか、特許庁は2017年7月に大阪府に設置した「独立行政法人工業所有権情報・研修館近畿統括本部」において、近畿地方に所在する中小・ベンチャー企業等の知財活動に関するワンストップ支援を進め、中小企業庁、観光庁、気象庁については、「地方移転にかかる今後の取組」に沿って、具体的な取組を進める。

これら研究機関等を含む政府関係機関の地方移転の取組については、地方創生推進交付金や地方大学の振興等他の施策との連携もあいまって、移転の取組が地域イノベーションの進展等につながるよう、有識者からの意見も考慮しつつ、政府において毎年適切にフォローアップを行う。

また、「移転基本方針」に規定する「国の機関としての機能発揮の検証（社会実験）」については、当該方針に沿って、引き続き検討等を進める。

地方における中央省庁のサテライトオフィス設置については、内閣府において、地方公共団体の地方創生のアウトリーチ支援の観点から、2018

年度に引き続き実施する。

今後の政府関係機関の新設に当たっては、真に東京圏内での立地が必要なものを除き、東京圏外での立地を原則とする。

(イ) 企業の地方拠点強化等

【施策の概要】

人口の東京への過度な集中を是正するためには、地方での安定した良質な雇用確保が必要であるが、企業の本社等の東京 23 区への集中が進んでおり、採用においても東京での一括採用がほとんどである。地方の企業による優秀な人材の確保や定着を促進するため、特に、東京 23 区からの本社機能の全部又は一部移転等による地方拠点強化や企業の地方採用拡大に向け、官民挙げての取組を推進することとしている。また、地方においては若い女性の雇用のミスマッチが生じており、それが地域からの若い女性の転出につながっているという指摘も踏まえ、地方における女性の採用を進める企業を支援する必要がある。加えて、農村地域への農業関連産業等の導入促進により、地方における就業機会を拡大する必要がある。

さらに、東京に居住せず地方に住みながら仕事ができるような環境が整備されれば、若者や女性を含め一層多くの人々が地方において産業・社会の担い手として能力を発揮することができる。

【主な重要業績評価指標】

■本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を 2020 年までの 5 年間で 4 万人増加

■雇用者数増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を 7,500 件増加

【主な施策】

◎ (2)-(イ)-① 企業の地方拠点強化等

本社機能の移転又は地方における拡充を促し、企業の地方拠点の強化を図ることで、地方におけるしごと場を確保し、新たなひとの流れを呼び込むことが重要である。このため、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）を改正（2015 年 8 月施行）し、地域再生計画に企業等の地方拠点強化に係る事業を位置付けるとともに、本社機能の移転又は地方における拡充を行う事業者に対する税制上の支援措置等の運用を 2015 年 8 月に開始し、2016 年度からは雇用促進税制と所得拡大促進税制の併用を可能とする拡充を行った。さらに、2017 年度には、オフィス減税及び雇用促進税制の拡充、移転型事業の要件緩和を行うとともに、地方交付税による減収補填措置の拡充を行い、2018 年度からは従業員増加数などの雇用要件の緩和や、東京 23 区から地方へ本社機能に移転する場合の支援対象地域の見直し等を行った。

これまで45道府県、52の地域再生計画の認定を行っており、本計画に基づき、企業の地方移転や地方拠点の拡充の具体的な取組が動き始めている。

引き続き、本税制等の目的・内容について広く周知を図るとともに、本社機能の移転等を検討している事業者に対して、都道府県等と協力しつつ、事業計画策定のための情報提供や策定支援を行うことで、企業の地方拠点強化を一層推進する。

加えて、地方における多様な正社員の普及・拡大を図るとともに、女性の積極採用・登用など、女性の活躍推進に関する取組を行う企業に対する支援を行い、それらの取組の実施状況等が優良な企業については、企業からの申請により女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定を行う。

（ウ）地方における若者の修学・就業の促進

【施策の概要】

地方における多くの若者が大学等への進学時と就職時に東京圏へ流出している。その要因には、地方に魅力ある雇用が少ないことのほか、地方の地域ニーズに対応した高等教育機関が十分とはいえないことが挙げられる。

また、東京都の大学進学者収容力は突出している上に、近年、東京23区の大学生は増加傾向にある。とりわけ、東京圏への転入超過数の約12万人（2017年）のうち、そのほとんどが15歳から29歳までの若者である。さらに、大学進学時の東京都への転入者は、就職時においても残留率が高い。

このため、若者の東京一極集中を是正し、地方への若者の流れを促進するため、本年6月に公布された地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成30年法律第37号。以下「地方大学・産業創生法」という。）に基づき、地方大学・地域産業創生交付金による地域における大学振興・若者雇用創出の促進や、東京の大学の定員抑制及び地方移転の促進等を進めるとともに、引き続き地域産業の振興を担う高度な専門的職業人材の育成を行う大学、高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめ高等学校の取組等を推進する。

また、東京圏の学生等のUIJターンにより地方企業への就職を促進するために、産官学を挙げて地元企業でのインターンシップを実施する「地方創生インターンシップ」等を推進する。

地方における魅力ある良質な雇用機会を創出・確保するため、地域における起業・創業を推進するとともに、地域経済^{けん}牽引事業等を支援することにより地域の事業活動を活性化させ、潜在成長力のある地域企業の「攻めの経営」への転身を推進する。あわせて、若者にとって魅力ある職場環境を整備するため、地域の実情に応じた企業の「働き方改革」を推進する。

また、東京に本社を持つ大企業等について、本社機能の移転等による地方拠点強化や雇用の拡大を推進するとともに、地方採用の拡大に向けた取組を進める。

若者の地元への就職を促進するためには、地元の企業を知る機会を提供し、早い時期から職業に対する意識づくりをすることが重要であることから、国、地方公共団体等において地域の優良な中小企業の周知に取り組むとともに、国、地方公共団体、大学等が連携して学生等の就職支援、職業意識形成等を推進する。

さらに、早期の段階から、学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源をいかした教育活動を進めるとともに、郷土の歴史や人物等を取り上げた地域教材を用い、地域を理解し、愛着を深める教育により、地域に誇りを持つ人材の育成を推進する。

【主な重要業績評価指標】

■地方における自道府県大学進学者の割合を平均で36%まで高める（2017年度道府県平均32.7%※速報値）

■地方における雇用環境の改善を前提に、新規学卒者の道府県内就職の割合を平均で80%まで高める（2016年度道府県平均63.2%）

■地域企業等との共同研究件数を7,800件まで高める（2016年度7,309件）

■大学における、地元企業や官公庁と連携した教育プログラムの実施率を前々年度増とする（2017年度52.8%）

■全ての小・中学校区に学校と地域が組織的・継続的に連携・協働する体制を構築する

■地方創生インターンシップに参加する学生を受け入れる企業の数を2倍（2017年7,129社、2018年8,260社）にする

【主な施策】

◎ (2)-(ウ)-① 地方創生に資する大学改革

◎地方の特色ある創生のための地方大学の振興

本年6月に公布された「地方大学・産業創生法」に基づき、地域における若者の修学・就業の促進を強力に進める。

具体的には、首長のリーダーシップの下、地方公共団体、大学、産業界等の連携により、先端科学や農業、観光などの地域の中核的産業の振興や専門人材育成等を行う優れた取組を地方大学・地域産業創生交付金等により重点的に支援する。あわせて、国は当該取組に対し、専門的な知見を有する外部の有識者等による伴走支援を行う。これにより、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」を進めるとともに、地域における若者の雇用機会を創出する。その際、域内連携のみならず、地方大学と東京圏の大学や研究開発法人との連携

や、研究力の優れた海外の大学等との連携を積極的に進める。

また、東京23区の大学の学部の定員抑制については、「地方大学・産業創生法」などの関係法令の内容にのっとり、制度の適切な運用を行う。

東京圏の大学の地方へのサテライトキャンパスの設置を促進するため、地方公共団体と大学のマッチングを支援（廃校舎等の活用を含む。）するとともに、地方大学と東京圏の大学の単位互換等により学生が地方圏と東京圏を相互に対流・交流する取組を促進する。

◎ (2)-(ウ)-② 知の拠点としての地方大学強化プラン

2013年度には5,762件であった大学等と地域の企業等との共同研究は2016年度には、7,309件と増加している。

具体的な取組として、「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」(2015年度～)の実施により、複数の大学が、地域活性化を担う地方公共団体のみならず、地域の企業やNPO、民間団体等と協働し、それぞれの強みをいかして雇用創出や学卒者の地元定着率向上を図る取組を推進する。

さらに国立大学法人の第3期中期目標期間(2016年度～2021年度)において、国立大学法人運営費交付金に機能強化の方向性に応じた3つの重点支援の枠組みを設け、その枠組みの一つとして、地域に貢献する取組等を中核とする国立大学を支援するとともに、地域ニーズに対応した国立大学法人の施設整備を支援する。また、経営改革や教育研究改革を通じて地域発展に貢献する地方私立大学の取組を推進するとともに、経営基盤の確立を支援する。

引き続き、これらの取組を通じて、地域社会経済の活性化に大きく貢献する大学等の教育研究環境の充実を図る。

◎ (2)-(ウ)-③ 地元学生定着促進プラン

地方大学等への進学、地元企業への就職や都市部の大学等から地方企業への就職を促進するため、地域産業の担い手となる学生の奨学金返還支援のための基金の造成等の仕組みを整備した。

現在32府県及び300以上の市町村で奨学金返還支援に係る取組が行われており、全国的に取組が展開されている。

今後は、地方公共団体への調査等の結果も踏まえ、本年度活用した事例集等を活用し、更に取組が広がるように取り組むとともに、各地方公共団体の取組を広く周知するため、学生や企業に向けた広報活動を強化する。

また、日本学生支援機構の無利子奨学金に関し、地方創生枠の上限の撤廃や、奨学生の負担軽減の観点から、地方公共団体の支援内容等を踏まえた運用の改善を図るとともに、取組の全国への展開を図るため、当該奨学金返還支援施策による地方定着の促進に対する効果の検証等を進め、次期「総合戦略」も見据えた検討を行う。なお、日本学生支援機構の奨学金については、機関保証への一本化も視野に入れつつ、保証制度の在り方について検討を行う。

私立大学等経常費補助金の配分や国立大学法人運営費交付金の取扱における入学定員超過の適正化に関する基準の厳格化等を措置することを通じ、大都市圏への学生集中を抑制する。なお、2016年度から2018年度までに段階的に厳格化した私立大学等経常費補助金及び国立大学法人運営費交付金の取扱における入学定員超過に関する基準に基づく配分等を実施する。

「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」(2015年度～)の実施により、複数の大学が、地域活性化を担う地方公共団体のみならず、地域の企業やNPO、民間団体等と協働し、それぞれの強みをいかして雇用創出や学卒者の地元定着率向上を図る取組を推進する。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)については、全国5,432校(2018年4月現在、前年度比1,832校増)の公立学校に広がっており、更なる推進を図る。

地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」については、文部科学省の「地域学校協働活動推進事業」を活用し、同活動を推進する「地域学校協働本部」が、全国11,069校(2018年11月現在、前年度比434校増)の公立小・中学校で実施されている。地域学校協働活動を推進するため、地域住民や地域・学校との連絡調整を行う地域学校協働活動推進員等(2018年度約24,000人(前年度比1,000人増))及び未実施地域での取組を加速化する統括的な地域学校協働活動推進員等の配置を推進する。

また、地元就職に資するキャリア教育の推進や大学進学等を機に地元を離れる高校生を対象とした地元企業へのインターンシップの推進、健全育成のための農山漁村等における体験活動を推進するとともに、地域に誇りを持つ教育を推進する。学校休業日の柔軟な設定や子供の休みに合わせた年次有給休暇取得の促進等、家族が地域で学ぶ時間の確保に向けた取組を推進する。

◎ (2)-(ウ)-④ 地域人材育成プラン

2013年度39.6%であった大学における地元企業や官公庁と連携した

教育プログラムの実施率は、2017年度は52.8%と上昇している。

地域産業の振興を担う高度な専門的職業人材の育成を行う大学、高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめ高等学校の取組を推進する。特に、地域の人材育成においては、リカレント教育や職業教育は極めて重要であり、関係府省庁において総合的に推進を図ることが必要である。

リカレント教育に関しては、社会人向け短期プログラムの開発促進等のために履修証明制度等の改正を行うとともに、大学や専門学校等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを国が認定する制度（職業実践力育成プログラム（BP）認定制度やキャリア形成促進プログラム認定制度）を充実し、地方創生を担う社会人の学び直しを一層促進する。さらに、新たに大学等において、リカレント教育や実務家教員育成に関するプログラムの開発・実施及び人材エージェントの仕組みの構築及び企業と大学のコンソーシアム形成を支える拠点づくりを実施するとともに、専修学校において、短期の学びを中心に、分野を超えたりカレントプログラムの開発や、リカレント教育の実施運営体制の検証を行う。

また、地域産業を担う専門職業人を育成するため、「専門職大学・専門職短期大学・専門職学科」について、制度の活用を促進するために、2020年度以降の開設に向けた相談への対応など、必要な取組を進める。

高等学校において、地元市町村・企業等と連携しながら、高校生に地域課題の解決等を通じた探究的な学びを提供するカリキュラムの構築等を行う取組を推進し、地元根ざした人材の育成を強化する。また、これらの取組を充実させるためには、高等学校と地元市町村等の地域の関係者の間で継続的に緊密な連携を行い、地域一丸となって取り組んでいくことが必要である。そのため、地域の関係者により構築するコンソーシアムの設置など、高等学校を活用した地方創生を進めるための地域の基盤構築について、事例等の紹介も行いながら推進する。

また、専門高校等においては、職業能力等を高める質の高い教育を充実するとともに、卒業生が地元企業等の求める職業能力等を有していることを明らかにする取組を進めることで、地元企業等の適切な評価につなげ、育成された人材の地域社会での認識向上を図る。

地域においても、地域に根ざしながらグローバルに活躍する人材育成は重要である。

具体的には、大学・高等学校等における地域に根差したグローバル・リーダーの育成や外国人留学生の受入れを推進するため、官と民とが協力した海外留学支援制度（「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」等）の推進や地域における留学生交流を促進する。特に、2015年度開始

の「地域人材コース」により、地域に根差したグローバル・リーダーの育成を一層促進する。

また、各大学が地域の地方公共団体や産業界と連携し、外国人留学生の就職に必要なスキルである「ビジネス日本語」「キャリア教育」「中長期インターンシップ」を一体として学ぶ環境を創設する先行的な取組を支援するとともに、その成果を公表する。さらに、地域の大学と海外の大学等との連携・交流を一層促進する。

また、国際的に通用する大学入学資格が取得可能な教育プログラム（国際バカロレア⁽⁵⁹⁾）の普及拡大を図り、2020年までに国際バカロレア認定校等を200校以上に増やす（2014年の74校から2018年6月現在で133校に増加）。

◎ (2)-(ウ)-⑤ 地方創生インターンシップの推進

地方創生インターンシップに参加する学生数は、2017年度は16,019人であり、受け入れる企業数は2017年に比べて2018年は1,131社増加している。

今後は、地方企業でのインターンシップに関して東京圏の大学等と地方公共団体間の連携の支援や情報の集約・発信を担うプラットフォームを本格的に運営するとともに、地方公共団体や大学が取組を行うに当たり相談できる機能の構築を進める。

また、各地方公共団体が新たな受入先企業の開拓やプログラム設計を行うに当たり、取組の指針となる資料を作成するとともに、その資料の活用を促す研修会や事例に即した実践的なワークショップを開催する。

◎ (2)-(ウ)-⑥ 地域における魅力あるしごとづくりの推進

地域に新たなビジネスや雇用を創出するため、官民一体となった創業支援や起業家教育を行うことにより地域の雇用創出に寄与する起業・創業を促す。加えて、地域未来投資促進法に基づき地域の特性をいかした地域経済牽引^{けん}事業を促進し、地域に経済的波及効果を生み出すことを目指す。また、各道府県の「プロフェッショナル人材戦略拠点」を通じ、潜在成長力を持つ地域企業に対し、新たな取組への積極的なチャレンジを促し、こうした「攻めの経営」を支えるプロフェッショナル人材の地方還流を図る。若者がやりがいをもってしごとをする上では、働きがいのある職場環境を整備することが重要であることから、地域の特性に応じ

⁽⁵⁹⁾ 国際バカロレアは、国際バカロレア機構（本部ジュネーブ）が定める教育プログラム。このうち、高校生相当のディプロマ・プログラムでは、最終試験に合格すると、国際的に認められる大学入学資格（国際バカロレア資格）が取得可能。

た「働き方改革」を推進し、地方公共団体が、地域の関係者と連携して、企業によるワーク・ライフ・バランスの推進、長時間労働の見直し等の取組をワンストップで支援し、企業に直接出向いて相談支援等を行う等の取組を推進する。

◎ (2)-(ウ)-⑦ 東京に本社を持つ大企業等による地方での雇用機会の創出

地方における魅力ある雇用機会の創出に当たっては、地域の中堅・中小企業の役割が大きいが、東京に本社を持つ大企業等が、自らの意識を変え、行動に移すことも重要である。

この観点から、大企業等が本社機能の全部又は一部を地方に移転することが期待されており、引き続き、地方拠点強化税制により、大企業の地方移転・雇用拡大を推進する。

また、東京に本社を持つ大企業等に対し、地域を限定して働ける勤務制度の積極的な導入を促すとともに、地方で積極的な採用活動を行っている企業の事例を調査・分析し、このような取組の拡大に向けた方策を検討する。

◎ (2)-(ウ)-⑧ 地方の企業を知る機会の提供、早い段階からの職業意識形成

地元の中小企業は大企業等と比べて相対的に情報発信力が限られているため、若者雇用促進法に基づくユースエール認定制度⁽⁶⁰⁾等を活用して、地方の中小企業の魅力を若者に発信するとともに、地方公共団体が地元の優良企業を選定し、学生に紹介する取組を推進する。また、若者が地方において希望に応じた就職を実現できるよう、採用選考活動に至るまでのプロセスに合わせて、大学、国（ハローワーク）、地方公共団体等の関係者が連携した支援を行う。

また、地元への愛着がUターン希望を左右するといった指摘があることから、中高生等の早い段階から職業意識形成を図り、地元で暮らすことの魅力や地元企業の魅力等が若者に浸透するよう地域社会全体で取組を推進する。

(エ) 子供の農山漁村体験の充実

農山漁村体験を通じて、地方の自然、歴史、文化等の魅力について学び、理解を深めることで、生命と自然を尊重する精神や環境保全に寄与する態度を養い、人と人とのつながりの大切さを認識し、農林漁業の意義を理解することにより、子供の生きる力を育むことができる。また、このような体験を通じ

⁽⁶⁰⁾ 若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度。

て、特に地方を知らない都市部の児童生徒が、小中高の各段階において、将来の地方への UIJ ターンの基礎を形成することが期待できるため、一定期間農山漁村に滞在し、体験活動を行うことが望ましい。

また、地方の児童生徒も、都市部の児童生徒との交流により、足元の地方の魅力を再発見することとなる。さらに、こうした体験活動の推進は、都市と農山漁村の相互理解の増進に寄与するとともに、受入地にとっての地方創生にも資することとなる。

このため、子供の農山漁村交流の取組を一層体系的に推進することとし、これに必要な施策を関係省庁で連携して実施する。

【主な重要業績評価指標】

■2024 年度に、小学生 65 万人、中学生 75 万人、高校生 30 万人が、農山漁村体験を行う。

【主な施策】

◎ (2)-(エ)-① 子供の農山漁村体験の充実

子供の農山漁村体験の取組への支援の拡充を図る。具体的には、平成 28 年度において、小学生 32 万人、中学生 35 万人、高校生 15 万人が農山漁村体験を行っていると言われているが、1泊2日、2泊3日といった短期の取組が大部分を占めることから、これらの学校において行われる長期（4泊5日等）の取組及び関連して一体として取り組む活動であって、将来の移住及び定住の促進、地域社会を担う人材の育成や確保等を目的とした、地方創生に資する取組を、地方創生推進交付金により支援する。

また、これまで小学校の取組のみが対象となっていた地方財政措置について、中学校の取組等についても支援を拡大する。

さらに、農山漁村体験の取組の拡大、定着を図るため、送り手側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援するモデル事業について、従来の小学校及び中学校に加えて、新たに高等学校も対象として実施する。

取組のサポート体制の構築のため、新たに子供農山漁村体験に取り組もうとする学校等が必要とする受入側の情報を盛り込んだコーディネートシステムを構築する。その際、教職員の負担軽減の観点から、サポート可能な教職員 OB・OG、大学、地域ボランティア等のデータも付加することとし、教育委員会、大学などの関係機関に対してサポート人材に係るデータの収集に関する協力を依頼する。また、教育委員会等には新たなコーディネートシステムの活用について協力を依頼する。

送り手側への支援・対応として、農山漁村体験の教育効果について、

子供の保護者をはじめとする関係者の理解が得られるよう、政府による広報を展開する。

また、学校等に対する普及啓発を図るとともに、子供の健全育成のための体験活動プログラムの充実・強化を図る。さらに、中学校や高等学校における農山漁村体験を実施する際の課題とその解決につながる事例や授業時間数確保の工夫事例の事例集を作成し、横展開を図る。加えて、大学生ボランティアの参画を推進する。

受入側への支援・対応として、農泊推進対策により整備した施設について、子供の農山漁村宿泊体験にも有効に活用する。

また、自然公園等事業等を活用し、子供の自然体験にも資する施設整備を推進する。

さらに、国立公園を含む農山漁村体験の受入地域における、研修会、セミナー等を通じたノウハウの取得・向上などの人材育成や体験プログラムの充実・強化を図る。

(オ) 地方移住の推進

【施策の概要】

地方移住を希望する国民の様々なニーズに応えるため、地方移住についてのワンストップ相談など支援施策の体系的・一体的な推進と地方居住推進の国民的な気運の醸成を図ることが重要である。そのためには、それぞれのライフステージに応じた地方生活の魅力、例えば、通勤時間が短く家族との時間が取りやすいこと、身近に自然と触れ合えること、生活費等が低いため、収入が低くても豊かな暮らしを送れること、低廉で広い住宅に住めること、地元の新鮮な農水産物による豊かな食生活が実現できること等を、具体的に発信することも重要である。また、子供たちを含めた都市と農山漁村交流や山村留学等の推進、「お試し居住」・「二地域居住」の推進、住み替え支援策の検討が必要である。例えば、移住を検討する場合の「お試し居住」等では、地域のコミュニティとの交流機会を持つなどの対応の充実を図ることも必要である。

加えて、「生涯活躍のまち」の実現に向けて、中高年齢者が希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み、地域の多世代の住民と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくりを進める。地域再生法に定める「生涯活躍のまち形成事業」を盛り込んだ地域再生計画の認定や、関係府省が参画する「生涯活躍のまち形成支援チーム」を通じて、取組の普及・横展開を図るとともに、各地方公共団体が取り組んでいる事例を整理・類型化し、情報やノウハウを収集・蓄積する。今後は、既に取り組みに着手している地方公共団体の支援のみならず、各都道府県が圏

域ごとにアドバイザーを配置し、広域的な支援体制を構築すること等を通じて、取組に未着手の地方公共団体の新たな掘り起こしを進める。このほか、企業と連携し、新しいひとの流れの創出や安定的な事業経営の在り方など、各地方公共団体のこれまでの取組や課題を踏まえた「生涯活躍のまち」の今後の在り方について、有識者や関係者の意見を踏まえ、次期「総合戦略」も見据えた検討を行う。

地方への新しいひとの流れをつくるためには、地方移住についての支援施策の推進のみならず、ライフステージに応じた地方生活の魅力を具体的に発信し、地方での豊かな暮らしや夢の実現等への国民的な気運の醸成を図ることが重要であるため、効果的・戦略的な情報発信を行う。

また、次期「総合戦略」の策定に向けて、国民レベルでの地方創生への関心や気運を高めていく。

さらに、UIJターンによる起業・就業者を創出するため、地方創生推進交付金を活用し、地域における社会的課題を解決し、地方創生の動きを加速するような起業、移住者の移住に伴う経済負担を軽減するための取組、移住希望者と地方の中小企業等とのマッチングを支援する。あわせて、関係省庁と連携し、中小企業等の移住者の採用活動に伴う費用負担の軽減、移住者の住まいの確保の支援等に取り組む。

【主な重要業績評価指標】

- 年間移住あっせん件数 11,000 件(2017 年度約 9,800 件)
- 「お試し居住」に取り組む市町村の数を倍増(2014 年比)(2014 年 23%、2018 年 42%の市町村で実施。)
- 都市と農山漁村の交流人口 1,300 万人(2017 年 1,187 万人)
- 「生涯活躍のまち」構想についての取組を進めている地方公共団体数 100 団体
- 地域おこし協力隊 8,000 人(2017 年度 4,976 人)
- SNS 累積閲覧数:1,000 万(2018 年 9 月 639 万)
- UIJターンによる起業・就業者を 2019 年度から 2024 年度までにおいて 6 万人創出

【主な施策】

◎ (2)-(オ)-① 地方移住希望者への支援体制

2017 年度の「移住・交流情報ガーデン」におけるあっせん件数は約 9,800 件であった。

地方移住を考える人へのしごと・すまい・生活環境等についてのワンストップ相談体制を一層充実させるため、これら移住に関連する情報を一元的に提供する「全国移住ナビ」を 2015 年 7 月から本格稼働させ(2017 年度は約 190 万ページビューを達成)、これまで、地方公共団体プロモ-

ション動画・ローカルホームページの全国コンテストや「移住体験談コンテスト」を開催した。さらに、「移住・交流情報ガーデン」において、首都圏在住者に地域の魅力や移住関連情報を各地方公共団体や各府省庁等が直接アピールする移住相談会、セミナー等を 2017 年度には年間約 250 回開催したほか、地域の魅力を発信し、地方への移住・交流を推進するための「移住フェア」を実施するなど、地方移住希望者に対する必要な情報の提供に関する取組を進めた。

また、地方公共団体が実施する移住希望者に対する移住関連情報の提供や相談支援について、2015 年度より地方財政措置を創設し、地方公共団体の取組を支援しているところである。

引き続き、移住に関する相談ニーズや利用者の要望に幅広く対応できるよう、「移住・交流情報ガーデン」において各地方公共団体による夜間セミナー等や、各府省庁と連携した取組等の充実を図るとともに、利用者目線に立った移住関連情報の提供体制の強化を図る。

◎ (2)-(オ)-② 地方居住の本格推進（都市農村交流、「お試し居住」・「二地域居住」の本格推進、住み替え支援）

「お試し居住」に取り組む市町村の数は 2014 年の 23%から 2018 年には 42%になった。また、都市と農山漁村の交流人口は 2017 年には 1,187 万人となった。

2015 年 5 月、地方居住の推進に向けた気運を高め、国民的な運動として展開するため、産官学金労言士その他各界からの参加を得て、民間有志の主導により「そうだ、地方で暮らそう！」国民会議が設置され、それぞれの立場で地方居住推進に係る活動を推進している。また、道府県段階においても同様の会議の設置が進められ、現在までに 27 道府県において活動中である。

地方との交流の促進のため、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村の人々との交流を楽しむ滞在（農泊）や農福連携を含めた都市と農山漁村の交流活動を農山漁村における所得・雇用の確保に結び付けるとともに、一過性の取組とせず、一時滞在から継続的な滞在、移住・定住に移行するよう観光・教育・福祉・農業各分野における連携プロジェクト等を推進している。さらに、今後増加が見込まれる訪日外国人旅行者の受入れも含めた農山漁村への旅行者の大幅拡大を図るため、観光地域づくりの舵取り役を担う法人である DMO や中間支援組織と連携し、農山漁村に賦存する資源を活用した観光コンテンツの創出、ビジネスとして実施できる体制の整備を図る。

空き家については、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年

法律第 127 号) を 2015 年 5 月に全面施行し、国において基本指針を策定した。さらに、地方公共団体が実施する移住体験、移住者に対する就職・住居支援等について、2015 年度より地方財政措置を創設し、地方公共団体の取組を支援しているところである。

引き続き、都市と農山漁村の交流における各分野の連携プロジェクト等を行う。また、「二地域居住」の推進や住み替えの促進等を図るため、市区町村による空き家等対策計画の策定を進めるほか、各地方公共団体の空き家等の情報を集約して全国どこからでも簡単にアクセス・検索できるようにする「全国版空き家・空き地バンク」の活用の促進、移住希望者等の農業への関心の高さを踏まえた空き家や農地に関する情報提供等による移住希望者等に対する住宅と農地の確保の支援、空き家を含めた既存住宅の流通促進、公的賃貸住宅の活用、新たな住宅セーフティネット制度による移住者向けの賃貸住宅の改修等支援⁽⁶¹⁾や地方移住者の住宅取得を支援する住宅金融支援機構の住宅ローン金利の引下げ⁽⁶²⁾、LCC⁽⁶³⁾の参入促進などの取組を推進していく。

◎ (2)-(オ)-③ 移住・定住施策の好事例の横展開

行政・民間による地場産業の振興、移住者の受入れサポート、中高校生の県外からの受入れ等の取組により、移住者の増加を実現している市町村が一部に現れてきているところである。このため、こうした地域における行政・民間の取組についての更なる調査・分析を行い、この結果を取りまとめ発信することにより、好事例の全国への横展開を図る。

◎ (2)-(オ)-④ 「生涯活躍のまち」の推進

「生涯活躍のまち」は、中高年齢者が希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み、地域の多世代の住民と交流しながら、生涯学習・就業・ボランティア等を通じて健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくりを目指す取組である。これまでに地域再生法に定める「生涯活躍のまち形成事業」を盛り込んだ 21 市町の地域再生計画を認定した。また、関係府省が参画する「生涯活躍のまち形成支援チーム」が対象としている 16 の地方公共団体について、視察やヒアリングを通じて既存制度上の課題や隘路^{あい}、

⁽⁶¹⁾ 地方公共団体が賃貸住宅供給促進計画に移住者を住宅確保要配慮者として位置づけることが必要。

⁽⁶²⁾ 地方移住者の住宅取得支援に取り組む地方公共団体が住宅金融支援機構と協定を締結することが必要。

⁽⁶³⁾ Low Cost Carrier (ローコストキャリア) の略。低コストかつ高頻度の運航を行うことで低運賃の航空サービスを提供する。

支援策の在り方等について検討し、取組の普及・横展開を図るなど、「生涯活躍のまち」の実現に向けた取組を支援しているところである。

「生涯活躍のまち」の更なる制度周知や取組支援を図るため、2018年度に改訂した「生涯活躍のまち」に関する手引等を活用した地方公共団体との勉強会の実施、有識者等の参画も得て行う現地における関係者との意見交換を引き続き実施するとともに、各地方公共団体が取り組んでいる事例を整理・類型化し、類型毎の手法や課題解決事例等の情報やノウハウを収集・蓄積する。

今後は、各都道府県が圏域ごとにアドバイザーを配置し、広域的な支援体制を構築すること等を通じて、取組に未着手の地方公共団体の新たな掘り起こし等を進める。あわせて、今年度実施した「生涯活躍のまち」に関する意向等調査の結果等を基に、取組の推進意向のある地方公共団体や関連する取組について、政府においてフォローアップしながら支援していく。

このほか、企業と連携し、現役世代を含めた新しいひとの流れの創出や安定的な事業経営の在り方など、各地方公共団体のこれまでの取組や課題を踏まえた「生涯活躍のまち」の今後の在り方について、有識者や関係者の意見を踏まえ次期「総合戦略」も見据えた検討を行う。

◎ (2)-(オ)-⑤ 「地域おこし協力隊」の拡充

2017年度の地域おこし協力隊員数は4,976人（うち旧田舎で働き隊員146人）であり、2013年度比で約5.1倍に増加している。また、隊員の約6割は、任期終了後も引き続き同じ地域に住み続け、同一市町村内に定住した隊員の約3割は自ら起業するなど、地域で新しい仕事を創り出している。

地域おこし協力隊の拡充のため、雑誌広告、WEBコンテンツ等による広報を実施するとともに、隊員向けの研修等の充実、隊員の起業・事業化の支援の充実、地域おこし協力隊サポートデスクの運営、地域おこし協力隊全国サミットの開催等を行った。

引き続き、メディアを通じた広報を一層強化するとともに、関係機関と連携した様々なチャネルによる周知を行い、シニア層や在住外国人、青年海外協力隊経験者、「ふるさとワーキングホリデー」参加者等、応募者の裾野を拡大する。また、地域と多様に関わる者である「関係人口」を創出し、将来的な隊員のなり手の確保を図る。

また、起業支援を更に充実させるため、設備資金及び運転資金について、日本政策金融公庫の融資による支援を実施するほか、事業引継ぎ支援センターと連携し、事業者と隊員をマッチングするモデル事業に取り

組むなど、事業承継を支援し、任期終了後の定住・定着を一層推進する。

平成 30 年度に、制度創設から 10 年目を迎えたことから、地方公共団体や有識者等から課題等を聞き取り、地域おこし協力隊の更なる拡充に向けた方向性について、検討を行った。それらを踏まえ、今後増える隊員 OB・OG をネットワーク化することにより、隊員の受入れ・サポート体制の充実を図るとともに、隊員として活動する前に、一定の期間、地域協力活動を体験し、受入地域とのマッチングを図る「おためし地域おこし協力隊」を創設すること等により、事業をより一層推進していく。

◎ (2)-(オ)-⑥ 地域との多様な関わりの創出

人口減少、少子高齢化が進む中、地域課題の解決に資する地域外の者を創出していくことは、今後ますます重要であり、地域と多様に関わる者である「関係人口」を創出し、地域外の者からの交流の入り口を増やすことが必要である。こうした中で、地域外の者の地域への関与・関心を高めるとともに、異文化交流を含めた多様な交流を促進するため、地域外の者が関係人口として、地域と継続的なつながりを持つ機会・きっかけの提供に取り組む地方公共団体をモデル的に支援する「関係人口創出・拡大事業」をはじめ、「サテライトオフィス・マッチング支援事業⁽⁶⁴⁾」、「地域おこし企業人交流プログラム⁽⁶⁵⁾」の推進等に取り組む。また、「ふるさとワーキングホリデー⁽⁶⁶⁾」の推進、子供の農山漁村体験の充実を図る地方公共団体の支援等に取り組む。さらに、効果的に地域と多様に関わる者への情報提供を行うとともに、実務経験豊かな中高年層を含め様々な人材が地方で新たな活躍の場を^{ひろ} 拡げ、地域活力を引き上げる仕組みを強化（マッチング機能の強化）し、地域経済を担う多様な人材を確保する。加えて、都道府県によるマッチングサイト等を通じた地方の中小企業等の情報発信を行う取組を進めることにより、地域と多様に関わる者への情報提供を行う。

◎ (2)-(オ)-⑦ 地方生活の魅力の発信

2016 年 9 月から運用を開始した SNS の累計閲覧数は 639 万になった。

地方への新たな人の流れを作るためには、地方居住推進の国民的な気運の醸成を図ることが重要であるため、政府広報キャンペーンとして、若者をターゲットにした地方生活の魅力の発信や廃校の活用・取組事例

⁽⁶⁴⁾ サテライトオフィス誘致を推進するため、誘致に取り組む地方公共団体とのマッチングを支援する事業。

⁽⁶⁵⁾ 三大都市圏に所在する企業等の社員が、一定期間、地方公共団体において、地域独自の魅力や価値の向上、安心・安全につながる業務に従事することにより、地方圏へのひとの流れを創出する取組。

⁽⁶⁶⁾ 都市部の若者等が一定期間地方に滞在し、働きながら地域での暮らしを体感する事業。

を取り上げた地方創生の取組の発信等を行った。また、実際に移住して地方生活を送っている方や、地域を盛り上げようと活動されている方に直接取材を行い、SNSにて情報発信を行った。

今後も、ターゲットを年代、属性ごとにセグメント化した効果的・戦略的な情報発信を展開する。また、新たな地方への移住・就業支援の施策等の活用を促すため、制度の認知獲得に向けた情報発信を行う。さらに、次期「総合戦略」の策定に向けて、全国各地の取組状況を把握しつつ、国民レベルでの地方創生への関心や気運を高めていく。

◎ (2)-(オ)-⑧ UIJ ターンによる起業・就業者創出

◎移住支援の抜本的強化

東京圏からの UIJ ターンの促進及び地方の担い手不足対策として、東京 23 区在住者又は過疎地域等の条件不利地域を除く東京圏在住の東京 23 区通勤者が UIJ ターンして起業する又は中小企業等に就業する際に必要な支援を講ずる。具体的には、地域における社会的課題を解決し、地方創生の動きを加速するような起業と移住への支援を地方公共団体が行う場合、政府としても地方創生推進交付金を活用して、当該地方公共団体が起業者に対して最大 300 万円を支給できるよう取組を支援する。また、地域経済に波及効果を有し地方創生に資するものとして地方公共団体が選定する中小企業等への就業に伴う移住についても、同様に地方創生推進交付金の枠組みを通じて、地方公共団体が移住者に対して最大 100 万円を支給できるよう取組を支援する。

なお、移住支援については、東京圏内であっても条件不利地域において、移住・定住施策等を推進する市町村もあることから、移住先として支援する。

また、関係府省と連携し、

- ・移住支援金を受給した移住者を採用した中小企業等に対して、雇用関係助成金により、その採用活動に要した経費の一部助成
- ・移住支援金を受給した移住者が住宅の建設・購入を行う場合に、独立行政法人住宅金融支援機構が提供する住宅ローンの金利の引下げ
- ・地域における社会的課題の解決を目的とした事業を行うため、起業支援金の交付決定を受けた者が必要とする設備資金及び運転資金については、日本政策金融公庫の融資による支援（P）※予算査定を踏まえ記述

を実施する。

◎都道府県におけるマッチング支援事業のサポート

東京圏から地方への UIJ ターンを促進するために、東京圏の求職者や

移住希望者を対象として、地方の中小企業等の魅力を効果的に情報発信する都道府県の実施を支援する。

具体的には、都道府県が、上記移住費用の支援と組み合わせて地方の中小企業等の求人広告を提供するマッチングサイトの開設・改修を行うことや、効果的な求人広告の作成支援等を行うことを、地方創生推進交付金により支援する。

また、民間と都道府県等の連携により地方の中核的な企業等の求人に係る全国的な情報提供の枠組みを構築していく。

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(ア) 少子化対策における「地域アプローチ」の推進

【施策の概要】

地域によって出生率は大きく異なっており⁽⁶⁷⁾、出生率に関連の深い各種指標も大きく異なる。出生率低下の要因である「晩婚化・晩産化」の状況や、それらに大きな影響を与えていると考えられる「働き方」「所得」さらには「地域・家族の支援力」にも地域差がある。これまでの少子化対策は、国全体での対策が中心であり、より効果的な対策という点では、地方の取組を主力とする「地域アプローチ」の重要性を認識した対策も併せて展開することが求められる。

そのため、国では、「地域少子化・働き方指標」(2015年10月に第1版、2016年2月に第2版、2017年5月に第3版)、「地域少子化対策検討のための手引き」(2016年2月に第1版、2017年5月に第2版)を公表したところである。今後、指標や手引きを充実させるとともに、地域における先駆的・優良な取組の横展開を図ることにより、地域の実情に応じた働き方改革を全国に展開する。また、地方公共団体や労使団体などの地域の関係者からなる「地域働き方改革会議」において、地域の実情に即した「働き方改革」を推進していく取組を、関係府省一体となって推進する。

【主な重要業績評価指標】

- 第1子出産前後の女性の継続就業率を55%に向上(2015年53.1%)
- 男性の育児休業取得率を13%に向上(2017年5.14%)
- 週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%へ低減(2017年7.7%)

【主な施策】

◎ (3)-(ア)-① 「地域働き方改革会議」における取組の支援、先駆的・優良な取組の横展開

各地域の地方公共団体や労使団体、金融機関などの地域の関係者からなる「地域働き方改革会議」において、地域の特性や課題の分析、これに基づく仕事と子育て・介護等が両立できる環境整備や、ワーク・ライフ・バランスの推進、長時間労働の是正、女性の活躍推進などの「働き方改革」について、地域特性に応じた取組を進めることを支援する。このため、「地域働き方改革会議」の求めに応じ、関係府省及び専門家からなる「地域働き方改革支援チーム」が必要な支援を行い、「地方版総合戦略」の改訂や具体的な施策の実施につなげていく。また、地域における出生

⁽⁶⁷⁾ 2008年～2012年の市町村(特別区を含む。)別の出生率では、1.80以上が120団体、うち2.00以上が27団体ある一方で、1.00未満が12団体となっている。(厚生労働省「平成20年～平成24年人口動態保健所・市区町村別統計」による公表値(小数点以下2桁まで)により集計したもの。)

率に関する状況やこれに大きな影響を与える「働き方」に関する実態に関するデータを地域別に示した「地域少子化・働き方指標」、指標を活用した分析や対応策の検討例等を取りまとめた「地域少子化対策検討のための手引き」を、地方公共団体における活用状況等も踏まえて改訂し、提供するとともに、各地域での特徴的な取組や実務上の課題について情報交換を行う場を設定するなどにより、地域における先駆的・優良事例の横展開を推進する。

具体的には、地域の「働き方改革」に向けた「包括的支援」や、企業に対し子育てしやすい環境整備などの取組の進め方について直接出向き積極的に相談支援等を行う「アウトリーチ支援」、ひとり親家庭・若者無業者等の地方におけるワーク・ライフ・バランスのとれた就労・自立を支援する「地方就労・自立支援」などの取組を全国的に推進する。さらに、東京圏在住の地方出身学生等の地方還流や地元在住学生の地方定着を促進するため、特に東京圏への若者の転出が多い地域において地元企業でのインターンシップの実施等を支援する「地方創生インターンシップ」を産官学で推進するとともに、これと連携して地方就職を支援する奨学金制度の普及・活用の強化や勤務地限定正社員の普及等にも取り組む。こうした先駆的な取組推進のため、「地域働き方改革支援チーム」が決定した地方創生推進交付金と各種補助金等を有機的に組み合わせた使い勝手の良い取組事例（モデル事業）を活用し、「働き方改革」の取組を支援する。

また、地域での取組の参考となるよう、「働き方」に関する指標の都道府県別一覧や、国及び地方公共団体の地域働き方改革に関する取組の「見える化」を図る。

◎ (3)-(ア)-② 「少子化社会対策大綱」と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策の推進

若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるため、少子化社会対策基本法（平成 15 年法律第 133 号）に基づく「少子化社会対策大綱」（平成 27 年 3 月 20 日閣議決定）と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した少子化対策を、国と地方公共団体が連携し、総合的に推進する。

◎ (3)-(ア)-③ 出生数や出生率の向上を実現した好事例の横展開

日本全体で出生数が減少している中、比較的高い出生率を維持又は出生数・出生率の向上を実現している市町村も一部に存在しており、その背景には、行政・民間による、各種支援や住みやすいまちづくり、若い世

代が男女ともに仕事と家庭を両立しやすい良好な就労環境、安心して子供を産み育てられる環境の醸成など様々な要因があると考えられる。こうした地域における行政・民間の取組について、幅広い観点から調査・分析を行い、この結果を取りまとめ、発信することにより、各地域における更なる課題把握や取組の推進を促す。

(イ) 若い世代の経済的安定

【施策の概要】

独身男女の約9割は結婚意思を持ち、希望子供数も2人程度である一方、未婚率は上昇し、夫婦の子供数は長期的に減少傾向にあるなど、結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなっていない現状にある。結婚を実現できない背景には、雇用の不安定さや所得が低い状況があると指摘されている。

これまでの若者雇用施策は、雇用情勢の悪い地域での雇用失業対策が中心となってきた。今後は、人口減少や人口流出等に伴う地域課題の解決という視点が求められる。また、若い世代が希望どおり結婚し、子供が持てるような年収水準（例えば独身で300万円、夫婦で500万円程度が必要との指摘もある。）を確保する安定的雇用が必要である。

【主な重要業績評価指標】

- 若者（20～34歳）の就業率を79%に向上（2017年78.6%）
- 若い世代の正規雇用労働者等（自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。）の割合について、全ての世代と同水準を目指す（2017年15～34歳の割合95.0%、全ての世代の割合95.0%）
- フリーター数を124万人に減少（2017年152万人）

【主な施策】

◎ (3)-(イ)-① 若者・非正規雇用対策の推進

若者や非正規雇用労働者の雇用情勢に関する指標については、引き続き数値が改善しており、目標達成に向けた傾向を示している。

若者の雇用対策については、若者雇用促進法に基づく取組を行うとともに、新卒者等への就職支援やフリーター等の正社員化支援に引き続き取り組む。

また、2016年1月に「正社員転換・待遇改善実現プラン（5か年計画）」を策定しており、これを参考にしつつ、同年3月までに都道府県ごとにおいて産業構造など地域の実情を踏まえた「地域プラン」を策定している。これらに基づく正社員転換・待遇改善に向けた取組を引き続き行っていく。

(ウ) 出産・子育て支援

【施策の概要】

長期的な視点に立って少子化対策を進める観点から、結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じ、きめ細かな対策を総合的に推進することが必要である。妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を構築するとともに、地域における周産期医療体制の確保を図ることが重要である。加えて、理想の子供数を持たない理由として、子育てや教育に要する費用負担を挙げる人の割合が高い状況にあることから、その負担軽減も重要である。

そのため、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対応する「子育て世代包括支援センター」の設置を全国展開に向けて推進するとともに、産婦健診に係る費用の助成や産後ケアの充実に取り組む。また、子育てをめぐる環境が大きく変化する中、2015年4月から実施されている「子ども・子育て支援新制度」により、幼児教育・保育、地域の子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を図る。子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。広く国民が利用している3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。0歳～2歳児が9割を占める待機児童について、3歳～5歳を含めその解消が当面の最優先課題である。待機児童を解消するため、「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の保育の受け皿整備を着実に進め、一日も早く待機児童が解消されるよう、引き続き現状を的確に把握しつつ取組を進めていく。こうした取組と併せて、0歳～2歳児についても、当面、住民税非課税世帯を対象として無償化を進めることとし、現在は、住民税非課税世帯の第2子以降が無償とされているところ、この範囲を全ての子供に拡大する。また、住民のニーズに基づき、全ての子育て家庭への子育て支援に関する施設・事業の計画的な整備を図る。さらに、産科医数の地域ごとの検証や産科医の地域偏在の是正に関する取組を進めるとともに、女性医師が勤務を継続できる体制を整備する。また、産科診療所勤務の医師が高齢化により離職するといった状況を見据え、周産期医療提供体制の確保を図る。

放課後児童対策については、子供の小学校就学後に仕事を辞めざるを得ない「小1の壁」を打破するため、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の計画的な整備等を推進するとともに、2021年度末までの待機児童の解消を目指し、「放課後児童クラブ」の受け皿の整備等を行う。

【主な重要業績評価指標】

- 支援ニーズの高い妊産婦への支援実施の割合：100%
- 保育の受け皿整備を着実に進め、遅くとも2020年度末までに待機児童の解消を目指す（待機児童数 2018年4月時点 19,895人）

- 「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」について、全ての小学校区（約2万か所）で一体的に又は連携して実施する。うち1万か所以上を一体型とすることを旨とする（2017年5月 4,554か所）
- 三世代同居・近居の希望に対する実現比率を向上する（2014年度 72.6%）
- 理想の子供数を持ってない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合を低下させる（2010年 60.4%、2015年 56.3%）

【主な施策】

◎ (3)-(ウ)-① 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援（「子育て世代包括支援センター」の整備、周産期医療の提供体制の確保）

現在、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援は、様々な機関によって「縦割り」で行われており、連携がとれていない。このため、子育て世代の支援を行うワンストップ拠点の整備を進め、専門職等が必要なサービスをコーディネートし、切れ目のない支援を実施する。また、相談等を通じた評価の結果、支援が必要と判断された場合には、支援プランの策定等を実施する。

具体的には、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（「子育て世代包括支援センター」）の整備を図るとともに、保健師などの専門職等が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて支援プランを作成することにより、妊産婦等に対し切れ目のない支援の実施を図る。「子育て世代包括支援センター」を2020年度末までに地域の実情等を踏まえながら全国展開を目指していく。あわせて、2017年8月に策定した同センターの具体的な内容や運営上の留意点に係るガイドラインを活用し、引き続き支援の質の向上を図る。

また、小児医療や周産期医療の確保、地域における助産師の活用に関しては、地域医療介護総合確保基金等を通じて支援する。周産期医療の提供体制の確保については、無産科2次医療圏の解消をはじめ、産科医の育成・増加策や、産科医の地域偏在の是正に関する施策、妊婦健診施設と分娩施設間の連携等の周産期医療関連施設間の連携強化、中核病院や大学病院等から産科医不足地域への産科医派遣の支援、地域における分娩を扱う施設の確保などの対応を進めていく。助産師については、助産師の就業場所の偏在を是正する施策や正常妊娠・正常分娩における助産師の活用を推進する。

加えて、復職支援や院内保育等の充実等により女性医師を含む医療従事者が継続的に就労できる勤務環境を確保していく。

これらの取組によって、2020年までに、支援ニーズの高い妊産婦への支援実施の割合が100%となるようにする。

◎ (3)-(ウ)-② 子ども・子育て支援の更なる充実

1 夫婦当たりの理想の子供数は 2.32 人であるのに対し、平均出生子供数は 1.94 人とどまっている。理想の子供数を持ってない理由として、子育てや教育に要する費用負担、特に学校教育費を挙げる人の割合が高い状況にある。また、親と同居・近居している夫婦の方が、親と遠く離れて居住している夫婦よりも、出生する子供が多い傾向がある。こうした中で、子育て支援の充実を更に進めていくことが課題である。

そのため、「子ども・子育て支援新制度」を着実に実施し、本制度により幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」を図る。また、「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく処遇改善を着実に実施する。

「子育て安心プラン」による保育の受け皿拡大については、遅くとも 2020 年度末までに待機児童を解消（2018 年 4 月 19,895 人）する。

こうした取組に加え、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。加えて、「三世代同居・近居」の支援を進めていく。

これらにより、2020 年までに「三世代同居・近居」の希望に対する実現比率を向上させ、理想の子供数を持ってない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合を低下させる。

放課後児童対策については、子供の小学校就学後に仕事を辞めざるを得ない「小 1 の壁」を打破するため、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の計画的な整備等を推進するとともに、2021 年度末までの待機児童の解消を目指し、「放課後児童クラブ」の受け皿の整備等を行う。

(エ) 地域の実情に即した「働き方改革」の推進（仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現等）

【施策の概要】

「働き方」における我が国の現状を見ると、子育て世代の男性に長時間労働が多く、育児休業や年次有給休暇の取得率が低い。子育て世代の男性が家事・育児に費やす時間は国際的に最低水準となっている。こうした長時間労働、転勤などの働き方や育児休業等の低取得率、男女の固定的な役割分担意識の存在等が、妊娠・出産・育児休業取得等を理由とする不利益な取扱いなど様々な女性に対するハラスメントの問題や女性の育児負担をより大きくさせている。こうしたことから、大都市か地方かにかかわらず、依然として女性は仕事か子育てかの二者択一を迫られている。また、子育て世代の女性が働きながら安心し

て、妊娠、出産、育児に取り組むためには、将来のキャリアパスが見通せることが必要である。さらに、高齢化が進む中において、仕事と介護の両立が男女を問わず課題となるが、子育ての時期に、育児負担のみならず、親の介護の時期と重なり二重の負担が発生する場合もある。加えて、長時間労働については、労働者の健康確保だけでなく、仕事と家庭生活との両立を困難にし、少子化の原因や、女性のキャリア形成を阻む要因、男性の家庭参加を阻む要因となっている。こうした中、2014年11月に過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）が施行され、2015年7月に過労死等の防止のための対策に関する大綱（2018年7月に変更）が閣議決定されるなど、長時間労働削減対策の強化が喫緊の課題となっている。このような課題に対応するため、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）では、罰則付きの時間外労働の上限規制の導入など、「働き方改革」を進めることとされ、それらを盛り込んだ働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）が、2018年7月に公布された。

このように「働き方改革」に係る課題が依然として山積する中で、地域の実情に即した「働き方改革」の取組は、少子化対策における「地域アプローチ」の推進を図るための重要な取組であるとともに、生産性の向上や質の高い労働者の確保など、企業にもメリットがあるものであり、さらに、良好な雇用機会の創出、雇用の安定、地域経済の活性化など、地域社会に様々なメリットをもたらすものである。

このため、地域の関係者による地域ぐるみでの、地域の実情に即した「働き方改革」の取組を行うこと等により、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を図り、採用・配置・育成等あらゆる側面において男女間の格差を是正するとともに、多様な働き方や転勤の見直しを含む仕事と家庭が両立できる「働き方」を実現し、子育てや介護に関する環境を改善することが必要である。

この「働き方改革」の取組は、少子化に伴い若者が減少している中で、働き方に制約がある場合が多い女性や高齢者など、多様な労働者が多様な働き方で活躍できる社会を実現していくという観点からも重要である。

【主な重要業績評価指標】

- 第1子出産前後の女性の継続就業率を55%に向上（2015年53.1%）（再掲）
- 男性の育児休業取得率を13%に向上（2017年5.14%）（再掲）
- 週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%へ低減（2017年7.7%）
（再掲）
- 年次有給休暇取得率を70%に向上（2017年51.1%）

【主な施策】

◎ (3)-(エ)-① ワーク・ライフ・バランスの推進

全ての労働者が、育児や介護を行いながら継続して就業し、活躍できるようにするため、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に基づく措置の周知及び確実な履行確保を図る。

また、育児休業の取得促進を図るため、助成金等により中小企業事業主への支援を行うとともに、男性の育児休業取得の促進等を図る。各企業のワーク・ライフ・バランスの「見える化」を進め、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業が選ばれる環境づくりを推進するなど、仕事と子育て・介護等が両立できる環境の整備に取り組み、従業員の子供数が多い企業に対する支援など地域における先駆的・優良な取組の横展開を支援する。

女性活躍推進法及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う際に、えるぼし認定⁽⁶⁸⁾等を取得したワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組を国や独立行政法人等で着実に実施し、地方公共団体や民間企業等にも働きかけを行う。

◎ (3)-(エ)-② 長時間労働の見直し

時間外労働の上限規制や、年次有給休暇の取得促進策等の働き過ぎ防止のための取組を盛り込んだ働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が公布されたことを踏まえ、法内容の周知を図るとともに履行確保に向けた取組を進める。

さらに、「長時間労働削減推進本部」（本部長：厚生労働大臣）による長時間労働削減のための取組を更に推進することに加え、各都道府県労働局に設けられた「働き方改革推進本部」による各都道府県の実情に即した長時間労働抑制、年次有給休暇の取得促進などの取組を推進している。

具体的には、「所定外労働時間の削減」及び「年次有給休暇の取得促進」等を推進するため、日本各地のリーディングカンパニー等の経営トップに働きかけるとともに、こうした企業の先進的な取組事例を幅広く普及させるために、ポータルサイトを活用した情報発信を行い、また、働き方・休み方改善コンサルタント等による各企業に対する支援等を展開し

⁽⁶⁸⁾ 女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業は、女性活躍推進法に定める行動計画の策定等を行い、一定の基準を満たせば、厚生労働大臣の認定を受けることができる。認定を受けた企業は、認定マーク（愛称「えるぼし」）を商品等に使用することができ、公共調達における加点評価と日本政策金融公庫の融資による支援の対象になる。

ていく。

年次有給休暇については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の改正により、年次有給休暇の時季指定義務が創設されたことから、その周知徹底に努める。また、完全取得を目指し、10 月の「年次有給休暇取得促進期間」に加え、年次有給休暇を取得しやすい時季（夏季、年末年始及びゴールデンウィーク）に集中的な広報を行うとともに、地域の行事と連携して年次有給休暇の取得を促す「地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業」を実施し、さらに、「プラスワン休暇（土日、祝日に年次有給休暇を組み合わせて連続休暇を推奨）」の提唱等も行う。

こうした取組を通じて、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進などの「働き方改革」に向けた総合的な対策を進める。

◎ (3)-(エ)-③ 時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の普及・促進

欧米では、勤務地や職務を限定した雇用が普及しており、本人の意に反する転勤が行われにくいとの指摘もあり、そうしたことを参考としつつ、勤務地や職務等を限定した「多様な正社員」の制度の導入・普及に必要な支援や、「転勤に関する雇用管理のヒントと手法」の周知を行う。また、フレックスタイム制の普及・促進や、労務管理に関するガイドラインの周知等による在宅勤務、サテライトオフィス勤務などのテレワークの導入促進を行うこと等により、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の普及・促進に取り組む。

◎ (3)-(エ)-④ 地域における女性の活躍推進

25～44 歳の女性の就業率は 69.5%（2013 年）から 74.3%（2017 年）、民間企業の課長相当職に占める女性の割合は 8.5%（2013 年）から 10.9%（2017 年）、都道府県の本庁課長相当職に占める女性の割合は 8.5%（2015 年）から 9.8%（2017 年）に上昇した。

地域女性活躍推進交付金等を通じて、地域の経済団体、金融機関その他の様々な団体による連携体制の構築やワンストップ支援体制の整備（例：就労、起業・創業、子育て支援、教育、福祉等、必要な人に分野横断的な情報を提供するワンストップ相談窓口の設置）等、地域ぐるみで女性の活躍を推進する地方公共団体の取組を支援している。また、マザーズハローワーク等における職業相談・職業紹介等を通じて、女性の再就職支援を行うとともに、女性等を対象とした低利融資制度や「創業スクール」における女性起業家コースの実施等を通じて、女性による起業を支援している。さらに、「女性役員情報サイト」等を通じて、企業における女性の活躍状況の「見える化」等を推進している。

今後、これまでの取組に加え、「女性活躍推進法『見える化』サイト」や「女性の活躍推進企業データベース」の充実等により、女性活躍の状況に関する情報の「見える化」の徹底と活用の促進を図る。また、地域における女性活躍の取組を強化するため、市町村による推進計画の策定率向上を目指し「推進計画策定支援マニュアル」を活用した説明会や理解促進のためのシンポジウムを開催する。さらに、企業に対する認定制度等を活用し、女性の活躍推進に取り組む企業にインセンティブを付与する。また、「女性活躍加速のための重点方針」に基づき、地域での女性の働く場の確保、女性による起業の支援、これまで女性の活躍が少なかった分野での活躍推進、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を加点評価する取組を国や独立行政法人等で着実に実施し、地方公共団体や民間企業等にも働きかけを行い、女性活躍のための環境整備等を推進する。さらに、学びを通じた様々な分野における女性の社会参画を推進する。

◎ (3)-(エ)-⑤ 地域の実情に即した「働き方改革」の実現

ワーク・ライフ・バランスの推進、長時間労働の見直し、多様な働き方の推進、地域における女性の活躍推進、若者・非正規雇用対策の推進などの「働き方改革」については、地域の実情に即した取組が重要である。このため、これらの課題について「地域働き方改革会議」において重点的に検討を進め、これに対して、「地域働き方改革支援チーム」による支援や各地域での特徴的な取組や実務上の課題について情報交換を行う場の設定等を行い、地域ぐるみで改革に取り組むことを推進する（(3)-(ア)-①参照）。

(4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

(ア) まちづくり・地域連携

A まちづくりにおける地域連携の推進

【施策の概要】

地方では、人口の流出が続き、地域経済の縮小、生活の利便性の低下等が問題となっており、それぞれの地域ごとに人口の流出に歯止めをかけ、活力ある経済・生活圏の形成のための地域連携を推進することが課題となっている。

このため、人口 20 万人以上の市を中心として、経済成長の牽引、高次の都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上の機能を備えた連携中枢都市圏を新たに形成し、人口減少社会においても一定の人口を確保し、活力ある社会経済の維持に取り組んでいく。

連携中枢都市圏の推進に当たっては、人口や行政サービス、生活基盤等の面だけでなく、経済・雇用や都市構造の面も重視した連携を構築する。

なお、新たな都市圏の形成は、地方の自主性に基づくものであることを尊重する。

また、人口 5 万人程度以上の市を中心として、2009 年度から、市町村が連携して相互に役割分担しつつ圏域の生活関連機能を維持・向上させ、人口のダム機能を果たすことを目的とする定住自立圏の取組が行われてきた。

この定住自立圏についても、取組事例の情報提供等により新たな圏域形成を促進する。

さらに、異なる個性を持つ地域と地域が連携して新たな稼ぐ力やひとの流れを生み出すため、広域地方計画（平成 28 年 3 月国土交通大臣決定）に位置付けられた広域連携プロジェクトの具体化を進める。

加えて、地方創生に向けた東京 23 区と全国各地域との連携を促進し、住民間の相互理解や交流とともに、全国各地域の産業振興や観光振興を図る取組を推進する。

また、一定規模の人口や都市機能を有する都市圏の人口動態等について分析を行い、関係省庁と連携の下、広域ブロック圏単位で、人口の集積拠点となり、若者にとっての魅力を高めるなど必要な方策について検討する。

【主な重要業績評価指標】

■連携中枢都市圏の形成数：30 圏域を目指す（2018 年 10 月時点 28 圏域）

■定住自立圏の協定締結等圏域数：140 圏域を目指す（2018 年 10 月時点 123 圏域）

【主な施策】

◎ (4)-(ア)-A-① 連携中枢都市圏の形成

連携中枢都市圏における連携手法としては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定する「連携協約」を活用するとともに、その他個別の法律や施策に基づき必要となる手続も活用する。

2018 年 10 月現在、28 圏域において連携中枢都市圏が形成されており、取組が着実に広がっている。

意欲のある市町村が積極的に連携中枢都市圏を形成することができるよう、引き続き地方財政措置や委託事業、各地域の先進的な地域連携に関する取組事例の情報提供、RESAS や人口メッシュ推計など地域に関する情報の提供、補助事業採択における配慮等の支援を通じ、活力ある経済・生活圏の形成に向けた検討を後押しする。

こうした取組により、2020 年には連携中枢都市圏の形成数を 30 圏域とすることを目指すとともに、市町村自らは、国の「総合戦略」を参考に、都市圏の特性を踏まえ、地域経済、高次都市機能及び生活関連機能に関する成果指標等を設定し、進捗管理を行うものとする。

◎ (4)-(ア)-A-② 定住自立圏の形成の促進

2018 年 10 月現在、123 圏域において定住自立圏が形成されており、取組が着実に広がっている。この結果、各圏域で住民の生活関連機能に関するサービスの供給確保や質の向上に向けた取組が進められている。

定住自立圏の形成等を引き続き推進するため、セミナーの開催による取組事例の情報提供や協定等を締結していない中心市への意向調査等を行う。2020 年には定住自立圏の協定締結等圏域数を 140 圏域とすることを目指すとともに、地方公共団体自らは、圏域の特性も踏まえ、協定等に基づき推進する具体的取組に関し成果指標等を設定し、進捗管理を行うものとする。

◎ (4)-(ア)-A-③ 都道府県を越えた連携による広域的な地域づくりの推進

広域地方計画（平成 28 年 3 月国土交通大臣決定）には、広域ブロック 8 圏域で計 116 の広域連携プロジェクトが位置付けられている。各圏域に設置された広域地方計画協議会を中心に官民の幅広い主体が連携して、プロジェクトの具体化を推進する。

2017 年度からは、特に先導的なものとして、13 の広域連携プロジェクトを選定し、事例形成に対する支援を実施している。先行的な事例形成により得られた経験を他の事例に応用することで、各圏域におけるプロジェクトの早期の具体化を図り、都道府県を越えた広域的な地域づくり

を推進する。

◎ (4)-(ア)-A-④ 東京 23 区と全国各地域との連携の推進

都市住民の全国各地域への関心を高めるとともに、地域間の相互理解や交流を深め、各地域の特産品の販路開拓等の産業振興や観光振興等を図るため、東京 23 区における各地域の魅力を発信するイベントなど、東京 23 区と全国各地域が連携した取組を促進する。

B エリアマネジメント等によるまちづくりの推進

【施策の概要】

人口減少が進むなか、人々の生活・経済活動の基盤である「まち」の活力を維持していくためには、民間団体が主体となる自主的なまちづくりの取組（エリアマネジメント活動）によって、地域の生活環境の向上や来訪者・滞在者の増加を通じた収益力の向上を図り、地域再生を実現していくことが必要である。

このため、地域再生エリアマネジメント負担金制度の活用等の推進等を通じて、エリアマネジメント活動の底上げと横展開を図っていく。

【主な重要業績評価指標】

■「エリアマネジメント活動を行うものとして地域再生法等に基づき指定されている NP0 等の数：100 団体（2018 年度時点 72 団体）」

【主な施策】

◎ (4)-(ア)-B-① エリアマネジメント等によるまちづくりの推進

(4)-(ア)-E-①「官民連携・「見える化」の推進」と連動し、国内外における取組事例も参考にしながら、エリアマネジメント活動の底上げと横展開を図る。

具体的には、地域再生エリアマネジメント負担金制度⁽⁶⁹⁾の内容や必要な手続についてガイドラインを作成し、周知するとともに、当該制度を活用する地方公共団体に対する地方創生推進交付金による重点支援等により、制度の活用に向けた地方公共団体やエリアマネジメント団体を積極的に支援し、エリアマネジメント活動の底上げと横展開を図る。

また、エリアマネジメント活動に関する以下の支援施策を実施する。

1. 公共空間の積極的な活用によりまちの賑わいを創出するため、公募設置管理制度の活用等により、民間資金等による公園の再生・活性化や緑地の創出を図り、エリアマネジメントを推進する。
2. 2018 年 3 月に策定した「プロジェクションマッピングに関するガ

⁽⁶⁹⁾ 市町村が、地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を、受益者から徴収し、エリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度。平成 30 年通常国会で成立した改正地域再生法により創設。

イドライン」を踏まえ、プロジェクションマッピングなどの屋外広告物によるまちの活性化事例や実施促進に向けた方策等を周知する。また、エリアマネジメント広告の掲出に関する規制の弾力化や景観への配慮等を盛り込んだ景観・街並みに関するルールの作成を地方公共団体に促し、広告収入の増加を通じたエリアマネジメント活動の財源確保を図る。また、民間団体と連携した良好な景観の形成による魅力ある観光地づくりを推進するため、景観計画や歴史的風致維持向上計画の策定を促進する。

3. エリアマネジメントを実施しつつ、空き店舗、古民家等遊休資産のリノベーション等を行う民間まちづくり事業を連鎖的に進めるため、一般財団法人民間都市開発推進機構が地域の金融機関と連携して立ち上げるファンドにより、これらの事業に対し金融支援を行う。
4. 都市再生推進法人をはじめとするエリアマネジメント団体の普及啓発事業や実証事業等（都市利便増進協定に基づく広場の整備、公共空間の活用実験等）に対し支援を行うとともに、2018年8月に策定した「民間まちづくり活動の財源確保に向けた枠組みの工夫に関するガイドライン」の活用推進を図る。

C 都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進

【施策の概要】

多くの地方都市では、これまで郊外開発が進み市街地が拡散してきたが、今後は急速な人口減少が見込まれ、拡散した市街地で居住の低密度化が進み、生活サービス機能の維持が困難になることが懸念されている。

そのため、住民等の協力を得つつ、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の誘導による都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成を行うとともに、官民連携による都市空間の再構築・利活用を進めることにより、高齢者や子育て世代にとって安心して暮らせる健康で快適な生活環境の実現、アクセス改善やまちの回遊性向上による生活利便性の維持・向上及び地域経済の活性化、財政面及び経済面において持続可能な都市経営等を関係施策間で連携しながら推進していく。また、都市のコンパクト化は、人口密度の向上を通じて「密度の経済」を実現するものであり、サービス産業等都市における諸活動の生産性革命に大きく貢献するものであるという視点に立ち、地域の「稼ぐ力」の向上に関係する施策とも十分に連携する。

また、多くの都市で、空き地・空き家が時間的・空間的にランダム性をもっ

て発生し、都市構造が低密度化する「都市のスポンジ化」というべき事象が生じている。都市のスポンジ化は、居住や都市機能の誘導・集約の取組効果を減殺し、コンパクトシティの実現に大きな障害となり得るものであり、空き地等の適正管理や有効活用、発生の抑制等に向けて、適切な対策を講じる必要がある。

さらに、民間資金・ノウハウを活用し、都市機能誘導区域内における誘導施設の立地を更に促進するための金融・税制支援を行うとともに、老朽化・拡散した公共公益施設の更新・再編等を実施する事業を促進するため、当該事業に対して金融支援を行う。

【主な重要業績評価指標】

■立地適正化計画を作成する市町村数：300市町村（2018年8月末時点177都市）

■立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数：評価対象都市の2/3（2018年度63都市/100都市）

■市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数：評価対象都市の2/3（2018年度44都市/65都市）

■公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合

（三大都市圏） 90.8%（2017年度91.1%）

（地方中枢都市圏） 81.7%（2017年度79.3%）

（地方都市圏） 41.6%（2017年度38.9%）

■地域公共交通再編実施計画認定総数：100件（2018年8月末時点24件）

【主な施策】

◎ (4)-(ア)-C-① 都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成

都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成は、

- ・医療・福祉・商業等の生活サービス施設の維持やこれらの施設へのアクセス向上等による、高齢者や子育て世代にとって安心して快適に生活できる都市環境の形成
- ・サービス産業の生産性向上等による地域経済の活性化
- ・公共施設の維持管理の合理化や行政サービスの効率化等による行政コストの削減

等の具体的な行政目的の実現に向けた有効な政策手段として、中長期的な視野をもって継続的に取り組まれることが肝要である。

こうした基本的考え方の下で、都市再生特別措置法における立地適正

化計画制度、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律における地域公共交通網形成計画制度について、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）における中心市街地活性化基本計画制度の取組と連携しつつ周知・普及を図り、コンパクトシティの形成を積極的に推進する。

また、こうした取組に当たっては、都市全体の観点から、公共施設の再編、国公有財産の最適利用、医療・福祉、中心市街地活性化、空き家対策の推進等のまちづくりに関わる様々な関係施策との整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的に検討する必要があることから、2015年3月に設置した「コンパクトシティ形成支援チーム」（事務局：国土交通省）の枠組を通じて、市町村の取組を省庁横断的に支援する。

既に、市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実、コンパクトシティに関連する支援措置を一覧できる支援施策集の情報提供や、モデル都市等の優良事例の横展開の推進、コンパクトシティの多様な効果を明らかにするための指標の開発・提供など、相当の進捗が見られるところであるが、今後はさらに、市町村へのコンサルティングを通じて蓄積されたノウハウ等を活用しながら、コンパクトシティの形成を通じた生活利便性の維持・向上、地域経済の活性化、行政コストの削減等の効果を発現させるため、以下の取組を進める。

- ・立地適正化計画、地域公共交通網形成計画等に取り組む地方公共団体に対して、引き続き、関係省庁が連携したコンサルティングや支援施策の充実を行い、コンパクト・プラス・ネットワークの取組の裾野を拡大する。
- ・健康面や経済効果等の指標の開発・提供により、市町村による取組の成果の「見える化」や効果検証を促すとともに、関係省庁が継続的にモニタリングできるようにし、これらを通じ支援メニューの充実を図る。加えて、人の移動に関するビッグデータ解析等を通じ、ユーザー目線での最適な施設配置の計画手法等の開発や公共交通の利便性向上を進める。
- ・都市機能の高度化、都市活動の生産性向上を図るため、人工知能（AI）・IoT等の先進的技術をまちづくり分野に取り入れたスマートシティを推進する。
- ・人の属性ごとの行動データを基に、施設立地の最適化を可能とする「スマート・プランニング」について、具体的な都市での検証を通じ、システムの高度化を行う。
- ・「都市のスポンジ化」対策を推進するため、2018年7月に施行した改正都市再生特別措置法等で創設した各種制度（低未利用土地権利設定等

促進計画、立地誘導促進施設協定等) について、市町村に対する立地適正化計画に関するコンサルティング等と併せて、活用促進を図る。

- ・都市機能誘導区域内における誘導施設の立地を更に促進するための金融・税制支援を行うとともに、民間都市開発事業と一体となった公共公益施設の更新・再編等において、地方公共団体の費用負担の平準化と民間事業者のリスク軽減を図るため、当該事業に対する金融支援を行う。
- ・効率的で利便性の高い地域公共交通網の構築について、地方公共団体との連携強化や地域公共交通網の形成に関する好事例の共有等を図り、まちの活力の創出に資する地域公共交通網の形成を促進するとともに、全国の公共交通機関を網羅した経路検索の可能化や相互利用可能な交通系 IC カードの普及・拡大を通じ、公共交通の利便性の向上を図る。
- ・地方部における少子高齢化等に伴う交通サービスの縮小や移動そのものの縮小、都市部における道路混雑やドライバー不足など、地域の交通が抱える様々な課題に対応するため、MaaS⁽⁷⁰⁾ など新たなモビリティサービスを推進し、利用者の利便性向上や交通サービスの効率化等を図る。
- ・都市のコンパクト化と地域の稼ぐ力の向上に、ハード・ソフト両面から総合的に取り組む地方再生のモデル都市（地方再生コンパクトシティ）として選定した 32 都市に対し、各種支援メニューにより、集中的に取組を支援する。
- ・官民が連携した社会実験や歩行者空間整備などの「きめ細やかな街路空間づくり」を行う。

D 地方都市における「稼げるまちづくり」の推進等

【施策の概要】

地方都市において、地域の「稼ぐ力」や「地域価値」の向上を図る「稼げるまちづくり」を推進し、まちに賑わいと活力を生み出し、民間投資の喚起や所得・雇用の増加等につなげる。その際には、地域資源を最大限に活用した新たな需要の創出や地域への誇り・愛着の醸成等を図る取組と一体となって、空き店舗等の遊休資産の再生・活用等により、収益力を高める地域空間の形成を図る。

【主な重要業績評価指標】

■魅力があり波及効果が高い商業施設等を整備する民間プロジェクト数：60

⁽⁷⁰⁾ Mobility as a Service の略。出発地から目的地までの移動ニーズに対して最適な移動手段をシームレスに提供する等、移動を単なる手段としてではなく、利用者にとっての一元的なサービスとして捉える概念。

【主な施策】

◎ (4)-(ア)-D-① 地方都市における「稼げるまちづくり」の推進等

中心市街地の活性化に関する法律等を活用し、魅力ある地方都市の拠点として、ひとの集う「まちの賑わい」づくりを推進するため、2018年3月に閣議決定された「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」の一部変更に基づき設置した「中心市街地活性化に関する関係府省庁連絡会議」等を通じ、関係府省庁の連携を強化し、インパクト・波及効果の高い民間投資の喚起等を図るなど、商業、文化、教育、医療、福祉、居住等の複合的な機能の整備支援の充実を図る。

また、一定の地域にひとと企業が集積することによる「密度の経済」を「稼ぐ力」の向上につなげていくためには、外国人観光客のインバウンド需要の取込みや高齢者等の健康長寿サービス需要への対応、若年者・創業者のチャレンジによる新たな需要への対応等の視点から、まちづくり会社等の新しい公共を担う民間主体の経営の安定などのソフト施策と、コンパクトシティの形成などのハード施策との連携を図ることが不可欠である。このため、地域の「稼ぐ力」や「地域価値」の向上に向けた地域のまちづくりを支援するため、関係府省庁一体となって取りまとめた包括的政策パッケージを今後も改訂するとともに、地方都市における稼げるまちづくり取組事例集「地域のチャレンジ100」の周知、「ローカル版知的対流拠点づくりマニュアル」の改訂、及び、地方再生のモデル都市に対し集中的な支援を行うとともに、各地域の重層的な対流による「稼げる国土」の在り方を検討し、稼げるまちづくりの取組の全国への展開を図る。

さらに、地域の「稼ぐ力」を向上させるためには、遊休資産の有効活用が必要であり、空き店舗、空き家、古民家等の地域の遊休資産を有効活用するための制度・政策等の充実を図る。具体的には、中心市街地において、空き店舗等のリノベーション等を選択しやすくするほか、優れたノウハウを各地域で導入できるよう成功事例の普及とともにまちづくり関係者の研修を行う。また、空き家・空き店舗等も活用しつつ、観光振興や健康長寿など地方で拡大する需要に対応した事業への不動産の円滑な供給等を推進するため、地方創生に向け、不動産特定共同事業などの不動産証券化の活用を推進するとともに、地方創生に資する不動産流動化・証券化に関する事例集等について、地方公共団体や地域の不動産事業者、金融機関等への周知を図る。さらに、空き家等の既存建築物の他用途への円滑な転用等に向けた建築規制の更なる合理化に取り組む。

とりわけ、地域経済の再生の中心であり、地域の顔となっている商店

街において、空き店舗の解消が大きな課題となっている。

そこで、商店街の活性化に積極的に取り組む地方公共団体・商店街を支援するため、地方公共団体がリーダーシップを発揮しながら、地域の特色をいかした商店街の目指すべき姿を「商店街活性化促進事業計画」にまとめ、当該計画に沿った事業者等の取組を支援するとともに、長期にわたり放置されている建築物等の所有者等に対しては、その利活用を促すことを可能とする制度を創設した。地域が一体となって進める商店街活性化の取組に対して、資金調達面での支援や、地方創生推進交付金をはじめとする関係省庁の補助金・交付金による重点的な支援を行っていく。

加えて、遊休資産や個人の余った時間の有効活用を促進するシェアリングエコノミーについて、「シェアリングエコノミー推進プログラム」に基づき、地域へシェアリングエコノミー伝道師を派遣するとともに、地域の課題解決や経済活性化の取組を促進する「シェアリングエコノミー活用推進事業」等によって、地方公共団体によるシェアリングエコノミーの導入・連携を支援する。

また、「稼ぐ力」や「地域価値」の向上に向けて、地域の実情に応じて適切なKPIを設定しPDCAサイクルを確立できるよう、参考となるKPIの選択肢例について、RESASの開発状況等を踏まえ充実を図ることとする。

E まちづくりにおける官民連携・「見える化」の推進

【施策の概要】

まちづくりにおける企画・立案の段階から、地域経済界や市民団体、金融機関等必要な投融資を行う主体など、地域に関わる産官学金労言士の幅広い合意と協力を得ることで、「育てる」まちづくり⁽⁷¹⁾を進める。また、まちのビジョンの共有や合意形成を容易化するため、まちづくりによる効果等を「見える化」する手法の拡大を推進し、民間投資の喚起を一層促進する。)

【主な重要業績評価指標】

■地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数：200(2020年度まで)

⁽⁷¹⁾ 我が国の都市・まちは成熟期を迎え、今後、これまでの「つくる」まちづくりから、「育てる」まちづくりに転換していく必要がある。「つくる」まちづくりの段階では、法律の範囲内での自由な開発、公的規制(ハード・ロー)が中心となるが、「育てる」まちづくりでは、エリア内の関係者が課題を共有し、方向を同じくし、関係者による自主的規制、地域ルールなどの民間発意のソフト・ローが必要となる。

【主な施策】

◎ (4)-(ア)-E-① 官民連携・「見える化」の推進

国内外における取組事例⁽⁷²⁾も参考にしながら、まちづくりにおける官民連携の推進体制を構築する。

また、まちづくりによる効果等を「見える化」する情報基盤（「i-都市再生」）を構築するため、どのようなまちになるか、直観的な理解を得るための都市空間管理モジュールと、まちが持続的に発展できるのか、数理的な納得を得るための都市収支分析モジュールのプロトタイプを作成を通し、技術スペックを作成・公表する。また、都市ごとに異なる独自の課題解決につなげることを目的として、公募型での開発募集を実施するなど、オープンイノベーションを進める。加えて、自治体交流会議等を通し自治体との連携を確立し、人材の育成を推進する。

都市再生緊急整備地域の候補地域等において、まちのビジョンの共有や関係者の合意形成、投資家の理解を容易にするとともに、地域金融機関との連携やクラウドファンディングでの活用も推進し、都市再生の質の向上や民間投資の喚起を一層促進する。

また、財政負担の削減と施策効果の最大化を図るべく、まちづくりにおけるSIBの活用可能性について検討する。

◎ (4)-(ア)-E-② エリアマネジメント等によるまちづくりの推進（再掲）

(4)-(ア)-E-①「官民連携・「見える化」の推進」と連動し、国内外における取組事例も参考にしながら、エリアマネジメント活動の底上げと横展開を図る。

具体的には、地域再生エリアマネジメント負担金制度の内容や必要な手続についてガイドラインを作成し、周知するとともに、当該制度を活用する地方公共団体に対する地方創生推進交付金による重点支援等により、制度の活用に向けた地方公共団体やエリアマネジメント団体を積極的に支援し、エリアマネジメント活動の底上げと横展開を図る。

また、エリアマネジメント活動に関する以下の支援施策を実施する。

1. 公共空間の積極的な活用によりまちの賑わいを創出するため、公募設置管理制度の活用等により、民間資金等による公園の再生・活性化や緑地の創出を図り、エリアマネジメントを推進する。
2. 2018年3月に策定した「プロジェクションマッピングに関するガイドライン」を踏まえ、プロジェクションマッピングなどの屋外広

⁽⁷²⁾ 国内の取組の例として、福岡都市圏において成長戦略の策定から推進までを一貫して担う産官学民の連携組織（福岡地域戦略推進協議会）が2011年4月に設立された。当該協議会は、福岡県、福岡市など複数の地方公共団体、経済団体、域内外の企業、金融機関、大学等から構成される。

告物によるまちの活性化事例や実施促進に向けた方策等を周知する。また、エリアマネジメント広告の掲出に関する規制の弾力化や景観への配慮等を盛り込んだ景観・街並みに関するルールの作成を地方公共団体に促し、広告収入の増加を通じたエリアマネジメント活動の財源確保を図る。また、民間団体と連携した良好な景観の形成による魅力ある観光地づくりを推進するため、景観計画や歴史的風致維持向上計画の策定を促進する。

3. エリアマネジメントを実施しつつ、空き店舗、古民家等遊休資産のリノベーション等を行う民間まちづくり事業を連鎖的に進めるため、一般財団法人民間都市開発推進機構が地域の金融機関と連携して立ち上げるファンドにより、これらの事業に対し金融支援を行う。
4. 都市再生推進法人をはじめとするエリアマネジメント団体の普及啓発事業や実証事業等（都市利便増進協定に基づく広場の整備、公共空間の活用実験等）に対し支援を行うとともに、2018年8月に策定した「民間まちづくり活動の財源確保に向けた枠組みの工夫に関するガイドライン」の活用推進を図る。

F 人口減少を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

【施策の概要】

高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するため、国民の安全・安心を確保しつつ、維持管理・更新等に係るトータルコストを縮減・平準化させることが必要であり、そのため、戦略的な維持管理・更新に取り組むことが必要である。また、公共施設等の維持管理等について民間のノウハウが十分活用されていない。公共施設等の維持管理・更新の課題に対し、循環型社会の視点も踏まえ、真に必要なストックを賢くマネジメントすることが重要となっている。とりわけ、国公有財産の最適利用の観点も踏まえつつ、地方公共団体において、都市のコンパクト化等を進める際に、公共施設等総合管理計画や立地適正化計画に基づき、公共施設等の集約化・活用を進め、民間の技術開発や地域の民間事業者の創意工夫を活用した PPP/PFI⁽⁷³⁾等により効率化を図る。

さらに、世帯数の減少に伴い空き家が増加してきており、また、既存住宅の流通やリフォームの市場は伸び悩んでいる。適切な住宅選択と住宅資産の市場流通を支援し、住み替えの自由度を上げることが重要である。

⁽⁷³⁾ PPP は、Public Private Partnership の略。官民連携のこと。公共的な社会基盤の整備や運営を、行政と民間が共同で効率的に行おうとする手法をいう。PFI は、Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法をいう。国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について実施される。

【主な重要業績評価指標】

- 公的不動産（PRE）⁽⁷⁴⁾の有効活用を図る PPP 事業規模（2013 年度から 2022 年度までの 10 年間）：4 兆円（2016 年度分まで：1.3 兆円）
- 既存住宅流通の市場規模（2025 年まで）：8 兆円（2013 年：4 兆円）
- リフォームの市場規模（2025 年まで）：12 兆円（2013 年：7 兆円）
- 賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数（2025 年まで）：400 万戸程度に抑える（2013 年：318 万戸）

【主な施策】

◎ (4)-(ア)-F-① 公共施設・公的不動産の利活用についての民間活力の活用、空き家対策の推進

真に必要なインフラの整備・維持管理・更新と財政健全化の両立のために、民間の資金・ノウハウの活用が急務となっている。しかし、地方公共団体において、所有する公共施設・公的不動産（PRE）の有効活用に係る体制整備が不十分といった課題がある。

そのため、2017 年度以降、「PPP/PFI 推進アクションプラン」（民間資金等活用事業推進会議決定）に「公的不動産における官民連携の推進」を明記しており、地域の価値や住民満足度の向上、新たな投資やビジネス機会の創出に繋げるための官民連携に積極的に取り組むほか、引き続き公共施設等運営権方式（コンセッション）を活用した事業に取り組む。また、PPP/PFI 手法導入を優先的に検討する仕組みの構築・運用、地域の産官学金が連携して具体の案件形成を目指した取組を行う地域プラットフォーム等を通じた事業の掘り起こし、案件形成に対する支援、平成 30 年 6 月に成立した改正 PFI 法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 60 号））に基づくワンストップ窓口創設等による国の支援機能の強化、株式会社民間資金等活用事業推進機構を中心としたプロジェクト組成の推進等 PPP/PFI の更なる活用の具体化を推進する。さらに、公的不動産に係る証券化手法等の活用についての地方公共団体向けの手引書等の普及や関連事業を実施していく。

また、賃貸や売却予定のない長期不在の空き家の割合が増加し、老朽化や危険性の観点から除却が求められる空き家も存在している。

このような状況を踏まえ、市区町村による空家等対策計画の策定、空き家の利活用や計画的解体、空き家物件に関する円滑な流通・マッチングを促進する。

一方で、我が国では既存住宅の流通が欧米に比して非常に低水準にあ

⁽⁷⁴⁾ Public Real Estate の略。PRE が我が国の全不動産に占める割合は約 1/4 と非常に大きく、コンパクトシティの推進などのまちづくりにおいて、PRE を有効に活用することが重要となっている。

り、物理的な住宅ストックがあるにもかかわらず、まちづくりでの活用や住み替えの受け皿になっていないという指摘もある。そのため、既存住宅の品質の向上、適正な建物評価の市場への普及・定着のほか、建物状況調査（インスペクション）や瑕疵保険の活用、「安心R住宅」制度⁽⁷⁵⁾等による消費者が安心して取引できる市場環境整備など、既存住宅の流通促進を図り、2025年までに既存住宅流通の市場規模を8兆円（2013年4兆円）、リフォーム市場の規模を12兆円（2013年7兆円）とする。

また、エリアマネジメントを実施しつつ、空き店舗、古民家等遊休資産のリノベーション等を行う民間まちづくり事業を連鎖的に進めるため、一般財団法人民間都市開発推進機構が地域の金融機関と連携して立ち上げるファンドにより、これらの事業に対し金融支援を行う。

さらに、クラウドファンディング等の手法を用いた空き家等の遊休不動産の再生を促進するため、ガイドラインの作成等を含め、地方創生に向け、不動産特定共同事業などの不動産証券化の活用を支援する。

◎ (4)-(ア)-F-② インフラの戦略的な維持管理・更新等の推進

必要なインフラの機能を維持しつつ、トータルコストの縮減・平準化等を図るため、メンテナンスサイクルの構築や長寿命化計画の策定促進、革新的技術の創出等、戦略的な維持管理・更新等を推進する。

G 中枢中核都市の機能強化

【施策の概要】

中枢中核都市が、①産業活動の発展のための受け入れ環境、②広域的な事業活動、住民生活等の基盤、③国際的な投資の受入環境、④都市の集積性・自立性、等の機能を備え、活力ある地域社会を維持するための中心・拠点として、近隣市町村を含めた圏域全体の経済、生活を支え、圏域から東京圏への人口流出を抑止する機能を発揮するよう都市力の向上を促進する。

◎ (4)-(ア)-G-① 中枢中核都市の機能強化の推進

中枢中核都市の機能強化に向けて、中枢中核都市が共通に抱えている課題（政策テーマ）を対象とし、手上げ方式により、関係省庁横断的な支援チームによるハンズオン支援を行う。相談等のワンストップ対応、現場の課題やニーズの吸い上げ、活用できる支援施策の紹介、意見交換等を行い、さらに関連施策の充実や成果の普及・横展開につなげていく。

また、中枢中核都市が、多種多様かつ広域的な政策課題に対応するた

⁽⁷⁵⁾ 耐震性があり、建物状況調査（インスペクション）等が行われた住宅であって、リフォーム等について情報提供が行われる既存住宅に対し、国が作成したロゴマークを事業者が広告時に使用することを認めるしくみ（2018年4月からロゴマークの使用が開始されている）。

め、産業の育成、広域的事業活動の基盤整備、国際的投資の促進など、各都市の備えるべき機能を拡大する地方創生の施策について、地方創生推進交付金をはじめとする各種支援策を活用した支援を行う。

(イ)「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）

【施策の概要】

人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となって、①地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成、②地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立（地域運営組織の形成）、③地域で暮らしていける生活サービスの維持・確保、④地域における仕事・収入の確保を図る必要がある。

また、これらの取組を進め、暮らしを守るためには、地域住民の活動・交流拠点の強化や、生活サービス機能の集約・確保、集落生活圏内外との交通ネットワークの形成等により利便性の高い地域づくりを図ることが必要である。

このため、地域の生活や仕事を支えるための住民主体の取組体制づくりや利便性の高い地域づくり（「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持））を推進するとともに、地域に「ひと」を呼び込むため、若い世代を中心に都市部から過疎地域等の地方へ移住しようとする「田園回帰」の促進や農協や商工会等の地域内外の多様な組織との連携を推進する。

【主な重要業績評価指標】

■「小さな拠点」（地域住民の活動・交流や生活サービス機能の集約の場）の形成数：1,000か所を目指す

■住民の活動組織（地域運営組織）の形成数：5,000団体を目指す

【主な施策】

◎ (4)-(イ)-① 地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成及び取組の推進

小さな拠点は1,069か所（2018年5月時点）、地域運営組織は4,177団体（2017年10月時点）が形成されており、全国的な量的拡大が進んでいる。小さな拠点に関する取組の裾野を広げるため、関係府省庁や地方公共団体と連携し、手引きやポータルサイトの開設等の情報発信や優良事例の横展開、地方創生推進交付金等による支援を行ってきたところであるが、引き続き、小さな拠点及び地域運営組織の形成拡大とともに、質的向上を目指し、以下の取組を進める。また、取組を進めるに当たっては、有識者からの意見を聴取し、適切にフォローアップを行う。

「総合戦略」が対象とする5年間のうちに、今後の地域の在り方、事業の取組方向について、集落生活圏単位で地域住民が主体的に参画し、地域

の将来ビジョンを盛り込んだ「地域デザイン」（今後もその集落で暮らすために必要な、自ら動くための見取り図）を策定し、事業に着手することが求められる。

そのため、市町村のサポートや、ファシリテーターなど外部専門人材や地域人材、公民館等を活用し、地域住民が主体となって、今後の地域の在り方について学び考えていくワークショップの実施を推進する。その際、地域の現状や展望を整理する「地域点検カルテ」の作成を推進するとともに、「地域デザイン」の策定・実行まで長期間を要し得ることを踏まえて支援する。

また、地域住民の主体的な地域づくりへの参画から事業の実施までの一連のプロセスを各地で進めていくため、関係府省庁が連携した取組を推進し、地域の取組の普及・実践に向けて、参考となる事例紹介等を行うフォーラムや交流会の開催等の情報交流の推進や都道府県等における意見交換会の実施を継続的に行い、先駆的な取組を行う地方公共団体や地域運営組織との連携を深め、「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）の取組を促進する。

◎ (4)-(イ)-② 地域の課題解決のための持続的な取組体制としての地域運営組織の展開と活動の推進

「小さな拠点」の形成等により持続可能な地域をつくるため、「地域デザイン」に基づき、地域住民自らが主体となって、地域住民や地元事業者の話し合いの下、それぞれの役割分担を明確にしながら、生活サービスの提供や域外からの収入確保などの地域課題の解決に向けた事業等について、多機能型の取組を持続的に行うための組織（地域運営組織）を形成することが重要である。

地域運営組織の立ち上げや運営に当たっては、そのためのノウハウの確立、地域内外からの人材の確保・活用、組織の運営や活動に必要な資金の確保、多様かつ持続的な活動に必要な法人格の取得等の課題があることから、先発事例の体系的な整理・提供とともに、取組効果の「見える化」の推進、地方創生推進交付金や各府省庁の事業、外部人材の導入（「地域おこし協力隊」や人材還流事業、「地方創生カレッジ」等を活用）等を有効に活用し、取組体制の構築から事業の着手までを支援する。加えて、地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究や相談体制の構築、事業の立ち上げや拡充の促進など組織の運営体制強化に向けた環境整備を進める。また、地方公共団体と連携し、全国の地域運営組織の実態把握や情報交流を推進し、地域運営組織の活動の深化を図るとともに、地域運営組織の取組支援や人材育成支援のため、ポータルサイトを通じた

プラットフォームづくりを推進する。

特に、「地域の課題解決に向けた地域運営組織に関する有識者会議」の最終報告を踏まえ、法人化促進のためのガイドブック等の活用を促進するとともに、地縁型組織の法人化の促進に向けて、引き続き、具体的な検討を進める。

◎ (4)-(イ)-③ 地域で暮らしていける生活サービスの維持・確保

日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、集落生活圏内外との交通ネットワークを形成するとともに、地域住民のニーズに対応した、地域の運営組織等が提供する生活サービスの多機能化、生活サービスを持続していくための物流システムの構築等を推進する。

そのため、地域再生法を改正（平成27年8月施行）し、福祉・利便施設を拠点地域に集約・確保するなどの「小さな拠点」の形成に取り組む市町村が作成する「地域再生土地利用計画」の制度を創設し、これらの施設の立地誘導を図るための届出・勧告制度や、誘導施設の整備に対する農地転用許可、開発許可等の特例措置を講じたところであり、地域再生計画を活用した「小さな拠点」の形成に資する取組の一層の普及・推進を図るとともに、関係府省庁による連携を進め、地域の状況に応じ、以下のような施策を進める。

- ・ 拠点施設における福祉サービスのワンストップ化を推進するとともに、高齢者の生活サービスの維持・確保のため、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく市町村が行う地域支援事業との連携を推進する。
- ・ 住民の買い物等を支える円滑な物流のため、運送各社等が連携した新たな共同配送スキームの構築やボランタリーチェーン等との連携、安定的な石油製品の供給システムの確立を推進する。
- ・ 域内の人・モノの複合的かつ効率的な輸送システムの構築や、自動走行などの近未来技術等の推進を図るとともに、2018年度からの山間部等での小型無人機による荷物配送等の本格展開に向け、官民一体となって取り組む。

また、地域に「ひと」を呼び込むため、若い世代を中心に都市部から過疎地域等の地方へ移住しようとする「田園回帰」の潮流の高まりを踏まえて、地域における移住者の受入れ・支援体制の整備（移住者の受入れを行っている地域運営組織の紹介や小さな拠点における相談窓口の設置、空き家の活用等）等に向けた普及啓発を図る。

さらに、移住のみならず、地域や地域住民と多様な関わりを持つことを促進するためにより効果的な施策展開のあり方について検討を進め

る。

◎ (4)-(イ)-④ 地域における仕事・収入の確保

コミュニティビジネスを振興し、小さくとも地域に合った自立的な事業を積み上げ、地域経済の円滑な循環を促す。その際、地域資源を活用しながら複数の事業を組み合わせて実施する取組と横断的なビジネスを実行する人材の確保を推進する。

具体的には、中山間地農業の特性に着目した底上げを図った上で、地域の特性をいかした農林水産物の生産や6次産業化による高付加価値化、観光資源や「道の駅」等を活用した都市との交流産業化、再生可能エネルギーの導入等多機能型の事業の振興、創業、継業とともに、農協や商工会等の地域内外の多様な組織との連携や、必要な人材の地方への還流や外部人材の確保・活用を推進する。さらに、地域運営組織の形成及び持続的な運営や地域での雇用創出に向けて、「小さな拠点」の形成に資する事業を行う株式会社に出資した場合の出資者に対する所得税の特例措置の活用促進等により地域運営組織の資金調達力の向上を図る。

◎ (4)-(イ)-⑤ 公立小・中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援

公立小・中学校の設置者である市区町村教育委員会が、学校統合の適否又は小規模校を存置する場合の充実策等を検討する際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を2015年1月に策定した。また、休校した学校を再開する場合の相談窓口の一本化を図るため、同年3月に文部科学省に休校再開支援窓口を設置した。

こうした取組も踏まえ、「学校規模の適正化に関する実態調査」を実施したところ、2016年5月時点で学校規模について課題を認識している市区町村のうち、58%が既に検討に着手している状況である。このような中、自治体におけるさらなる検討を促すとともに先進的な取組モデルを横展開するため、2018年10月に、「学校教育魅力化フォーラム」を開催した。

今後も、地域コミュニティの核としての学校の役割を重視しつつ、活力ある学校づくりを実現できるよう、学校統合を検討する場合、小規模校存続を選択する場合、休校した学校を活用・再開する場合に対応して、その検討に資する手引の更なる周知を図るとともに、優れた先行事例の創出・普及など、活力ある学校づくりに向けた市町村の主体的な検討や具体的な取組に対するきめ細やかな支援の拡充を図る。

(ウ) 東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応

【施策の概要】

大都市圏の高齢化が今後急速に進展し、とりわけ、東京の近郊の高齢者数の増大が顕著となると見込まれている。こうした大都市圏では、急速な高齢化や単身化の進展に伴い、医療・介護サービスへのニーズが拡大しており、これらへの総合的な対応が課題とされる。在宅医療を含めた医療介護提供体制の整備により、地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、公共交通機関等のバリアフリー化により、大都市圏においても高齢者が生きがいを持ちつつ地域の中で豊かに暮らせる環境を整えることが求められている。公的賃貸住宅団地においては、集約化・建替え等と併せて行う高齢者の地域包括ケアの拠点等の形成を促進し、高齢者等の多様な世代が生き生きと生活し活動できる「スマートウエルネス住宅・シティ」の展開を推進する必要がある。

また、東京圏の低出生率には、労働時間の問題など若い世代の働き方が大きく影響していると考えられ、日本を代表する企業が多く集積している東京圏をはじめ、大都市圏において、「地域アプローチ」が特に重要である。そして、東京圏の企業においては、長期的かつ社会経済全体の視点から、ワーク・ライフ・バランスや子育てしやすい職場環境づくりに取り組むことが求められる。

【主な重要業績評価指標】

■大都市圏の高齢者の急増に伴う医療・介護需要の増大に対応した、広域連携を視野に入れた医療計画及び介護保険事業支援計画の実施

■独立行政法人都市再生機構（以下「UR」という。）の団地の地域の医療福祉拠点化

（大都市圏のおおむね1,000戸以上のUR団地約200団地のうち、2020年度までに100団地程度、2025年度までに150団地程度で拠点化）

■建替え等が行われる公的賃貸住宅団地（100戸以上）における、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率：2016年度～2025年度の期間内に建替え等が行われる団地のおおむね9割（2017年度90%）

【主な施策】

◎ (4)-(ウ)-① 東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題への対応

今後、大都市圏では高齢化の進展に伴い、医療・介護需要が急速に拡大する。大都市圏には、交通網の発達によって、患者・住民の移動可能な範囲が広いこと、患者・住民が狭い範囲に集住していること等の特徴があり、需要推計及び実効性のある対応策を実施するためにはこれらの特徴を踏まえた検討が必要である。

そのため、都道府県が患者の流出入等の状況を反映して策定した、医

療需要の将来推計を含む地域医療構想を踏まえ、2018年度からの医療計画及び介護保険事業支援計画に基づく取組を進める。

また、東京圏における地域医療介護提供体制の整備と高齢者の住まいの整備の取組を一体的に推進することが必要であり、東京圏と国が連携し、広域的な観点から地域体制整備に取り組むことが重要である。このため、介護・看護人材の確保・定着に向けた取組など、高齢者を中心とする医療介護提供体制の整備と、空き家の活用や公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化、いわゆるニュータウンの再生や住み替え支援（リバースモーゲージ⁽⁷⁶⁾、既存住宅・リフォーム市場の活性化等）の一体的な推進について、東京圏と国が連携して取り組んでいく。また、東京在住者のうち、50歳代男性の半数以上、また50歳代女性及び60歳代男女の約3割が地方移住を予定又は検討したいとの意向を持っている。こうした希望の実現を図り、高齢者の地方移住の選択肢を支援していく。

◎ (4)-(ウ)-② 大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化

大都市近郊の住宅団地は、高度経済成長期等の人口の受け皿となったことから、急速に高齢化が進展し、高齢者世帯の増加や単身化の進行、子育て世帯等若年者の定着促進等の課題が生じている。

これらの課題に対応するため、公的賃貸住宅団地のストック活用や建替え時の福祉施設等の併設により、団地やその周辺地域における高齢者の地域包括ケアの拠点等の形成を推進する。特に大規模団地においては、居住機能の集約化等に併せて、子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、団地を含めた地域の再編を進めていく。

これらの取組を通じ、高齢者や子育て世帯等の多様な世代が生き生きと生活し活動できるよう「スマートウエルネス住宅・シティ」の展開を推進し、UR団地において2020年までに100団地程度、2025年までに150団地程度を医療福祉拠点化するとともに、建替え等が行われる公的賃貸住宅団地（100戸以上）における、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率を、2016年度～2025年度の期間内に建て替え等が行われる団地のおおむね9割（2017年度90%）とすることを目指す。

◎ (4)-(ウ)-③ 東京圏をはじめとした大都市圏の少子化問題への対応

平均初婚年齢や第1子出産年齢が全国でも際立って高く、特に第3子以降の出生数が全国と比べて非常に少ない東京圏をはじめ、大都市圏に

⁽⁷⁶⁾ 自宅を担保とした金融商品の一つ。自宅を保有するが現金が少ないという高齢者世帯が自宅を手放さずに資金調達を行うための手段とされている。公的なものと民間のもの、年金方式と一括方式のものがある。

においては、地域の実情に即した「働き方改革」など「地域アプローチ」の取組を進める。

また、東京圏の産科施設等における都県域を越えた搬送調整など、安心して子供を産み育てることができる環境の整備について、東京圏と国が連携して取り組んでいく。

(エ) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保

【施策の概要】

地域の高齢化が進む中で、地震・豪雪・風水害などの様々な災害に対する地域コミュニティによる対応が課題となっている。地域コミュニティに貢献する消防団や自主防災組織等の充実強化や災害対応・防災における ICT の利活用の推進により、住民が地域防災の担い手となる環境を整備する必要がある。

【主な重要業績評価指標】

■消防団の団員数の維持（2017年4月時点 850,331人：2018年4月時点（速報値）843,661人）

■全都道府県にLアラートを導入（2018年11月時点 46都道府県）（再掲）

【主な施策】

◎ (4)-(エ)-① 消防団等の充実強化・ICT利活用による、住民主体の地域防災の充実

消防団について、団員数の増加している女性や学生等の入団を更に促進すること等により、団員を確保・増員するとともに、自主防災組織等との連携を推進する。

消防団員の加入促進に当たっては、全国的な広報活動や、企業や大学等と連携した女性や学生等の加入促進を図るための支援事業を実施している。

(オ) ふるさとづくりの推進

【施策の概要】

人口減少や超高齢化が進行する中で、全国で多くの「ふるさと」が、その存在そのものの危機に瀕しつつある。そこで、「ふるさと」の価値を再認識し、「ふるさと」を愛することの大切さを伝え、生まれた人は「ふるさと」にとどまり、都会に出た人は「ふるさと」に帰るきっかけとする。また、都会に生まれた人については、そこが新しい「ふるさと」となるよう、その場所に対する愛着、帰属意識を高める「ふるさとづくり」の取組を進めていく。こうした取組は、地域に住む住民が主体となった地方創生の推進に大きく寄与するものである。

【主な重要業績評価指標】

■ふるさとづくり推進組織の数を1万団体に増加（2018年度10,195団体）

【主な施策】

◎ (4)-(オ)-① 「ふるさと」に対する誇りを高める施策の推進

ふるさとづくり推進組織（以下「推進組織」という。）の数は、2013年度の3,291団体から、2018年度には10,195団体に増加している。

これまで、ふるさとづくり有識者会議がとりまとめた『ふるさとづくり推進のための～施策・取組事例集～』の周知広報、ふるさとづくり推進ポータルサイトによる情報の発信、ふるさとづくり実践活動チームによる全国各地域の推進組織等との意見交換等やその活動内容をまとめた『ふるさとづくり実践活動事例集』による発信等に取り組んできたところ。

推進組織数に関する目標値は達成しているが、引き続き、周知広報や情報発信といった取組を実施し、その活動の発信や共有を図ることで、さらなる団体の増加に寄与するよう努める。

(カ) 健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進

【施策の概要】

急速な高齢化が進展、高齢者世帯の増加や単身化が進行する中で、住民個人による疾病・介護予防や健康増進の取組を支援し、その結果として健康寿命をのばし、生涯現役の社会づくりを推進することは、今後、ますます重要となる。このため、地域の実情に応じて、地域の資源や関係施策を有機的に連携させながら、より多くの住民が健康で生き生きと暮らしていけるような地域づくりに地方公共団体が取り組むことを推進する。

【主な重要業績評価指標】

■2020年までに健康寿命を1歳以上延伸（2010年比）（2025年までに健康寿命を2歳以上延伸）

【主な施策】

◎ (4)-(カ)-① 疾病予防や健康づくりの推進による地域の活性化

「人生90年」という超高齢社会が到来する中で、重症化予防や健康づくり対策によって住民の健康長寿の実現を図ることは重要な課題である。健康長寿の実現に向けた取組は、地方公共団体だけでなく、民間企業や医療機関、介護事業者等との連携をはじめとして、地域全体で総合的に取り組むことで、より効果的・効率的な取組となり、事業として自立・継続しうる。また、観光、教育・福祉、まちづくりなど様々な分野との連携による相乗効果も期待できる。加えて、健康寿命の延伸を通じた生涯現役の社会づくりや、地域経済の活性化、地域コミュニティの強化、

賑わいの創出といった効果も期待され、地方創生の深化につながる。

そのため、地域の資源や関係施策等を有機的に連携させながら、より多くの住民が疾病・介護予防や健康増進に関心を持って取り組めるような地域づくりの実例を収集し、これを情報提供することにより、各地域での取組を推進する。

具体的には、例えば、地域の商店街等の協力を得て住民の予防・健康増進の取組にインセンティブを付与し参加を促す事例や快適な歩行空間の整備等を通じて市民の外出機会を増やす事例（スマートウエルネスシティの取組）など、他の地方公共団体での取組の参考となる事例を提供し、地域の実情に応じた取組を促進する。

こうした地域での取組を推進するため、地域におけるヘルスケア産業の創出を促進するための「地域版次世代ヘルスケア産業協議会」の設置促進や地域の実情に応じた先駆的な取組を横展開するため、地方創生推進交付金等の活用を促進するような取組事例を示すなど、幅広い活用を支援する。

また、地域の実情に応じ、スポーツを通じた健康増進に資する取組を支援し、多くの地域住民のスポーツへの参画を促進する。

また、地域における高齢者の通いの場を中心とした、介護予防・フレイル⁽⁷⁷⁾対策（運動、口腔、栄養等）や生活習慣病などの疾病予防・重症化予防を一体的に実施する仕組みを検討する。(P)

◎ (4)-(カ)-② 地域共生社会の実現

誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、社会保障や地域産業といった領域を超えて、地域の住民や多様な主体が支え合い、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を実現することにより、急速な少子高齢化、人口減少等による世帯構造の変化や個人や世帯の抱える課題の複合化に対応することが必要である。

そのため、高齢者、障害者、児童等の対象者ごとに提供してきたサービスについて、複合化するニーズへの対応を強化するための包括的な支援体制の構築を推進し、地方公共団体の創意工夫ある取組等を支援する。

また、生産年齢人口が減少する中で、今後の医療・福祉ニーズの増大や地域における多様な支援ニーズに対応するため、潜在有資格者（専門資格を持ちながら専門分野で就業していない者）の掘り起こしとともに、

⁽⁷⁷⁾ 要介護状態に至る前段階として位置付けられるが、身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

多様なキャリアパスの構築等を通じた人材の有効活用を図っていく。さらに、高齢者のみならず若年層や勤労世代など全ての人々が健康で生き生きと暮らしていけるような地域づくりを実現するため、疾病・介護予防や健康増進に向けた地域の実情に応じた取組を推進する。

◎ (4)-(カ)-③ 地域包括ケアシステムの構築

2017年10月1日現在の人口推計によると、我が国の65歳以上の高齢者人口は、3,513万2千人、総人口に占める割合（高齢化率）は27.7%となっており、2017年の将来推計人口（中位仮定）では2042年の3,935万1千人でピークを迎えるものの、その後も、75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されている。

このような状況に加え、大都市部や地方都市等で高齢化の進展状況に大きな地域差があることを踏まえ、団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けて、地域の特性に応じた地域包括ケアシステム（医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制）の構築を推進することで、高齢者が自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる地域づくりを進める。

◎ (4)-(カ)-④ データヘルスと健康経営の一体的な推進

急速な少子高齢化が進む我が国においては、生涯現役社会の実現に向けて、国民一人ひとりが生活の質（QOL）を高め、健康寿命を延ばすことがより一層重要となっている。また、地域住民の生活の質（QOL）の向上や健康経営等の取組による企業の活性化は、地方創生の本格展開にもつながる。

そのため、健康管理と病気・介護予防、自立支援に軸足を置いた、「新しい健康・医療・介護システム」を構築することにより、個々人に最適な保健医療サービスを提供することが必要である。

具体的には、経営者が従業員の健康管理を経営的な視点から考え実践する「健康経営」の地域の企業への浸透を促進する。加えて、健康保険組合等によるデータヘルス⁽⁷⁸⁾と事業主による健康経営とが連携（コラボヘルス）を図ることにより、加入者、従業員の健康増進に向けた取組の効果的・効率的な実施を促進する。また、予防・健康づくり等に向けた加入者の行動変容を促す保険者の取組を推進するため、保険者に対するインセンティブを強化する。

⁽⁷⁸⁾ 医療保険者が、レセプト・特定健診等のデータを活用し、PDCAサイクルに沿って効果的かつ効率的に行う、加入者の健康の保持増進のための事業。

(キ) 温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり

【施策の概要】

2015年12月に「パリ協定」が採択され、2016年11月に発効した。この協定により、温室効果ガスの排出等に係る将来の国際社会の姿が世界で共有された⁽⁷⁹⁾。同協定の採択も踏まえて、我が国においては、2016年5月に、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）の改正、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）⁽⁸⁰⁾の策定等が行われた。

さらに、気候変動の影響が顕在化し、将来にわたり深刻化するおそれがあることから、気候変動による影響の防止・軽減等を図る気候変動適応を推進するため、2018年6月に気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「適応法」という。）が成立し、同年12月に施行されるとともに、同法に基づく気候変動適応計画（平成30年11月27日閣議決定）が策定された。

温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応の推進に向けて、再生可能エネルギーの最大限の導入や省エネルギーの徹底等に係る技術の開発とその社会実装、農業や防災等の各分野での適応策の実施、ライフスタイル・ワークスタイルの変革に向けた取組等を地域の特性を踏まえつつ進展させることは、エネルギーコストに係る収支の改善を通じた地域経済の基礎体力の向上、新たな雇用の創出等に貢献するものと期待される。

また、都市のコンパクト化は、地球温暖化対策の観点からも重要な取組として位置付けられており、誰もが暮らしたくなる魅力的なまちづくりにも貢献するものと期待される。

このため、温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を地方創生の視点で捉え、省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入、各分野での適応策の推進、都市のコンパクト化等の計画的な取組を進める。

【主な重要業績評価指標】

- 温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定・実施
- (4)-(ア)-C「都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進」に関する主な重要業績評価指標に同じ
- 適応法に基づく地域気候変動適応計画の策定・実施

【主な施策】

◎ (4)-(キ)-① 温室効果ガスの排出を削減する地域づくりの推進

再生可能エネルギー等の最大限の導入拡大・活用推進と省エネルギー

⁽⁷⁹⁾ パリ協定では、産業革命前と比べ世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分低く保持すること、1.5℃に抑える努力を追及すること等を目的とし、この目的を達成するよう、人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去のバランスを今世紀後半に達成するために、最良の科学に従って早期の削減を目指す、とされている。

⁽⁸⁰⁾ 温対法に基づくもの。

の推進、地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進等を図るため、温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定・実施マニュアルの改訂等により、その策定を支援する。

また、同計画に関して、2016年の温対法改正により「都市機能の集約の促進」等が記載事項の一つとして明記され、地球温暖化対策計画においても、低炭素型の都市・地域づくりの推進の一環として「都市のコンパクト化」が掲げられた。こうした点も考慮し、地球温暖化対策と都市のコンパクト化の関係等に係る認識の普及を図るとともに、高齢者や子育て世代にとって安心して快適に生活できる都市環境の形成、サービス産業の生産性向上等の様々な観点から都市のコンパクト化等を進める。

◎ (4)-(キ)-② 気候変動への適応を進める地域づくり

気候変動の影響の内容や規模は地域特性によって大きく異なることから、地域の実情に応じた適応策を推進することが重要である。

地域の実情に応じた適応策の推進を図るため、適応法に基づく地域気候変動適応計画の策定マニュアル等により、その策定を支援する。

地域における適応策の推進は、気候変動の影響による被害を防止・軽減し、安全・安心で持続可能な社会の構築だけでなく、地域社会・経済の健全な発展にも資することから、地域の適応計画の策定・実施を支援するとともに、適応法に基づき2019年に設置予定の気候変動適応広域協議会の場において、地域の適応策の優良事例等の情報共有を行うなど、地域における適応の取組を促進する。

(ク) 地方公共団体における持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に向けた取組の推進

【施策の概要】

SDGs は、先進国、開発途上国を問わず、世界全体の経済・社会・環境の三側面における持続可能な開発を統合的取組として推進するものである。多様な目標の追求は、日本の各地方における諸課題の解決に貢献し、地方の持続可能な開発、すなわち地方創生に資するものである。

これまで取り組んできた低炭素化と持続発展を両立する環境モデル都市及び環境・超高齢化対応等の課題解決に向け、新たな価値を創造する環境未来都市で構成する「環境未来都市」構想は、環境・社会・経済の三側面における新たな価値創出によるまちの活性化を目指したSDGsの理念と軌を一にするものであり、SDGsの取組の先行例といえ、SDGsの推進に当たっては、同構想を更に推進することが重要である。

また、我が国における SDGs の国内実施を促進するためには、地方公共団体及びその地域で活躍するステークホルダーによる SDGs 達成のための積極的な取組が必要不可欠である。

一方、SDGs の推進に向けた地方公共団体の取組については、約 5%にとどまっており、更なる取組の裾野拡大が必要である。そのため、引き続き SDGs の理解促進のための地方公共団体に対する普及促進活動の展開や、SDGs 未来都市の選定、モデル事業形成への資金的支援を継続する。

さらに、多様なステークホルダー、特に民間企業と地方公共団体等との連携を促進すべく、地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム内での取組を一層活発化させることで、地域の社会的課題の解決に向けた民間企業の参画、SDGs を活用したビジネス連携の促進を図る。

これらの取組を支援するとともに、成功事例の普及展開等を行い、SDGs を原動力とした地方創生の実現を図る。

また、持続可能な地域づくりを進めるため、環境基本計画（2018 年 4 月閣議決定）を踏まえ、SDGs の考え方も活用しながら、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」を創造していく。

【主な重要業績評価指標】

■都道府県及び市区町村における SDGs の達成に向けた取組の割合：30%

（2018 年 11 月時点の取組の割合（約 5%））

※今後取組を推進予定及び検討予定の都道府県及び市区町村を含めた割合は約 30%

【主な施策】

◎ (4)-(ク)-① 地方公共団体に対する普及促進活動の展開

地方公共団体における SDGs の達成に向けた取組は、約 5%（2018 年 11 月時点）である。

これまで SDGs の理解促進のための地方公共団体に対する普及促進活動の展開や「環境未来都市」構想において、国際的なレベルで都市経営のノウハウや人材の交流促進を図り、その成果を相互に利用してきた。

取組の推進に向けては、SDGs に関わる主体の知の交流の場として、国際的なフォーラムの開催や国際会議等の機会を捉え、都市間ネットワークの形成を支援し、地方創生に向けた日本の「SDGs モデル」を国内外に発信する。

また、地方公共団体及びステークホルダー等への SDGs に対する理解促進を図る必要があり、更なる機運醸成を図るため、地方公共団体が主催する SDGs 理解促進、普及啓発のためのフォーラム事業等の実施や各地域での SDGs 導入に向けた説明会の開催など、更なる地方公共団体及びステークホルダー等への普及促進活動を展開する。

◎ (4)-(ク)-② 地方公共団体による SDGs 達成のためのモデル事例の形成

地方創生分野における日本の「SDGs モデル」の構築に向け、優れた取組を提案する都市を公募し、2018年6月、「SDGs 未来都市」として29都市を選定するとともに、その中で特に先導的な取組を「自治体 SDGs モデル事業」として10事業選定し、これらの取組に対して支援している。

地方公共団体が抱える課題は多様であり、より一層の SDGs の取組の裾野拡大が必要であることから、優れた取組を提案する都市・地域を引き続き SDGs 未来都市として選定し、関係府省庁を構成員とした「自治体 SDGs 推進関係省庁タスクフォース」の下、関連予算による補助事業等により強力に支援する。また、その中で、特に先導的な提案についてはモデル事業として選定し、SDGs の達成に向けた事業や SDGs の理解促進、普及啓発のための事業等を進める。

これらの先駆的事例について、有識者の支援の下、各取組をフォローアップし、モデル事例を形成する。

また、SDGs の取組事例集の作成や、今後 SDGs に取り組む地方公共団体に対し、SDGs の達成状況を測る際に参考となる指標の提示などを通じ、取組の普及展開を図る。

◎ (4)-(ク)-③ 「地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム」を通じた民間参画の促進

SDGs の国内実施を促進するためには、地方公共団体及びその地域で活躍するステークホルダーによる SDGs の達成のための積極的な取組が必要不可欠である。

そのため、2018年8月、「地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム」(2018年11月末会員数：537団体)を設置し、マッチング支援や先駆的プロジェクト創出に向けた分科会設置、普及促進活動等をスタートさせたところである。

地方創生に向けた SDGs の取組における官民連携を促進するため、引き続きマッチング支援や分科会設置、普及促進活動に取り組むほか、ビジネス連携促進のための調査を実施する。

◎ (4)-(ク)-④ 地域循環共生圏の創造

地域は、人口減少、少子高齢化等の課題が顕在化する一方、多様な地域資源を有しており、環境・経済・社会上の諸課題を同時解決し SDGs を実現する実践の場である。

エネルギー、循環資源、生物多様性など様々な切り口から資金と人の

流れを生み出し、持続可能なビジネス・地域づくりを行う「地域循環共生圏」の具現化を進める。これによって、地域で環境政策による経済・社会の課題解決を実践し、地域経済の成長や地方創生につなげる「環境で地方を元気にする」ためのモデルケースを打ち出すとともに、都道府県及び市区町村における SDGs 達成に向けた取組の割合向上に寄与する。

IV. 地方創生に向けた多様な支援-「地方創生版・三本の矢」-

1. 情報支援の矢

(1) 「地域経済分析システム (RESAS)」の開発、DMO への情報支援

地方創生に向けた情報支援として、地域経済に関する官民のビッグデータを、分かりやすく「見える化」した「地域経済分析システム (RESAS)」を 2015 年 4 月より提供している。提供開始以降、データ追加のほか、利用者の利便性向上のための機能改修を継続的に実施しており、2018 年 2 月には地図検索機能等を追加した。引き続き RESAS の機能やデータの強化を図るとともに、ユーザーインターフェースの改善を含め利便性の向上等を実施する。

また、DMO が KPI の達成状況を管理し、PDCA サイクルを回すことを容易にするため、観光地域のマネジメント・マーケティングを行うための支援ツールである「DMO ネット」を 2017 年 3 月より提供しており、2018 年 3 月には全国 4 地域における DMO ネットの活用モデルの構築を行った。今後も全国各地の DMO で「DMO ネット」を効果的に活用したマネジメント・マーケティングがより一層進むよう、機能強化を行うとともに、活用モデルの横展開などの利用促進に向けた取組を実施する。

さらに、「地域の産業・雇用創造チャート」や、法人情報を効率的・効果的に提供するサイト「法人インフォメーション」(2017 年 1 月より運用開始、各種行政機関のデータ提供サイトとも連携)等により、地方公共団体・民間事業等によるデータ収集コストの低減やデータ活用の促進等を図る。

(2) RESAS の普及促進

RESAS の提供開始以来、経済産業局や沖縄総合事務局等に地方公共団体の職員や教育機関、民間団体、その他一般の利用者等に対し RESAS の活用をサポートするための専門人材を配置して普及を推進している。また、RESAS を活用した政策立案に関し地方公共団体からの要望に応じたワークショップの実施や、各都道府県における RESAS 担当課の設定等、RESAS の普及に向けて各種の取組を実施している。その結果、地方公共団体における「地方版総合戦略」の策定への活用に加え、具体的施策の検討への利用に広がりつつある。また、高校や大学といった教育機関での授業における RESAS の利用、地方公共団体・NPO 等の主催による地域での RESAS を用いたセミナーやコンテストの実施等、RESAS を活用する動きは各地域で着実に進展しつつある。

引き続き地方公共団体等との連携を通じ、RESAS についてより一層の普及を図る。

2. 人材支援の矢

(1) 地方創生リーダーの育成・普及

各地方公共団体においては、「地方版総合戦略」に基づいて、様々な事業を推進し

ている。地方創生の深化に向けた様々な取組は、実際にこれを担う専門人材（高度な専門性を有する人材をはじめとした地方創生人材）の確保・育成・活躍によって実現されるものである。

2015年12月に取りまとめた「地方創生人材プラン」を踏まえ、地方創生を志す人々がインターネット等を活用し自己研鑽^{さん}できる素材・コースを提供するなどし、広く専門人材の養成・研修の充実を図るため、2016年12月に「地方創生カレッジ」を開講した。「地方創生カレッジ」では、大学や民間事業者など複数の養成機関が作成した学習コンテンツを全国各地の幅広い年齢層・職種の方々に、インターネットを活用したeラーニング形式で提供している（開講後2～3年間で受講者10,000人を目標としていた中、開講から約1年でこの目標に到達し、2018年11月時点では約18,000人まで増加）。

また、2017年3月には、地方創生に携わる関係者が知見を共有し、相互にアイデアを提案するためのプラットフォームとしてのWebサイト（地方創生「連携・交流ひろば」）の提供を開始し、2018年度はコンテンツの大幅拡充と利便性向上に取り組んでいる。

今後とも「地方創生カレッジ」については、地域で活動する方々のニーズや受講者の意見、今後の各施策の展開等を踏まえ、学習コンテンツの充実を図りつつ、受講者の更なる拡大のほか、5年間で高度な専門性を有する人材500人以上の輩出を目指していく。あわせて、「地方創生「連携・交流ひろば」」の更なる充実と普及により、地方創生に携わる関係者のネットワーク拡充に取り組み、新たなアイデアの創出へ向けた一層の機運醸成を図る。

（2）地方創生コンシェルジュ

2015年2月に、「地方創生コンシェルジュ」の仕組みを構築した。「地方版総合戦略」の策定を含め地方創生の取組を行う地方公共団体の相談窓口として、当該地域に愛着のある国の職員を選任している。また、同年3月には地方創生コンシェルジュ同士の横の連携、情報共有及び現場のニーズを把握するため、地方創生コンシェルジュと地方公共団体との各都道府県別の意見交換を行った。現在は都道府県知事、市町村長と地方創生コンシェルジュとの意見交換会を地方開催も含め随時行っている。更に便利で使いやすい制度にするため、地方公共団体に対するアンケート調査を実施し、2016年6月に地方創生コンシェルジュ活用状況調査報告書を公表した。調査結果を踏まえ、地方創生コンシェルジュに係る「活用の手引き」及び「相談事例」を同年7月末に地方公共団体に提供した。

相談方法としては、地方公共団体は、具体の担当府省庁が明確な場合は当該府省庁の地方創生コンシェルジュに相談し、必要な知見について各々の担当部局にアクセスすることができる。また、具体の担当府省庁が不明の場合は内閣府地方創生推進室の地方創生コンシェルジュに相談し、必要に応じ関係府省庁の担当にアクセスする

ことができる。

今後も地方公共団体との意見交換を通じ、地方からの相談に対し前向きに具体的な提案ができるよう親切、丁寧、誠実に対応していく。

(3) 地方創生人材支援制度

2015 年度に地方創生人材支援制度を創設してから、これまで4年間で、地方創生に積極的に取り組む 204 の市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を派遣している。派遣された人材は、市町村長の補佐役として、副市町村長や地方創生担当部局の幹部等に着任し、それぞれの市町村の「地方版総合戦略」に記載された施策の推進を中核的に担っている。

派遣期間中には、派遣者が一堂に集う情報交換会・報告会を年に4回程度、東京等において開催し、派遣者が市町村で取り組んでいる事業の内容やそのノウハウ等について情報交換し、また地方創生担当政務との活発な意見交換を行っている。

今後とも、地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、必要な人材の派遣を行う。なお、2019 年度派遣からは、市町村や人材にとってより活用しやすい制度となるよう、対象市町村を原則人口 10 万人以下に広げるほか、再派遣等を可能とする（これまで常勤職の派遣を受けた市町村等への常勤職の再派遣を除く。）などの見直しを行う。また、報告会の開催や地方創生に関する情報発信等を通じて派遣者に対する支援を行うとともに、地方創生の取組の好事例・ノウハウの蓄積を図り、派遣者や市町村への還元・共有を推進する。さらに、派遣者及び派遣先の市町村が派遣期間終了後もつながりを維持できるようフォローアップ体制を充実させる。

3. 財政支援の矢

(1) 地方創生関係交付金

地域再生法に基づく法定交付金である地方創生推進交付金を活用し、地方公共団体が従来の「縦割り」事業だけでは対応しきれない課題を克服することを目的に実施する複数年度にわたる取組を安定的かつ継続的に支援する。また、地方公共団体による自主的・主体的な事業設計に併せ、具体的な成果目標と PDCA サイクルの確立の下、官民協働、地域間連携、政策間連携等の促進、先駆的・優良事例の横展開を積極的に推進する。地方創生推進交付金の交付対象とする個別事業の選定・検証については、関係府省庁の参画を得ながら内閣府において対応する。

2019 年度の地方創生推進交付金の運用に当たっては、UIJ ターンによる起業・就業者創出等に向けた新たな支援も行うとともに、2018 年度から、地方の代表の参画を得て開催することとした「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」における議論等を踏まえ、地方創生を更に加速させる観点から必要となる改善策として、中枢中核都市向けの交付上限額の新設、新規事業の申請上限数の見直し、企業版ふるさと納税との併用等の措置を講じる。(P) ※税制改正の内容を踏まえ記述

また、地方大学・産業創生法に基づき、首長のリーダーシップの下、産官学連携により、地域の中核的産業の振興や専門人材育成等を行う優れた取組を地方大学・地域産業創生交付金により重点的に支援する。

地方創生の深化のため、平成 28 年度当初予算において 1,000 億円、事業規模で 2,000 億円程度の地方創生推進交付金を創設するとともに、安定的・継続的な制度・運用とするため、当該交付金を 2016 年 4 月に施行された改正地域再生法に基づく法定交付金とした。

この地方創生推進交付金によって、地方公共団体の自主性・主体性を尊重しつつ、官民協働、地域間連携、政策間連携等を行う先駆的な取組を安定的かつ継続的に支援する。地方創生推進交付金の交付対象となる事業に対しては、各地方公共団体において、適切な KPI の設定、外部有識者の意見聴取等を伴う効果検証の実施を徹底する。その際、外部への公表や国に対する検証結果報告等により透明性を確保する。また、国においても、成果の検証結果により取組内容の改善等の検討が行われているかどうかなど、PDCA サイクルを踏まえた取組改善を促す。

支援対象となり得る分野例は、地域の技の国際化（ローカルイノベーション）、地域の魅力のブランド化（ローカルブランディング（DMO、地域商社））、地域のしごとの高度化（ローカルサービスの生産性向上等）、地方創生推進人材の育成・確保、移住促進/生涯活躍のまち、地域ぐるみの「働き方改革」、「小さな拠点」の形成等、都市のコンパクト化と公共交通ネットワークの形成等である。

こうした分野例の提示に加え、地方公共団体の KPI の設定や事業の効果検証方法などに係るガイドラインや特徴的な取組事例集をとりまとめ、地方公共団体に情報提供しており、今後もこのような取組を行っていく。

2019 年度においては、引き続き、地方創生推進交付金について、●円（P）を確保する（P）※予算査定を踏まえ記述。また、東京圏からの UIJ ターンの促進及び地方の担い手不足対策として、地域における社会的課題の解決に取り組む起業や、地域経済に波及効果を有し地方創生に資するものとして地方公共団体が選定する中小企業等への就業に伴う移住への支援について、地方創生推進交付金を活用する。さらに、これまでの運用状況等を踏まえ、有識者の知見を得つつ、国と地方公共団体の実務者が協働して、建設的な議論を進める場として 2018 年度新たに開催することとした「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」における議論等を踏まえ、地方創生を更に加速させる観点から必要となる改善策として、中枢中核都市向けの交付上限額の新設、新規事業の申請上限数の見直し、企業版ふるさと納税との併用等の措置を講じる。（P）※税制改正の内容を踏まえ記述

また、平成 30 年度当初予算において創設された地方大学・地域産業創生交付金については、2018 年 5 月に成立した地方大学・産業創生法に基づく法定交付金として、首長のリーダーシップの下、産官学連携により、中核的産業の振興や専門人材育成等を行う優れた取組を重点的に支援するものであり、2018 年度分については、2018 年

10月に7件の交付対象事業を採択したところである。また、本交付金の対象となる大学において、学長等のリーダーシップの下で実施する、地域における大学振興・若者雇用創出事業の取組を含め、地方公共団体や民間企業等と連携しつつ、当該取組を行う大学の必要な経費として、国立大学法人運営費交付金及び私立大学等改革総合支援事業を本交付金と連動して執行することにより、地域における若者の修学及び就業を一層促進する。

以上のように地方創生は地域的・政策的に広がりを見せているが、今後、更に全国津々浦々まで波及させるには、先進的で優良な事例の普及を積極的に図ることが必要である。このため、2019年度においては、2018年度に引き続き、サテライトオフィスも活用しながら⁽⁸¹⁾、希望する地方公共団体に対する個別相談に随時対応するなど、きめ細かな相談体制を構築する。(P)

(2) 地方財政措置

地方創生については、まずは国と地方が適切に役割分担を行うことが必要である。その上で、少子化や人口減少などの要因や課題は地域ごとに大きく異なっているので、地域の課題については、地域の実情に応じ、地方の責任と創意による対策が講じられることが重要である。

このため、地方公共団体が自主性・主体性を最大限に発揮できるようにするための地方財政措置を講じる。

◎まち・ひと・しごと創生事業費 (P)

地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、2015年度以降、地方財政計画の歳出に、「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)を計上している。2019年度についても、引き続き1兆円を計上する。(P)

(3) 税制

志ある個人や企業の「民の力」を地方創生に効果的に活用する観点から、「しごと」と「ひと」の好循環を生み出し、「まち」を活性化することに資する税制の推進を図る。

◎地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)

「地方版総合戦略」に位置付けられた、地方公共団体が行う地方創生のために効果的な事業について、当該事業に対する企業の寄附に係る法人事業税・法人住民税及び法人税の税額控除の優遇措置を2016年度に創設し、2018年12

⁽⁸¹⁾ 2018年度は、全国8か所(北海道、山形県、山梨県、三重県、和歌山県、島根県、愛媛県、宮崎県)にサテライトオフィスを設置し、各道県で市町村担当向けの交付金説明会及び個別相談会も開催した。

月現在、507 事業が認定を受けている。平成 31 年度税制改正において、対象事業に地方創生関係交付金による事業も含まれることの明確化等の運用改善を行うこととされている（P）※税制改正の内容を踏まえ記述。これらを踏まえ、今後も関係省庁と連携した地方公共団体・企業向け広報活動や、経済三団体をはじめとする経済界への周知活動を展開する。また、2019 年 1 月から新たに実施する優良企業及び地方公共団体の表彰や 2018 年 7 月に登録・公表した「企業版ふるさと納税推進リーダー」を中心とした取組により、地方公共団体による更なる制度の活用や地方創生事業への更なる企業の参画を促進する。

◎都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

大都市部が将来にわたり発展していくためには、地方の活力の維持が不可欠であり、持続可能な地域社会を実現するためには、安定的な地方税財政基盤を確保することが必要である。

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、平成 31 年度税制改正において、特別法人事業税（仮称）及び特別法人事業譲与税（仮称）を創設する。

◎ふるさと納税

ふるさと納税制度は、平成 20 年度税制改正により創設され、ふるさとや地方公共団体の様々な取組を応援する納税者の気持ちを橋渡しし、支え合う仕組みであるとともに、地方公共団体が自ら財源を確保し、様々な施策を実現するために有効な手段であり、我が国において人口減少が深刻化する中で、地域資源を最大限活用し、地域経済を再生させていく上で、重要な役割を果たす制度である。

制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で地方公共団体が創意工夫をすることにより全国各地の地域活性化に繋げるため、過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税の対象外にすることができるよう、平成 31 年度税制改正において、制度の見直しを行う。

◎地方拠点強化税制の拡充[措置済]

本社機能の移転又は地方における拡充を行う事業者に対する税制上の支援措置等の運用を 2015 年 8 月に開始し、2016 年度からは雇用促進税制と所得拡大促進税制の併用を可能とする拡充を行った。さらに、2017 年度からオフィス減税及び雇用促進税制の拡充、移転型事業の要件緩和を行うとともに、地方

交付税による減収補填措置の拡充を行った。加えて、2018年度からは従業員増加数などの雇用要件の緩和や、東京23区から地方へ本社機能に移転する場合に支援対象地域の見直し等を行ったところであり、引き続き企業の地方拠点強化を一層推進する。

◎地域未来投資促進税制の創設[措置済]

2017年7月に施行した地域未来投資促進法に基づき、地域の特性をいかした地域経済^{けん}牽引事業に対する税制上の支援措置を2017年度に創設した。

◎地域再生事業を行う株式会社に対する特例措置（小さな拠点税制）の拡充[措置済]

「小さな拠点」の形成に資する事業を行う株式会社に出資した場合の出資者に対する所得税の特例措置を2016年度に創設した。さらに2018年度において、会社の設立時の出資も対象とし、制度を充実させた。今後も制度の活用促進に努めるとともに「小さな拠点」におけるコミュニティビジネス等による持続的な取組を促進する。

◎地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充[措置済]

◎雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長等[措置済]

4. 国家戦略特区制度、規制改革、社会保障制度改革、地方分権改革等との連携

(1) 国家戦略特区制度等との連携

国家戦略特区は、大胆な規制改革により、国の制度を変えてまで「全国でオンリーワンの事業」を実現しようとする、志の高い、熱意ある地方公共団体等を対象とする制度であり、地方創生の強力な手段と位置付けられる。

今後は、遠隔授業を実効性のあるものとするため、教育再生実行会議における議論を踏まえ、国家戦略特区の活用が提案された中学校における遠隔教育の弾力的実施等について、全国を対象とした実証的取組を来年度から導入する。また、「いつでもどこでもケア」実現のため、一連の医療プロセスを一貫してオンラインで受けられるよう、遠隔服薬指導について、バーチャル特区制度を活用した実証データの収集とともに、かかりつけ薬剤師による実施等を含め患者目線の観点から、都市部の一部におけるオンライン服薬指導の試行的実施を早期に実現するための検討を進める。さらに、キャッシュレス社会の実現や外国人材の受入基盤の整備の観点か

ら、賃金の確実な支払等の労働者保護に留意した体制を備えた資金移動業者⁽⁸²⁾の口座への賃金支払について、できるだけ早期の制度改革を目指し、資金保全のあり方などについて、労使団体、業界団体などとの協議・検討を引き続き行い、結論が得られ次第制度化する。

併せて、第四次産業革命後に、国民が住みたいと思う、より良い未来の社会、生活を包括的に先行実現する「スーパーシティ」構想の実現に向けて、早急に制度整備を行う。「スーパーシティ構想の実現に向けた有識者懇談会」中間とりまとめ（平成30年11月26日）に基づき、住民参画の枠組み、独立性の高い域内運営の枠組みなどについて、制度整備の詳細をさらに検討し、次期通常国会における必要な法整備を目指す。また、実装すべき新技術やインフラ整備のあり方について、統合イノベーション戦略会議が支援し、関係府省と連携して既存のインフラ関連支援策を第四次産業革命仕様にする枠組みの検討など、Society5.0の先行具体化を目指す。

引き続き、残された岩盤規制改革に集中的に取り組んでいくとともに、経済効果が高く、特段の弊害のない特区の成果については、必要なものから全国展開を加速的に進める。

◎構造改革特区法案の提出(P)

経済社会の構造改革及び地域の活性化を図るため、清酒の製造体験を行う製造場の製造免許に係る酒税法（昭和28年法律第6号）の特例措置を講ずるべく、次期通常国会へ構造改革特区法案を提出する。

◎国家戦略特区と地方創生推進交付金等との連携

国家戦略特区における、規制改革を大胆に行う志の高い熱意ある地方公共団体が行う、先駆的で経済効果の高い事業については、地方創生推進交付金等も含めて総合的・重点的に支援し、地方創生の更なる深化につなげる。

(2) 規制改革との連携

地域経済の活性化、ローカル・アベノミクスを一層推進させていくため、地域・民間の創意工夫をいかすと同時に、取組の障害となる規制の打破を目指していく。規制改革推進会議と連携し、地域資源を効率的・効果的に利活用していくため、規制改革推進会議第4次答申（平成30年11月19日決定）で示された地方創生強化のための規制・制度改革の事項を着実に実施し、規制・制度改革に精力的に取り組んでいく。

◎民泊サービスへの対応

住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）が2018年6月に施行されたこと

⁽⁸²⁾ 資金移動業者とは、100万円以下の為替取引を業として営む銀行以外の決済事業者。

を受け、関係部局・省庁や都道府県等の関係地方公共団体との連携を図り、適正な制度運用に努めることで、健全な民泊サービスの普及を図る。

◎来日客増加による需要増に対応する規制改革

来日客の増加に対応し、地域に人を呼び込むためには、人を惹きつける魅力的なコンテンツが必要であり、2018年6月から施行された住宅宿泊事業法・改正旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき、健全な民泊サービスの普及に取り組む。

◎地方版規制改革会議の設置

地域のニーズに即応した規制改革を進めるためには、その地域に、地道で継続的な取組体制を整えることが不可欠であり、地方公共団体における地方版規制改革会議の設置に係る取組をフォローアップする。

(3) 社会保障制度改革等との連携

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号。）に基づき、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、少子化対策・医療制度・介護保険制度等の改革が進められている。引き続き改革を推進するとともに、健康づくりや介護予防の取組を含め、地方における医療や介護等の改革を支援する取組を進める。都道府県が策定する地域医療構想を踏まえ、新たな公立病院改革ガイドラインに基づく公立病院改革を進める。

◎子ども・子育て支援新制度の円滑な施行

幼児教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する子ども・子育て支援新制度については、2015年4月から本格スタートしたところ、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していくことが盛り込まれており、この方針の下、子ども・子育て支援の更なる充実に向けて取組を進めていく。

◎医療保険制度改革

国民健康保険について、都道府県が財政運営の責任主体となる改革が2018年4月からスタートした。この新たな運営の仕組みが定着するよう国としても必要な支援を行う。

◎地域医療構想の策定

地域の医療需要の将来推計や病床機能報告制度等により医療機関から報告された情報等を活用し、都道府県が中心となって、それぞれの地域において必要な医療が確保されるよう、国が策定したガイドラインに基づき、地域医療構想を策定し、患者の視点に立って、どの地域の患者も、その状態像に即した適切な医療を適切な場所で受けられることを目指す。

地域における医療ニーズの将来の見通しを踏まえて、公立・公的病院を含めた複数の病院間で病院の統合等を進める等、地域の実情を踏まえ、医療ニーズの内容に応じて病床を機能分化しながら、人口構造の変化に対応した切れ目のない医療・介護を提供する体制を整備する。

同様の医療機能の病院が複数立地している地域においては、地域の実情に応じて提供体制の再編を進め、地域の医療提供の核となる高度医療を担う病院や急性期を担う病院と、周辺地域に根差して必要なケアを提供する病院との間で役割分担を行うといった対応を促す。

◎公立病院改革

今後の地域医療構想を踏まえ、公立病院の役割を明確化した上で経営改革を推進するとともに、医療提供体制の確保にこれまで以上に大きな責任を有する都道府県の役割を強化していく。公立と公的・民間との間の再編も含め公立病院の再編・ネットワーク化を進めるとともに、意思決定の権限と責任を現場に持たせるため、公立病院の地方独立行政法人化や指定管理者制度等の活用を図る。

◎地域包括ケアシステムの構築

大都市部や地方都市等で高齢化の進展状況には大きな地域差があることを踏まえ、団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けて、地域の特性に応じた地域包括ケアシステム（医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制）を構築する。

◎家族・地域社会や雇用労働環境の変化に対応したサービス構造の改革

地方において医療・福祉人材の高齢化が進む中、潜在的有資格者も含めた人材の需給推計など今後の見通しを明らかにした上で、多様化・複雑化した福祉ニーズに即応できる包括的・総合的な体制の構築、医療・福祉サービスの生産性向上、子育て・介護分野の人材の流動性向上、職場環境の改善を通じた魅力的な労働環境の創出に取り組む。

人口減少下における地域医療介護提供体制の確立に当たって大きな節目となる2018年度に向けた取組と合わせて、必要に応じて関連制度の見直しを行

っていく。

(4) 地方分権改革との連携

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生において極めて重要なテーマである。

このため、地方分権改革に関する提案募集について、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、提案の最大限の実現を図るとともに、改革の成果を国民が実感できるよう、優良事例の普及や情報発信の強化等に努めていく。

◎国が選ぶのではなく、地方が選ぶことができる地方分権改革の推進

地方公共団体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和を推進するため、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を、2018年中に閣議決定する。昨年と同程度の319件の提案について、最大限の実現に向けて関係府省と調整を行った結果、地域資源の利活用等による地方創生や子ども・子育て支援に資する提案等、調整を行った提案の約9割について実現・対応する見込みである。

このうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を次期通常国会に提出することを基本とする。

現行規定で対応可能な提案については、その明確化が重要であるとの地方分権改革有識者会議での議論等を踏まえ、地方公共団体に対する通知等を行う。

引き続き、調査を行うなど検討を進めることとしたものについては、関係府省とも連携しつつ、内閣府において適切にフォローアップを行い、検討結果について、逐次、地方分権改革有識者会議に報告する。

また、シンポジウムの開催、地方分権改革事例集の普及、SNSの活用等の改革の成果等に関する情報発信を行うとともに、地方分権改革・提案募集方式ハンドブックの普及、地方公共団体向け研修の充実、地方における改革の担い手の支援を通じて、優良事例の普及、提案募集方式の一層の活用等の地方における改革の取組を促進する。

おわりに

かつて明治維新が起こった時、イギリスへ留学していた中村正直は、サミュエル・スマイルズの著書「Self-Help（自助論）」に感銘を受けたという。中村が帰国後にこれを翻訳し「西国立志編」として出版したところ、修身の教科書から明治天皇の御前講義のテキストまで、国民的な読み物として、100万部を超えるベストセラーになったと言われている⁽⁸³⁾。

日本は、世界に先駆けて「人口減少・超高齢社会」を迎えている。人口減少を克服し地方創生を成し遂げて、最初にこの問題に対する解答を見出していく。これは、「課題先進国」である我が国が世界に対して果たすべき責任である。

いつの時代も日本を変えてきたのは「地方」である。地方創生においても、「自助の精神」の下、地方が自ら考え、責任をもって取り組むことが何よりも重要である。そのため、都道府県及び市区町村には、地域の特性を踏まえた「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」の目標の実現に向けた取組を自立的に進めていくことを強く期待している。国も、こうした地方の取組に応えるべく、全国一律の施策を展開するのではなく、様々なニーズに応える多様な政策メニューを揃え、地方自身による、裁量性と責任ある地方主導の政策づくりを、全力で支援していく決意である。

我が国には、しごとづくり、移住、子育て、まちづくりの各分野において、先進的な取組を進めている地方公共団体も存在する。また、東北の被災地では、「民」のノウハウや新たな発想を活用し、行政、住民や企業等が連携して、魅力あるまちづくりのための新たな取組が行われている（「新しい東北」の創造）。国の取組は、一律の政策を全国に展開するのではなく、こうした地域の創意工夫を最大限後押しするものでなければならない。また、アジアの玄関口に位置し、出生率が日本一高い等の優位性と潜在力を有する沖縄については、奄美群島などの周辺地域との調和ある振興に配慮しつつ、地方創生のモデルケースとなるよう、国家戦略として、沖縄振興策を引き続き総合的・積極的に推進する。また、国土強靱化等、安全・安心に関する取組と連携しながら地方創生の取組を調和して進めていく。

人口減少・超高齢化というピンチをチャンスに変える。今後、国と地方が、国民とともに基本認識を共有しながら、総力を挙げて取り組んでいくなれば、活力ある日本社会に向けて、必ずや未来が開けていくと確信する。

地方における若者の大幅な減少は、少子高齢化の一層の加速と地方の空洞化を招き、将来に向けた我が国の経済社会の持続可能性に重大な懸念を生じさせる。地方創生は、日本の創生に向けた息の長い取組である。新しい国の形づくりを進

⁽⁸³⁾ S・スマイルズ、中村正直、金谷俊一郎（2013）「現代語訳 西国立志編 スマイルズの『自助論』」PHP 新書

め、この国を、子や孫、更にはその次の世代へと引き継いでいくことは、今日を生きる我々世代の最も重要な責務であり、そのためにも、日本の良さを豊かにたたえた活力ある地域づくりに取り組んでいかなければならない。

この「総合戦略」は、そうした基本認識の下で、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げることを目指して、我が国が初めて取り組む「総合戦略」であり、本戦略自体もまた、その進捗に応じて、目標も含め不断に見直していかねばならない。